

第 II 編

ビジネスプロセス編

※ 前バージョンに対して追加・変更された箇所を下線で示しています。

II ビジネスプロセス編

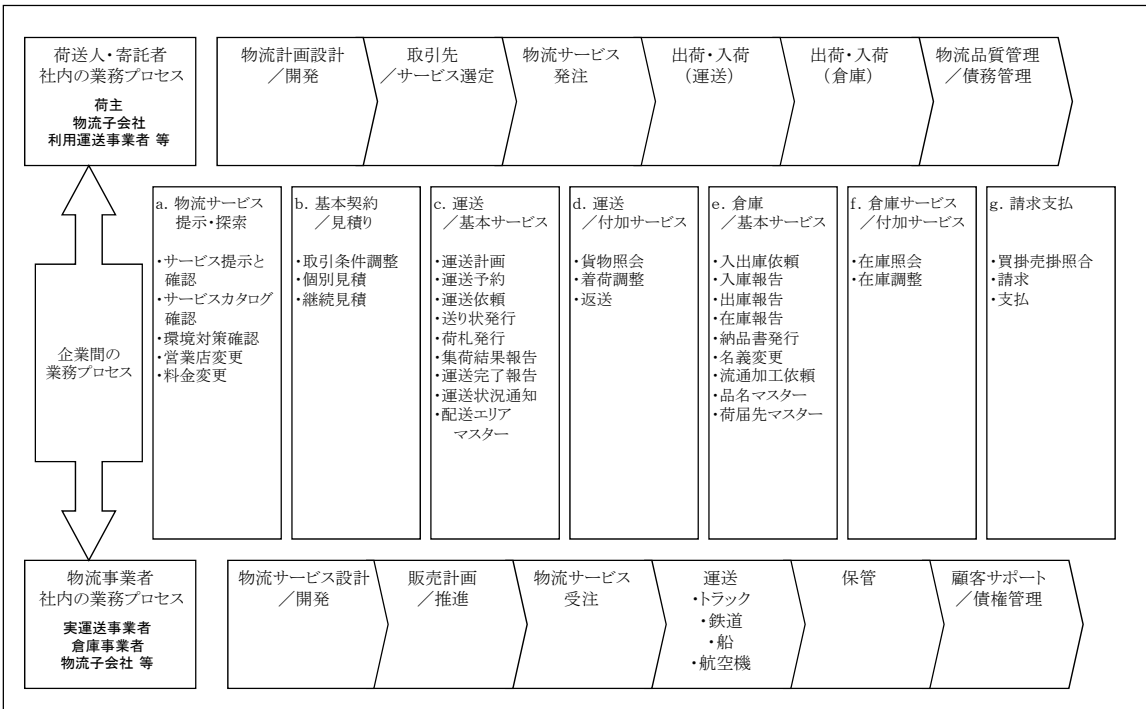
1. ビジネスプロセス編の読み方

1. 1 本標準の対象領域

本標準で対象とする企業間ビジネスプロセスは、以下の7つの業務区分に分類できます。(図表2-1 参照)

- a. 物流サービス提示・探索
- b. 基本契約／見積り
- c. 運送／基本サービス
- d. 運送／付加サービス
- e. 倉庫／基本サービス
- f. 倉庫／付加サービス
- g. 請求支払

図表2-1 物流ビジネスモデル全体概要と業務区分

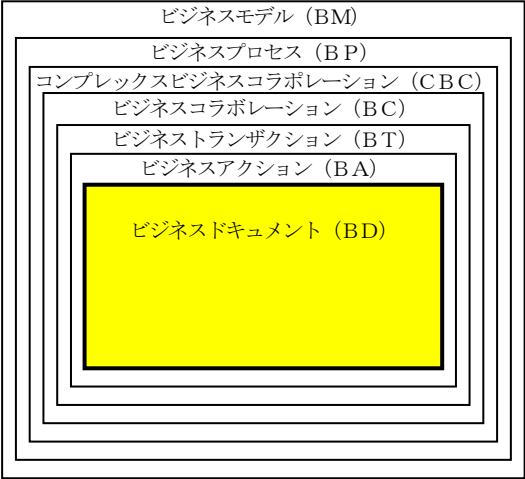


1. 2 ビジネスプロセスの構成

本標準におけるビジネスプロセスモデルは、下記に示す再利用可能なコンポーネントで構成します。

- ①ビジネスモデル (BM)
業務の最大単位
- ②ビジネスプロセス (BP)
ひとまとまりの業務の単位
- ③コンプレックスビジネスコラボレーション (CBC)
複数のコラボレーションの組合せ
- ④ビジネスコラボレーション (BC)
メッセージ交換が業務的に成立する単位
- ⑤ビジネストランザクション (BT)
メッセージ交換の論理的な最小単位
- ⑥ビジネスアクション (BA)
個々のビジネスドキュメントの交換方法

図表2-2 本標準におけるビジネスプロセスモデルの構造



1. 3 ビジネスプロセス定義書の説明

(1) ビジネスプロセス定義書の記載内容

ビジネスプロセス定義書は、企業間でビジネスプロセスを実行し、情報交換をするためのシナリオ、前提条件、運用ルール、留意点などを記載したものです。

取引当事者間でビジネスドキュメント（メッセージ）を交換するにあたっては、ビジネスプロセス定義書に基づき運用するものとし、このビジネスプロセス定義書に基づいたEDI運用規約の締結、EDIシステムの構築を行うものとします。

(2) ビジネスプロセス定義書の作成単位

ビジネスプロセス定義書は、CBC（コンプレックスビジネスコラボレーション）単位に作成します。

ビジネスプロセス定義書には、当該CBCに含まれるBC（ビジネスコラボレーション）、BT（ビジネストランザクション）などの内容も含めて記載します。当該CBCに含まれるBC、BTなどのうち未定義のものがある場合には、ビジネスプロセス定義書にその旨を明記します。

(3) ビジネスプロセスのコンポーネント識別ID

ビジネスプロセスの各コンポーネントを識別するため、IDを以下の形式で付与します。ここで、「999」および「9999」はコンポーネントごとにユニークに付与した番号です。

図表2-3 ビジネスプロセスのコンポーネント識別ID

IDの種類	形式
CBC-ID	CBCS999 （ベーシック型プロセス）
	CBC-999 （コラボレイティブ型プロセス）
BC-ID	BCS999 （ベーシック型プロセス）
	BC-999 （コラボレイティブ型プロセス）
BT-ID	BTS999 （ベーシック型プロセス）
	BT-999 （コラボレイティブ型プロセス）
BA-ID	BAS9999 （ベーシック型プロセス）
	BA-9999 （コラボレイティブ型プロセス）

2. 当事者と場所の定義

2. 1 当事者と場所の定義内容

ここでは、物流業務の電子商取引において、ビジネスドキュメント（BD）などで使用する「当事者（プレイヤー）」と「場所」を定義します。

物流業務においては、取引当事者のほかに貨物の物理的な移動・保管などの場所の定義が重要であるため、それぞれを別々に定義します。

ここで定義する「当事者」および「場所」は、ビジネスドキュメントなどにおいて様々な取引相手を簡潔に記載できるようにするために「役割（ロール）」として定義しており、必ずしも事業者の種類とは一致しません。

なお、「場所」にもその場所を管理する組織が存在するため、「当事者」と「場所」の記載項目はほぼ同様のものとなります。

図表2-4 当事者と場所の定義

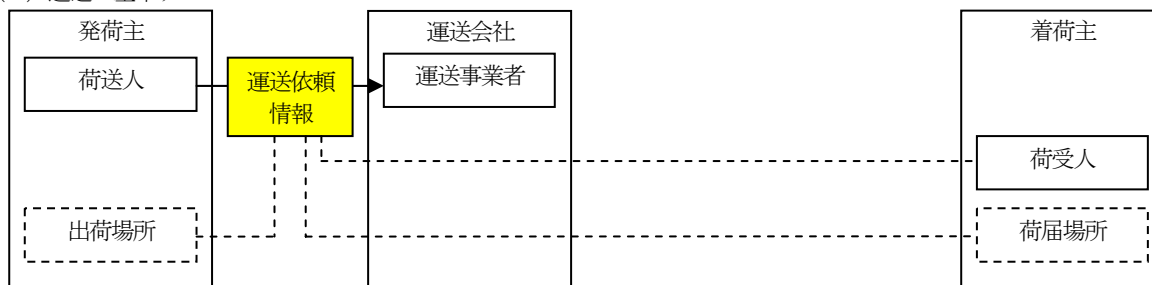
分類	名称	定義
当事者	荷送人	運送事業者に対し、貨物の運送依頼を行う者。
	運送依頼者	荷送人からの直接又は間接の運送依頼を受けて、運送事業者に対し、貨物の運送依頼を行う者。
	荷受人	運送事業者から貨物を受取る者。
	運送事業者	荷送人または運送依頼者から運送依頼を受取る者。
	運賃請求先	運送事業者が運賃を請求する相手。
	寄託者	倉庫事業者に対し、物品保管、入出庫等の倉庫業務の依頼を行う者。
	倉庫事業者	寄託者から倉庫業務の依頼を受ける者。
	倉庫料金請求先	倉庫事業者が倉庫料金を請求する相手。
場所	出荷場所	貨物を出荷する場所。
	荷届場所	貨物を届ける場所。
	保管場所	倉庫事業者が物品を保管する場所。

2. 2 具体的な適用例

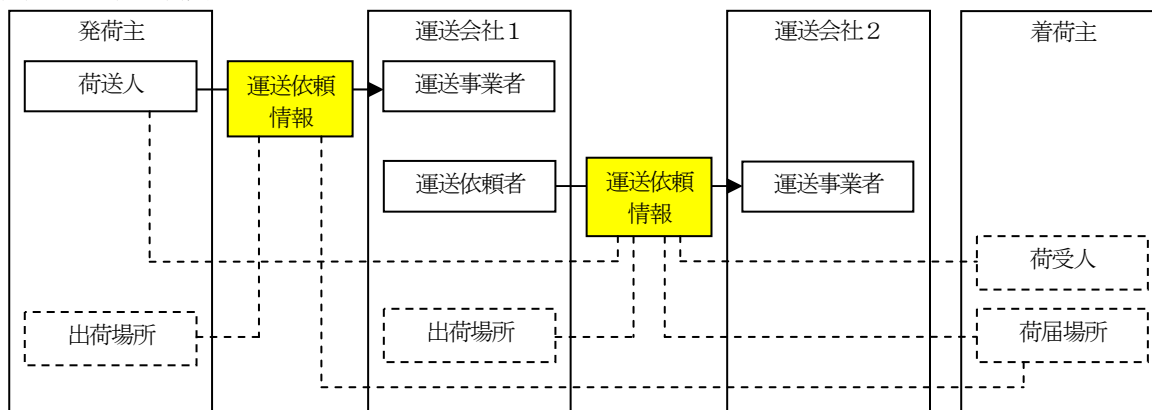
運送業務における当事者の適用例を図表 2－5 に、倉庫業務における当事者の適用例を図表 2－6 に示します。

図表 2－5 運送業務における当事者の適用例

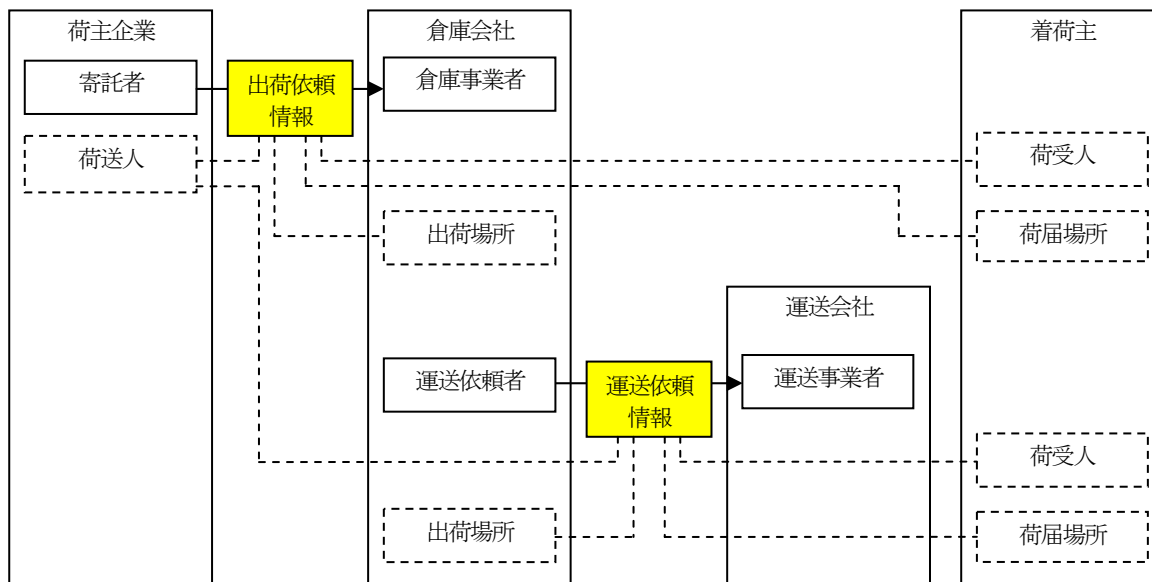
(a) 運送の基本ケース



(b) 運送会社を中継するケース

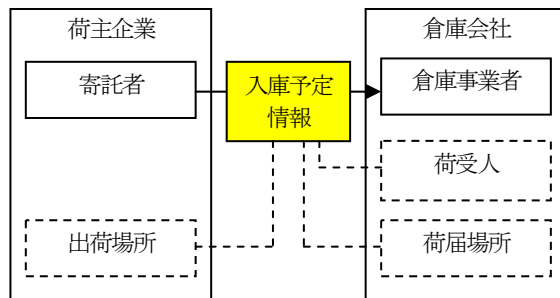


(c) 倉庫会社のケース

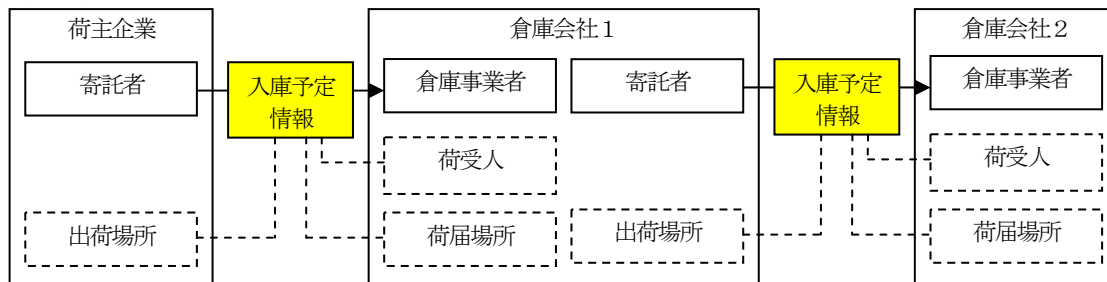


図表 2-6 倉庫業務におけるプレイヤー適用例

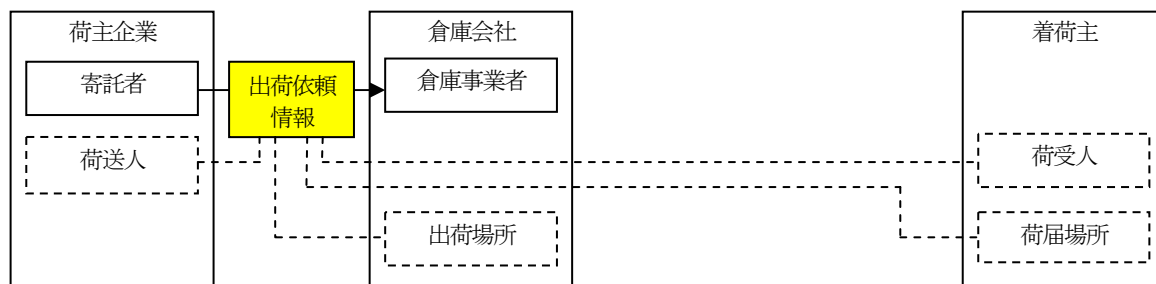
(a) 入庫の基本ケース



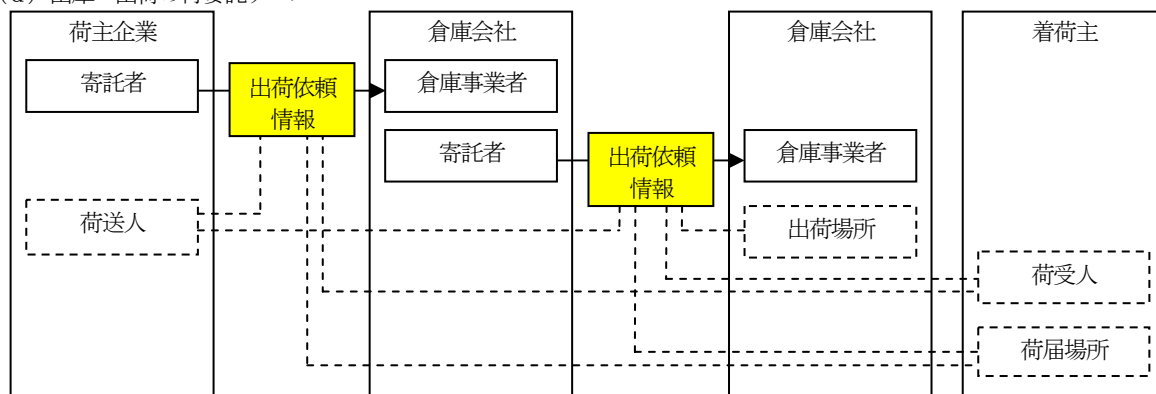
(b) 入庫の再委託ケース



(c) 出庫・出荷の基本ケース



(d) 出庫・出荷の再委託ケース



3. 運送品および受寄物の個数・数量等の表現

ここでは、本標準において、「運送品および受寄物の個数・数量等」を表現する方法について説明します。

3. 1 運送品および受寄物の個数・数量等のデータ項目

運送業務における貨物取扱作業などには、運送品の荷姿、個数、重量、容積などの情報が必要になり、倉庫業務における在庫管理、入出庫作業などには、その他に受寄物の商品名、入り数、商品数などの情報が必要となります。また、運送品や受寄物を効率よく取扱うために、パレット、運送梱包、外箱、中箱、ピースなどのように荷姿等を階層化しています。本標準では、運送品および受寄物の荷姿等を階層化し、図表2-7に示すデータ項目で個数・数量等を表現します。

運送品では、貨物の受け渡しの基本単位を「運送梱包」としています。

運送品の個数・数量等を表現するデータ項目として、パレット等の数を表す「ユニットロード数」、ダンボール等の運送梱包の数を表す「個数」、運送梱包内の商品等の数を表す「数量」の3階層を定義しています。商品の外箱がそのまま運送梱包になることもあり、また、複数の外箱をまとめたものが運送梱包なることもあります。運送品では、受寄物のように数えられるもの、数えられないものの区別は無く、いずれにも「数量」「内容入り数」を使用します。

倉庫業務における在庫管理では、一般的に外箱を「ケース」、中箱を「ボール」、ピース（小売店の販売単位）を「バラ」と呼んでいます。

受寄物の個数・数量を表現するデータ項目として、パレット等の数を表す「ユニットロード数」、ケースなどの外箱を表す「個数」、外箱内の商品数を表す「バラ数（または数量）」の3階層を定義しています。

受寄物の外装の「個数」と、運送品の運送梱包の「個数」とが一致しない場合があるので注意が必要です。

「バラ数」「入り数」は数えられるものに使用し、「数量」「内容入り数」は液体、粉末などの数えられないものに使用します。

図表2-7 運送品および受寄物の個数・数量等のデータ項目

種別 \ 階層	パレット等	運送梱包、 外箱（ケース）	中箱（ボール）	ピース（バラ）
運送品	ユニットロード数 ^{*1}	個数 運送梱包重量 運送梱包容積 運送梱包寸法 内容入り数 ^{*1}	—	数量 商品重量 ^{*1} 商品寸法 ^{*1}
受寄物	ユニットロード数 ^{*1} ユニットロード積載数 ^{*1}	個数 運送梱包重量 入り数（整数） 内容入り数（非整数）	[未定義] ^{*2}	バラ数（整数） 数量（非整数） 商品重量 商品寸法 ^{*1}

(^{*1}) JTRNには定義されているが、本標準では未定義です。必要となった時点で追加します。

(^{*2}) JTRNおよび本標準ともに未定義です。必要となった時点で追加します。

3. 2 受寄物におけるバラ数、数量の使い方

受寄物の「個数」と「バラ数（または数量）」を組み合わせる場合、「バラ数（または数量）」には、総バラ数（または総数量）を表す場合と端数バラ数（または端数数量）を表す場合の2通りの使い方ができます。

図表2-8 受寄物における個数とバラ数、数量の使い方

バラ数、数量の使い方	使い方の判別方法	使い方の例
[使い方1] 総バラ数（または総数量）	バラ数（または数量）が入り数（または内容入り数）より大きい	(例) 個数 12、入り数 10、バラ数 120 : バラ数が入り数より大きいので、バラ数は総バラ数を表す
[使い方2] 端数バラ数（または端数数量）	バラ数（または数量）が入り数（または内容入り数）より小さい	(例) 個数 12、入り数 10、バラ数 8 : バラ数が入り数より小さいので、バラ数は端数バラ数を表す

4. ビジネスプロセス一覧

(1) ベーシック型プロセス一覧

J T R Nが対象としているビジネスプロセスを、本標準のプロセス構成に基づき再整理したものを一覧として図表2-9に示します。

本標準の本バージョンでは、図表2-9の網掛け部分のCBC、BC、BT、BAを対象とし、CBC単位でビジネスプロセス定義書を作成しています。

その他のプロセスについては、必要が生じた時点で本標準に追加をしていく予定です。

図表2-9 ベーシック型プロセス一覧

分類	CBC-ID	CBC	BC-ID	BC	BT-ID	BT	BA-ID	BA	送受	BD名称
運送業務	CBCS010	運送計画	BCS010	運送計画提示	BTS011	運送計画提示	BAS0111	運送計画提示	送→運	運送計画情報(明細型)
	CBCS020	集荷	BCS050	運送依頼	BTS051	運送依頼	BAS0511	運送依頼	送→運	運送依頼情報
			BCS060	標準運送送り状・標準輸送荷札発行	BTS061	標準運送送り状発行	BAS0611	標準運送送り状発行	送→運	(運送依頼請け情報)
					BTS062	標準輸送荷札発行	BAS0621	標準輸送荷札発行	送→運	(標準輸送荷札)
			BCS070	荷渡・集荷結果通知	BTS071	集荷結果通知	BAS0711	集荷結果通知	送→運	集荷情報
			BTS072	荷渡結果通知	BAS0721	荷渡結果通知	送→運	荷渡確認情報		
	CBCS030	配達	BCS120	配達着荷予定通知	BTS121	配達着荷予定通知	BAS1211	配達着荷予定通知	運→受	着荷予定情報
			BCS130	配達指定通知	BTS131	配達指定通知	BAS1311	配達指定通知	運→受	配達指定情報
			BCS140	貨物受領通知	BTS141	貨物受領通知	BAS1411	貨物受領通知	運→受	受領情報
	CBCS040	運送状況通知	BCS150	運送完了報告	BTS151	運送完了報告	BAS1511	運送完了報告	送→運	運送完了報告情報
			BCS200	運送状況通知	BTS201	運送状況通知	BAS2011	運送状況通知	送→運	運送状況情報
	CBCS050	運賃請求・支払	BCS250	運賃請求	BTS251	運賃請求	BAS2511	運賃請求通知	送→運	運賃請求情報(明細型)
BCS260			運賃支払	BTS261	運賃支払	BAS2512	運賃請求確認通知	送→運	運賃請求確認情報(明細型)	
CBCS060	運送マスター通知	BCS310	配送エリアマスター通知	BTS311	配送エリアマスター通知	BAS3111	配送エリアマスター通知	送→運	運賃支払情報(明細型)	
倉庫業務	CBCS110	入庫	BCS410	入庫予定	BTS411	入庫予定	BAS4111	入庫予定提示	寄→倉	入庫予定情報
			BCS420	入庫報告	BTS412	入庫予定回答	BAS4112	入庫予定回答	寄→倉	(入庫予定回答情報)
					BTS421	入庫報告	BAS4211	入庫報告	寄→倉	入庫報告情報
	CBCS120	出庫・出荷	BTS422	入庫機番報告	BTS422	入庫機番報告	BAS4221	入庫機番報告	寄→倉	機番報告情報(明細型)
			BCS460	出荷依頼	BTS471	出荷依頼	BAS4711	出荷依頼	寄→倉	出荷依頼情報
					BTS472	在庫引当通知	BAS4712	在庫引当通知	寄→倉	(出荷依頼請け情報)
			BCS470	出荷着荷予定通知	BTS471	出荷着荷予定通知	BAS4711	出荷着荷予定通知	倉→受	着荷予定情報
			BCS480	出庫報告	BTS481	出庫報告	BAS4811	出庫報告	寄→倉	出庫報告情報
	CBCS130	流通加工	BTS482	出庫機番報告	BAS4821	出庫機番報告	寄→倉	機番報告情報(明細型)		
			BCS540	流通加工依頼	BTS541	流通加工依頼	BAS5411	流通加工依頼	寄→倉	流通加工依頼情報
			BCS550	流通加工報告	BTS551	流通加工報告	BAS5412	流通加工依頼請け	寄→倉	(流通加工依頼請け情報)
	CBCS140	名義変更	BCS600	名変出庫	BTS601	名変出庫	BAS5511	流通加工報告	寄→倉	流通加工報告情報
			BCS610	名変入庫	BTS611	名変入庫	BAS6011	名変出庫依頼	寄→倉	出荷依頼情報
					BTS612	名変入庫報告	BAS6012	名変出庫報告	寄→倉	出庫報告情報
	CBCS150	在庫報告・調整	BCS660	在庫報告	BTS661	在庫報告	BAS6111	名変入庫依頼	先寄→倉	入庫予定情報
			BCS670	在庫調整	BTS671	在庫調整	BAS6112	名変入庫報告	先寄→倉	入庫報告情報
					BTS672	在庫報告	BAS6611	在庫報告	寄→倉	在庫報告情報(明細型)
	CBCS160	倉庫料金請求・支払	BCS6612	在庫差異報告	寄→倉	在庫差異報告情報(明細型)				
BCS671			在庫調整報告	寄→倉	在庫調整報告情報(明細型)					
BCS672			在庫調整承認	寄→倉	在庫調整承認情報(明細型)					
CBCS170	倉庫マスター通知	BCS720	倉庫料金請求	BTS721	倉庫料金請求	BAS7211	倉庫料金請求通知	寄→倉	倉庫料金請求情報(明細型)	
		BCS730	倉庫料金支払	BTS731	倉庫料金支払	BAS7212	倉庫料金請求確認通知	寄→倉	倉庫料金請求確認情報(明細型)	
		BCS780	品名マスター通知	BTS781	品名マスター通知	BAS7311	倉庫料金支払通知	寄→倉	倉庫料金支払情報(明細型)	
CBCS170	倉庫マスター通知	BCS781	品名マスター通知	BTS781	品名マスター通知	BAS7811	品名マスター通知	寄→倉	品名マスター情報(明細型)	
		BCS790	荷届先マスター通知	BTS791	荷届先マスター通知	BAS7911	荷届先マスター通知	寄→倉	荷届先マスター情報(明細型)	

(注1)「送受」欄の略号内容は下記のとおりです。

送：荷送人(運送依頼者を含む)、受：荷受人、運：運送事業者、寄：寄託者、倉：倉庫事業者、先寄：名変先の寄託者

(注2)「BD名称」欄のカッコ付のBDは、J T R Nに組み込まれていないことを示します。

(注3) BD名称に「(明細型)」が付いているものは、J T R Nのメッセージ構造を変更したBDとなっています。

(2) コラボレイティブ型プロセス一覧

現時点で想定しているコラボレイティブ型プロセスの一覧を図表2-10に示します。

本標準の本バージョンでは、図表2-10の網掛け部分のCBC、BC、BT、BAを対象とし、CBC単位でビジネスプロセス定義書を作成しています。

その他のプロセスについては、必要が生じた時点で本標準に追加をしていく予定です。

図表2-10 コラボレイティブ型プロセス一覧

分類	CBC	BC	BT	BA	送受	BD名称
運送業務	CBC-010	貨物照会	BT-011	貨物照会	BA-0111	貨物照会
				BA-0112	貨物照会回答	送、受→運
	運送料金見積	運送料金見積	運送料金見積依頼	運送料金見積依頼	送、受→運	貨物照会情報
					送、受→運	運送料金見積依頼情報
倉庫業務	CBC-110	在庫照会	BT-111	在庫照会	BA-1111	在庫照会
				BA-1112	在庫回答	寄→倉
	倉庫料金見積	倉庫料金見積	倉庫料金見積依頼	倉庫料金見積依頼	寄→倉	在庫照会情報
					寄→倉	在庫回答情報
			倉庫料金見積採否通知	倉庫料金見積採否通知	寄→倉	倉庫料金見積依頼情報
			倉庫料金見積採否通知	倉庫料金見積採否通知	寄→倉	倉庫料金見積採否通知情報

5. 用語の定義と前提条件

5. 1 用語の定義

ここでは、「図表 2-4 当事者と場所の定義」以外の用語で、ビジネスプロセス定義書で使用している用語について定義します。

図表 2-11 用語の定義

用語	定 義
元請運送事業者	荷送人から貨物の運送依頼を受取る者であって、かつ他の運送事業者に運送依頼を行う者。
中継運送事業者	他の運送事業者から貨物の運送依頼を受取る者。
標準運送送り状	荷送人が運送事業者に対して、運送条件を提示する標準の書類。 特積み運送業務においては、(社) 全日本トラック協会が制定した「共用送り状」を使用することを推奨します。
標準輸送荷札	荷送人が貨物の貼付し、出荷業務、運送業務、および荷受業務に共通に使用する標準の荷札。 (社) 全日本トラック協会が制定した「共用輸送荷札」、または共用輸送荷札に準拠して各荷主業界が制定した J ラベル (電子機器業界)、M ラベル荷札 (医薬品業界) などを使用することを推奨します。
貨物受取書	運送事業者が荷送人から貨物を受取った証として、運送事業者から荷送人に提出する書類。 特積み運送業務においては、(社) 全日本トラック協会が制定した「共用送り状」を使用することを推奨します。
配達受領書	荷受人が運送事業者から貨物を受取った証として、荷受人から運送事業者に提出する書類。 特積み運送業務においては、(社) 全日本トラック協会が制定した「共用送り状」を使用することを推奨します。
標準納品書	受注者が発注者に対して、納入する物品内容を提示する標準の書類。 倉庫から出荷する物品に対しては、倉庫事業者が受注者の代行として標準納品書を作成します。各荷主業界が制定した標準納品書を使用することを推奨します。

5. 2 ビジネスプロセスの前提条件

- (1) ビジネスプロセス定義書 (以下、本定義書という。) で規定している情報を用いて E D I 取引を行う場合には、本定義書に則して運用することを原則とします。適用に当たっては、取引者が対等の立場で公平、公正に進めるものとします。
- (2) 取引者が、荷送人と運送事業者の関係で、且つ、独占禁止法上の特殊指定に該当する関係にある場合、荷送人 (取引上優位的地位にある事業者) は、運送事業者に対しビジネスプロセスの導入、実施を強要したり、本定義書に従わないことをもって差別的に扱ってはなりません。
- (3) 取引者が、元請運送事業者と下請運送事業者の関係で、且つ、下請代金支払遅延等防止法に定める関係にある場合、元請運送事業者 (取引上優位的地位にある事業者) は、下請運送事業者に対しビジネスプロセスの導入、実施を強要したり、本定義書に従わないことをもって差別的に扱ってはなりません。

また、元請運送事業者が下請運送事業者に運送業務を委託するときは、「下請代金支払遅延等防止法第 5 条の書類又は電磁的記録の作成及び保存に関する規則」に従い、下記の項目を E D I または書面により提示しなければなりません。ただし、事前に基本運送契約等により定めている項目については、その項目の提示を省略できます。

- ① 下請運送事業者の商号、名称など下請事業者を識別できるもの
- ② 役務の内容及び下請運送事業者が役務を提供する期日又は期間、並びに下請運送事業者からその役務が提供される場所
- ③ 支払う下請代金の額、支払う日及び支払手段
- ④ 下請代金の額及び支払期日並びにその額に変更がある場合は増減額及びその理由
- ⑤ その他下請代金支払遅延等防止法第 5 条に定めるもの

6. ビジネスプロセス定義書

「物流 XML / E D I 標準」は、国際標準 e b XML に準拠して作成された物流分野の企業間コラボレイティブプロセスに適用可能な E D I / E C 規格で、その主要な規格が「ビジネスプロセス定義書」と「ビジネスドキュメント定義書」です。ビジネスプロセス定義書は、コンプレックスビジネスコラボレーション (C B C) 単位に作成され、ビジネスコラボレーション (B C) の内容を含みます。

ビジネスプロセス定義書を、次ページ以降に記載します。

A. 運送計画プロセス定義書

A 1. 本定義書の位置付け

本定義書は、運送計画C B Cおよびそれに含まれるB Cについて定義したものです。

A 2. 運送計画プロセスの概要

A 2. 1 運送計画プロセスの対象範囲

本定義書で記述する運送計画プロセスは、運送業務取引において、運送計画提示業務を効率化するために、業務区分「c. 運送／基本サービス」（ビジネスプロセス編 図表2－1 太枠内の範囲）において、荷送人または運送依頼者から運送事業者への「運送計画提示業務」に関わる取決めについて定義したものです。

A 2. 2 運送計画プロセスの目的

運送計画情報（明細型）の送受信などに関わる運送計画プロセスを標準化し、運送計画提示業務に関わる明確で簡潔な運用ルールを制定し、荷送人または運送依頼者から運送事業者への運送計画提示業務の効率化と業務の質を向上させることを目的とします。

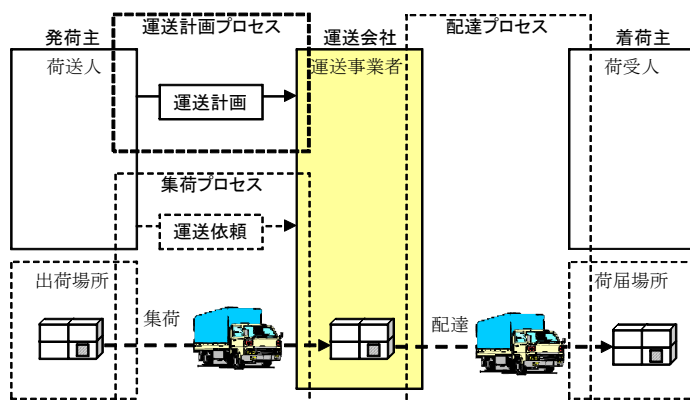
A 2. 3 運送計画プロセスの概略フロー

運送計画プロセスの概略フローを図表A－1に示します。

荷送人または運送依頼者から運送事業者へ運送計画の提示を行います。

運送事業者は提示された運送計画に基づき配車計画等の策定を行うことにより、以後の集荷、配達業務を効率よく行うことができます。

図表A－1 運送計画プロセスのビジネス概略フロー



A 3. 運送計画プロセスの構成内容

運送計画プロセス（運送計画C B C）は、下記のビジネスコラボレーション（B C）により構成されます。

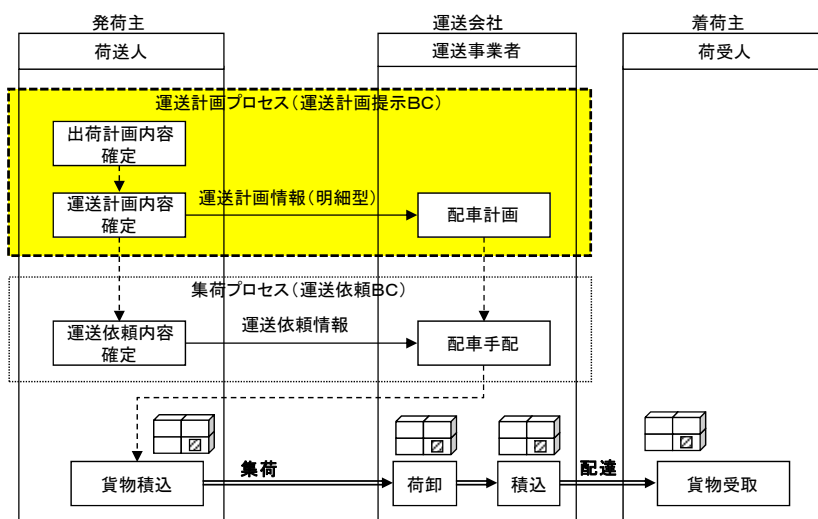
- ・運送計画提示B C

A 3. 1 ビジネスコラボレーションの概要

運送計画プロセスのビジネス詳細フローを図表A－2に示します。

運送計画提示B Cでは、荷送人または運送依頼者から運送事業者に対して運送計画情報（明細型）を送信し、運送計画内容を提示します。

図表A－2 運送計画プロセスのビジネス詳細フロー



A 3. 2 運送計画プロセスにおいて想定されるシナリオ

A 3. 2. 1 基本シナリオ

- ①荷送人または運送依頼者が運送事業者へ貨物の運送計画を提示するときは、「運送計画提示BC」に基づき、荷送人または運送依頼者から運送事業者へ「運送計画情報（明細型）」をEDIで送信します。
- ②運送事業者は、受信した「運送計画情報（明細型）」に基づき配車計画等を策定し、以後の集荷、配達業務に備えます。

A 3. 2. 2 運送計画提示BCの概要

荷送人または運送依頼者は、事前に締結済のEDI運用規約に基づき、運送計画内容などを盛り込んだ「運送計画情報（明細型）」を運送事業者へ送信します。

A 4. 運送計画提示BCの定義

A 4. 1 運送計画提示BCの目的

荷送人または運送依頼者が、運送事業者に対して運送計画内容を提示することを目的とします。

A 4. 2 運送計画提示BCの前提条件

「運送計画情報（明細型）」の交換の可否については、荷送人または運送依頼者と運送事業者との間で、運送業務の取引を開始する前にあらかじめ決定しておくものとします。

A 4. 3 運送計画提示BCの説明

A 4. 3. 1 運送計画提示BCの業務の流れ

- ①運送計画内容が確定した時点で、荷送人または運送依頼者から運送事業者に対して、「運送計画情報（明細型）」を送信することにより運送計画内容を伝達します。
- ②運送事業者は、受信した「運送計画情報（明細型）」に基づき、配車計画等を策定します。

A 4. 3. 2 運送計画提示BCの運用ルール

- (1) 運送計画の対象とする期間
 - ・運送計画の対象とする期間種別（翌日、翌週、翌月など）は、「運送計画種別コード」で示します。
- (2) 運送計画情報（明細型）の作成単位
 - ・荷送人または運送依頼者が、運送事業者に対して運送計画を提示する単位に作成します。
 - ・同一の荷受人、同一の荷届先などの単位で作成するのか、複数の荷受人、複数の荷届先などを混在して作成するのか、などについては、荷送人または運送依頼者と運送事業者との間であらかじめ取り決めておくものとします。
- (3) 運送計画情報（明細型）の確定度合い
 - ・「運送計画情報（明細型）」の確定度合い（実際の運送依頼との差異）については、荷送人または運送依頼者と運送事業者との間であらかじめ取り決めておくものとします。
- (4) 運送計画情報（明細型）の明細
 - ・運送計画情報（明細型）の明細には、複数の運送計画内容を記載することができます。
 - ・複数の「運送依頼情報」をまとめて送信する必要がある場合に、この運送計画情報（明細型）を運送依頼情報の代替として使用することができます。この場合は、運送計画情報（明細型）と運送依頼情報の使い分けについて、荷送人または運送依頼者と運送事業者との間であらかじめ取り決めておくものとします。
- (5) 運送計画情報（明細型）の送信タイミング
 - ・「運送計画情報（明細型）」の送信は、荷送人または運送依頼者と運送事業者との間で事前に合意した時刻までに行います。

A 4. 3. 3 運送計画提示BCの留意点

- (1) 運送依頼番号と運送送り状番号、共用送り状番号の採番
 - ・「運送依頼番号」は、「運送計画明細」の単位に荷送人または運送依頼者がユニークに採番します。
 - ・「運送送り状番号」は、運送依頼の受託単位に運送事業者がユニークに採番したものです。あらかじめ運送事業者から運送送り状番号の割当て枠を取得している場合に限り、荷送人または運送依頼者がその枠内で採番することができます。
 - ・「共用送り状番号」は、「運送計画明細」の単位に荷送人、運送依頼者または運送事業者がユニークに採番します。
- (2) 運送計画情報（明細型）と運送依頼情報との差異
 - ・「運送計画情報（明細型）」の内容は、運送依頼内容が確定した時点の「運送依頼情報」の内容と異なることがあります。差異の許容範囲、差異が生じた時の取り扱い方法などについては、荷送人または運送依頼者と運送事業者との間で、あらかじめ取決めをしておくこととします。

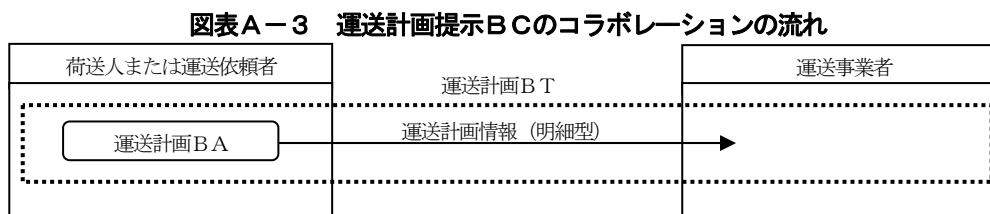
(3) 同一車輛への積み合わせ

- ・複数の「運送計画明細」の貨物を同一の車両に積み付けることを指示する場合には、「積み合わせ番号」を使用して識別します。

A 4. 4 運送計画提示BCを構成するビジネストランザクション

A 4. 4. 1 ビジネスコラボレーションの流れ

運送計画提示BCのビジネスコラボレーションの流れは図表A-3の通りです。



A 4. 4. 2 ビジネスコラボレーションの構成内容

運送計画提示BCのビジネスコラボレーションを実施することに際して使用するビジネストランザクションは図表A-4の通りです。

図表A-4 運送計画提示BCのビジネスコラボレーションの構成内容

ビジネストランザクション名	ビジネスアクション名	荷送人、運送依頼者 ⇄ 運送事業者	ビジネスドキュメント名
運送計画B T	運送計画B A	→	運送計画情報（明細型）

B. 集荷プロセス定義書

B 1. 本定義書の位置付け

本定義書は、集荷CBCおよびそれに含まれるBCについて定義したものです。

B 2. 集荷プロセスの概要

B 2. 1 集荷プロセスの対象範囲

本定義書で記述する集荷プロセスは、運送業務取引において、運送依頼業務、集荷業務などを効率化するために、業務区分「c. 運送／基本サービス」（ビジネスプロセス編 図表2-1 太枠内の範囲）において、荷送人または運送依頼者から運送事業者への「運送依頼業務」、運送事業者の「集荷業務」に関わる取決めについて定義したものです。

B 2. 2 集荷プロセスの目的

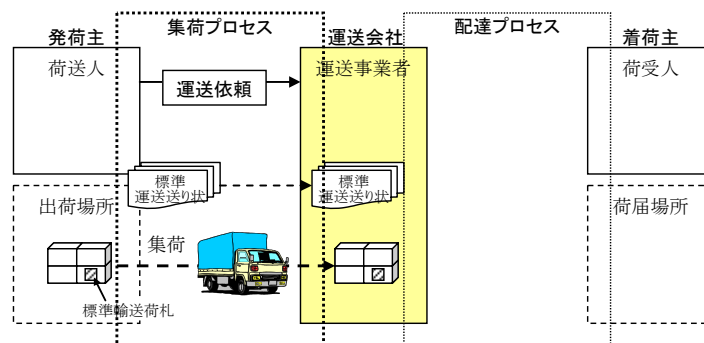
運送依頼情報の送受信、貨物の受渡しなどに関わる集荷プロセスを標準化し、集荷業務に関わる明確で簡潔な運用ルールを制定し、荷送人または運送依頼者から運送事業者への運送依頼業務、運送事業者の集荷業務の効率化と業務の質を向上させることを目的とします。

B 2. 3 集荷プロセスの概略フロー

(1) 中継運送なしの場合

中継運送なしの場合の集荷プロセスの概略フローを図表B-1に示します。

図表B-1 集荷プロセスのビジネス概略フロー（中継運送なし）



(2) 中継運送ありの場合

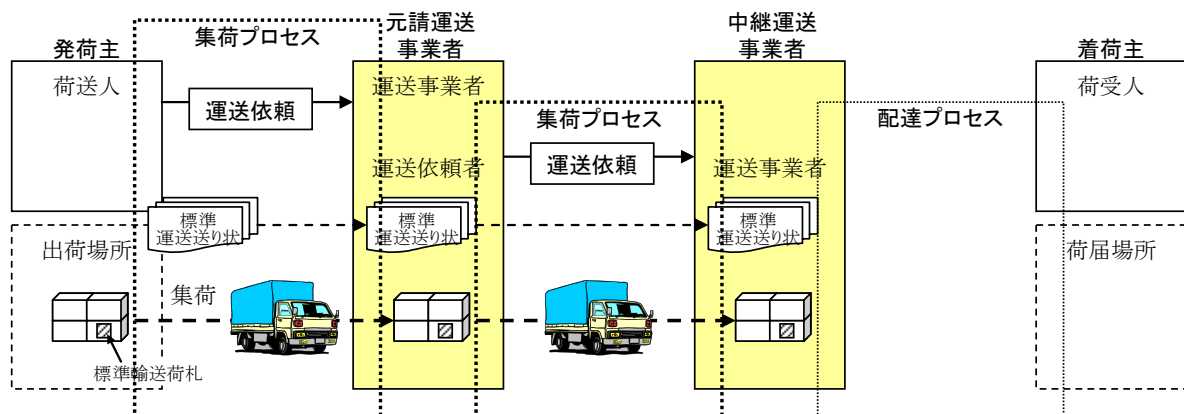
中継運送ありの場合の集荷プロセスの概略フローを図表B-2に示します。

元請運送事業者は運送依頼者として、中継運送事業者（運送事業者）に対して運送依頼を行います。

利用運送事業者経由の場合は、図表B-2の元請運送事業者が利用運送事業者に相当し、中継運送事業者が実運送事業者

に相当します。

図表B-2 集荷プロセスのビジネス概略フロー（中継運送あり）

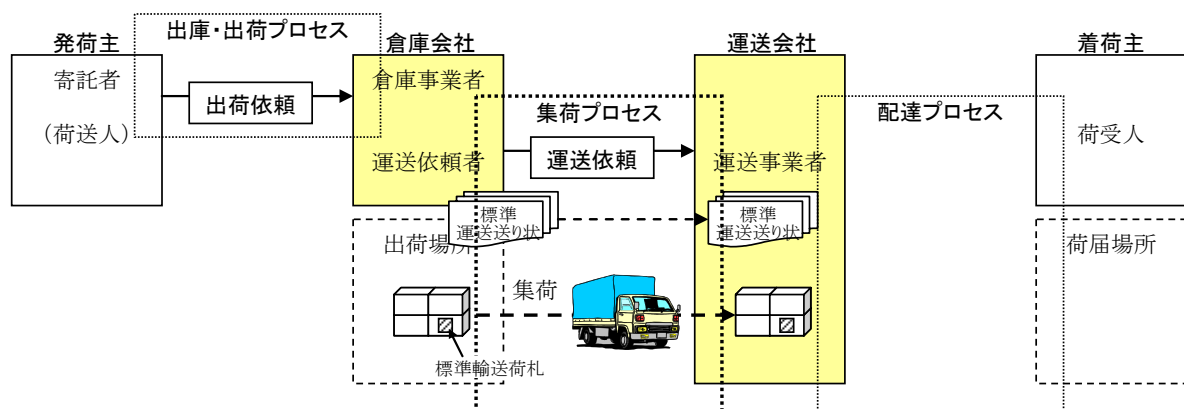


（3）倉庫事業者からの出荷の場合

倉庫事業者からの出荷の場合の集荷プロセスの概略フローを図表B-3に示します。

倉庫事業者は、寄託者からの出荷依頼を受けて、運送依頼者として運送事業者に対して運送依頼を行います。

図表B-3 集荷プロセスのビジネス概略フロー（倉庫事業者からの出荷）



B3. 集荷プロセスの構成内容

集荷プロセス（集荷CBC）は、下記のビジネスコラボレーション（BC）により構成されます。

- ・運送依頼BC
- ・荷渡・集荷結果通知BC
- ・標準運送送り状・標準輸送荷札発行BC（未定義）

B3. 1 ビジネスコラボレーションの概要

（1）荷送人・運送事業者間

荷送人・運送事業者間の集荷プロセスのビジネス詳細フローを図表B-4に示します。

（2）運送依頼者・物流事業者間

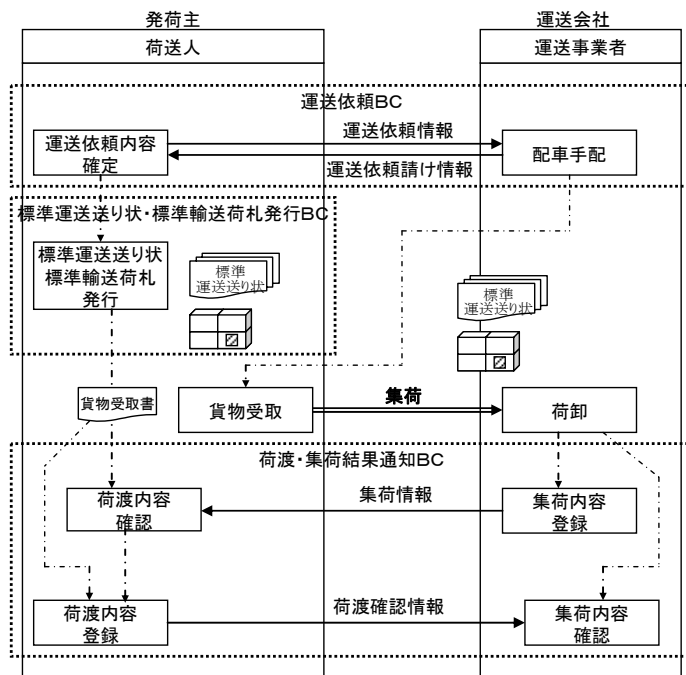
運送依頼者・運送事業者間の集荷プロセス詳細フローを図表B-5に示します。

元請運送事業者などには、元請運送事業者のほか、利用運送事業者、倉庫事業者、発通運事業者、物流子会社、3PL事業者などが含まれます。

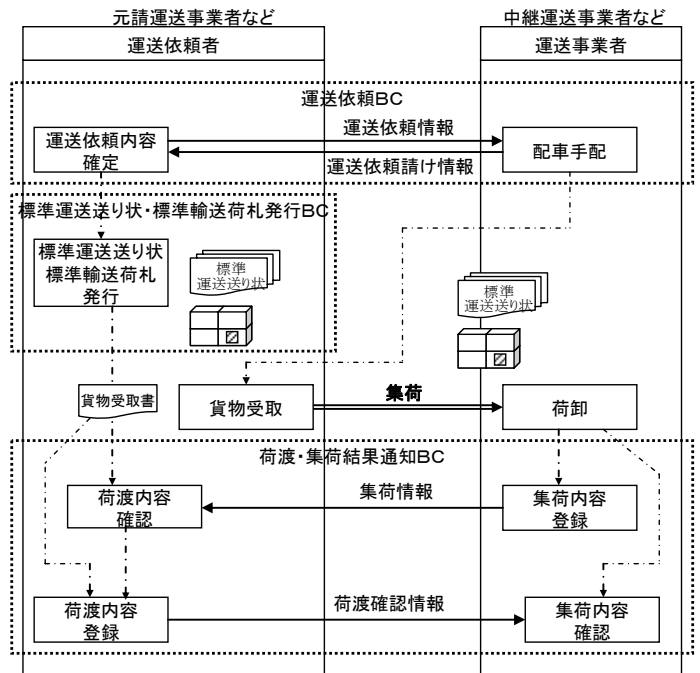
中継運送事業者などには、中継運送事業者のほか、実運送事業者、着通運事業者などが含まれます。

標準運送送り状・標準輸送荷札発行BCは必要がある場合に限ります。

図表B-4 集荷プロセスのビジネス詳細フロー
(荷送人・運送事業者間)



図表B-5 集荷プロセスのビジネス詳細フロー
(運送依頼者・物流事業者間)



B3. 2 集荷プロセスにおいて想定されるシナリオ

B3. 2. 1 基本シナリオ

(1) 荷送人・運送事業者間

- ①荷送人が運送事業者に貨物の運送を依頼するときは、「運送依頼BC」に基づき、荷送人から運送事業者へ「運送依頼情報」をEDIで送信します。ただし、定期集荷等などにより、双方であらかじめ集荷条件の合意がある場合は、「運送依頼情報」の送信を省略できます。
- ②運送事業者は、受信した「運送依頼情報」に基づき配車手配を行い、荷送人の出荷場所に集荷に向います。
- ③荷送人は「標準運送送り状・標準輸送荷札発行BC」に基づき、貨物に添付する標準運送送り状と、貨物に貼付する標準輸送荷札を発行します。
- ④運送事業者は、荷送人から貨物を受取った証として、荷送人に貨物受取書を提出します。
- ⑤運送事業者は、荷送人から貨物を受取ったのちに、「荷渡・集荷結果通知BC」に基づき、運送事業者から荷送人に「集荷情報」をEDIで送信します。ただし、必要の無い場合には「集荷情報」の送信を省略できます。
- ⑥荷送人は、運送事業者に貨物を引渡ししたのちに、「荷渡・集荷結果通知BC」に基づき、運送事業者から受信した「集荷情報」を確認のうえ、運送事業者へ個別運送契約の確定情報として「荷渡確認情報」をEDIで送信します。ただし、必要の無い場合には「集荷情報」の確認、「荷渡確認情報」の送信を省略できます。

(2) 運送依頼者・運送事業者間

- ①運送依頼者（元請運送事業者など）が運送事業者（中継運送事業者など）に貨物の運送を依頼するときは、「運送依頼BC」に基づき、運送依頼者から運送事業者へ「運送依頼情報」をEDIで送信します。ただし、定期集荷、定期持込等などにより、双方であらかじめ集荷条件の合意がある場合は、「運送依頼情報」の送信を省略できます。
- ②運送事業者（中継運送事業者など）は、受信した「運送依頼情報」に基づき配車手配を行い、運送依頼者（元請運送事業者など）の出荷場所に集荷に向います。運送依頼者（元請運送事業者など）が運送事業者（中継運送事業者など）のターミナルに貨物を持込む場合もあります。
- ③運送依頼者は必要により「標準運送送り状・標準輸送荷札発行BC」に基づき、貨物に添付する標準運送送り状と、貨物に貼付する標準輸送荷札を発行します。
- ④運送事業者は、運送依頼者から貨物を受取った証として、運送依頼者に貨物受取書を提出します。
- ⑤運送事業者は、運送依頼者から貨物を受取ったのちに、「荷渡・集荷結果通知BC」に基づき、運送事業者から運送依頼者へ「集荷情報」をEDIで送信します。ただし、必要の無い場合には「集荷情報」の送信を省略できます。
- ⑥運送依頼者は、運送事業者に貨物を引渡ししたのちに、「荷渡・集荷結果通知BC」に基づき、運送事業者から受信した「集荷情報」を確認のうえ、運送事業者へ個別運送契約の確定情報として「荷渡確認情報」をEDIで送信します。た

だし、必要の無い場合には「集荷情報」の確認、「荷渡確認情報」の送信を省略できます。

B3. 2. 2 運送依頼BCの概要

荷送人または運送依頼者は、事前に締結済のEDI運用規約に基づき、運送条件などを盛り込んだ「運送依頼情報」を貨物の集荷に先立ち運送事業者へ送信します。ただし、定期集荷等などにより、双方であらかじめ集荷条件の合意がある場合は、運送依頼情報の送信を省略できます。

B3. 2. 3 標準運送送り状・標準輸送荷札発行BCの概要

荷送人または運送依頼者は、事前に締結済のEDI運用規約に基づき、標準運送送り状および標準輸送荷札を発行し、貨物に添付または貼付します。

B3. 2. 4 荷渡・集荷結果通知BCの概要

(1) 集荷結果通知

運送事業者は、事前に締結済のEDI運用規約に基づき、荷送人または運送依頼者から貨物を受取ったのちに、受取った貨物の個数などを「集荷情報」で荷送人または運送依頼者に送信します。

(2) 荷渡結果通知

荷送人または運送依頼者は、事前に締結済のEDI運用規約に基づき、荷送人または運送依頼者から運送事業者へ貨物を引渡ししたのちに、運送事業者から受信した「集荷情報」と突合せのうえ、個別運送契約の確定内容として「荷渡確認情報」を運送事業者へ送信します。必要の無い場合には「集荷情報」の突合せを省略できます。

B3. 3 ビジネスコラボレーションの使い方

(1) 組合せパターン

荷送人または運送依頼者から運送事業者へ運送依頼を行う場合、図表B-6に示すビジネスコラボレーション(BC)を組合せパターンに従って運用します。

図表B-6 BC組合せパターン

BC	ビジネスドキュメント	パターン		
		A	B	C
運送依頼BC	・運送依頼情報	○		○
荷渡・集荷結果通知BC	・集荷情報 ・荷渡確認情報		○	○

(2) 組合せパターン運用の留意事項

①パターンA

- ・荷送人または運送依頼者は、運送事業者に対し「運送依頼情報」を事前に送信し、運送事業者はその情報をもとに集荷の配車手配を行います。
- ・「集荷情報」または「荷渡確認情報」の交換は行わず、荷送人または運送依頼者は運送事業者が発行する「貨物受取書」にて引渡しした貨物の個数の確認を行います。

②パターンB

- ・荷送人または運送依頼者から運送事業者への「運送依頼情報」の送信は行いません。このパターンは、運送事業者が定期的に集荷を行っているケースなどに適用します。
- ・「集荷情報」および／または「荷渡確認情報」の交換により、集荷した、または荷渡した貨物の個数の確認と確定を行います。

③パターンC

- ・荷送人または運送依頼者は、運送事業者に対し「運送依頼情報」を事前に送信し、運送事業者はその情報をもとに集荷のための配車手配を行います。
- ・「集荷情報」および／または「荷渡確認情報」の交換により、集荷した、または荷渡した貨物の個数の確認と確定を行います。

B4. 運送依頼BCの定義

B4. 1 運送依頼BCの目的

荷送人または運送依頼者が、運送事業者に対して、運送業務を依頼することを目的とします。

B4. 2 運送依頼BCの前提条件

「運送依頼情報」および「運送依頼請け情報」の交換の可否については、荷送人または運送依頼者と運送事業者との間で、運送業務の取引を開始する際にあらかじめ決定しておくものとします。

B 4. 3 運送依頼BCの説明

B 4. 3. 1 運送依頼BCの業務の流れ

(1) 荷送人・運送事業者間

- ①荷送人から運送事業者に対して、「運送依頼情報」を送信することにより運送依頼内容を伝達します。荷送人は通常は発荷主です。
- ②運送事業者は荷送人に対して、「運送依頼請け情報」を送信することにより、運送依頼内容の受託の可否について回答します。
- ③「運送依頼請け情報」の送信は省略することができます。

(2) 運送依頼者・運送事業者間

- ①運送依頼者から運送事業者に対して、「運送依頼情報」を送信することにより運送依頼内容を伝達します。運送依頼者は元請運送事業者、倉庫事業者などです。
- ②運送事業者は運送依頼者に対して、「運送依頼請け情報」を送信することにより、運送依頼内容の受託の可否について回答します。
- ③「運送依頼請け情報」の送信は省略することができます。

B 4. 3. 2 運送依頼BCの運用ルール

(1) 運送依頼情報の作成単位

- ・運送依頼単位（同一の出荷場所、同一時刻の出荷、同一荷届先の荷物単位）ごとに作成します。

(2) 確定内容による運送依頼情報の送信

- ・「運送依頼情報」の送信は、運送依頼内容が確定したものについて行います。

(3) 個別運送契約の成立時期

- ・運送依頼情報の授受により個別運送契約の申込みがなされ、集荷時に運送事業者が荷物を受取った時点を個別運送契約の成立時期とします。
- ・運送依頼情報、運送依頼請け情報の送信を省略した場合の取り扱い方については当事者間であらかじめ取り決めておくものとします。

(4) 運送依頼情報の送信タイミング

- ・「運送依頼情報」の送信は、荷送人または運送依頼者と運送事業者との間で事前に合意した時刻までに行います。
- ・運送事業者が「運送依頼情報」をもとに配車し集荷を行う場合は、集荷に必要な時間を考慮したうえで「運送依頼情報」の送信時刻を定めるものとします。

B 4. 3. 3 運送依頼BCの留意点

(1) 運送依頼請け情報の省略

- ・「運送依頼請け情報」の送信を省略する場合は、運送依頼を受託できない場合の連絡方法などについて、あらかじめ取り決めておくものとします。

(2) 運送依頼番号と運送送り状番号、共用送り状番号の採番

- ・「運送依頼番号」は、運送依頼情報ごとに荷送人または運送依頼者がユニークに採番します。
- ・「運送送り状番号」は、運送依頼の受託単位に運送事業者がユニークに採番したものです。あらかじめ運送事業者から運送送り状番号の割当て枠を取得している場合に限り、荷送人または運送依頼者がその枠内で採番することができます。
- ・「共用送り状番号」は、運送依頼の単位に荷送人、運送依頼者または運送事業者がユニークに採番します。
- ・「運送依頼番号」と「運送送り状番号」「共用送り状番号」は1対1に対応します。

(3) 運送貨物の個数などの変更

- ・「運送依頼情報」には、確定した運送依頼内容が格納されているが、荷送人側の出荷事情により「運送依頼情報」の送信後に運送貨物の個数などが変わることがあります。このような場合の取扱い方法については、荷送人または運送依頼者と運送事業者との間で、あらかじめ取決めをしておくこととします。

(4) 貨物明細の繰返し方法

運送依頼情報は、集荷の前に送信することを基本としているため、運送依頼情報での貨物明細の繰返しは商品の種類による繰返しのみとし、運送品標記用品名（または商品名、品名コード）により繰返します。

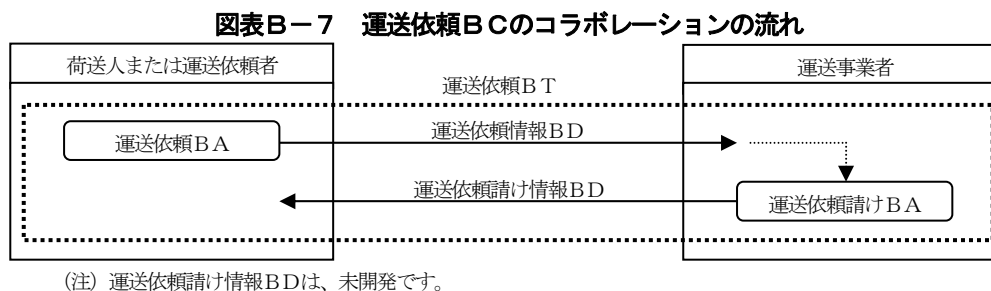
B 4. 4 運送依頼BCを構成するビジネストランザクション

B 4. 4. 1 ビジネスコラボレーションの流れ

運送依頼BCのビジネスコラボレーションの流れは図表B-7の通りです。

B 4. 4. 2 ビジネスコラボレーションの構成内容

運送依頼BCのビジネスコラボレーションを実施することに際して使用するビジネストランザクションは図表B-8の通りです。



図表B-8 運送依頼BCのビジネスコラボレーションの構成内容

ビジネストランザクション名	ビジネスアクション名	荷送人、運送依頼者 ⇄ 運送事業者	ビジネスドキュメント名
運送依頼B T	運送依頼BA	→	運送依頼情報
	運送依頼請けBA	←	運送依頼請け情報

B 5. 荷渡・集荷結果通知BCの定義

B 5. 1 荷渡・集荷結果通知BCの目的

運送事業者が荷送人または運送依頼者から貨物を集荷した実績を通知し、荷送人または運送依頼者が運送事業者へ個別運送契約の確定内容を通知することを目的とします。

B 5. 2 荷渡・集荷結果通知BCの前提条件

「集荷情報」および「荷渡確認情報」の交換の可否については、荷送人または運送依頼者と運送事業者との間で、運送業務の取引を開始する際にあらかじめ決定しておくものとします。

B 5. 3 荷渡・集荷結果通知BCの説明

B 5. 3. 1 荷渡・集荷結果通知BCの業務の流れ

- ① 運送事業者は、荷送人または運送依頼者に対して「集荷情報」を送信することにより、貨物の集荷結果を通知することができます。荷送人または運送依頼者は、この「集荷情報」により、運送事業者が実際に集荷した貨物の個数などを把握することができます。
- ② 荷送人または運送依頼者は、運送事業者から受取った「集荷情報」と荷渡し実績を照合の上で、個別運送契約の確定内容として運送事業者へ「荷渡確認情報」を送信することができます。運送事業者は、この「荷渡確認情報」により、個別運送契約の確定内容を確認することができます。「集荷情報」との照合は省略することができます。
- ③ 「集荷情報」および「荷渡確認情報」の送信は省略することができます。

B 5. 3. 2 荷渡・集荷結果通知BCの運用ルール

- (1) 集荷情報および荷渡確認情報の作成単位
 - ・ 運送依頼単位（同一の出荷場所、同一時刻の出荷、同一荷届先の荷物単位）ごとに作成します。
- (2) 集荷情報および荷渡確認情報の作成方法
 - ・ 「集荷情報」は、運送事業者が荷送人または運送依頼者から集荷した実績に基づいて作成します。
 - ・ 「荷渡確認情報」は、荷送人または運送依頼者が運送事業者へ貨物を引渡しした実績と、運送事業者から受信した「集荷情報」に基づいて作成します。ただし、集荷情報の授受を省略した場合の作成方法は、当事者間であらかじめ決めておくものとします。
- (3) 集荷情報および荷渡確認情報の送信タイミング
 - ・ 「集荷情報」の送信は、運送事業者が荷送人または運送依頼者から貨物を集荷したのちに速やかに行います。
 - ・ 「荷渡確認情報」の送信は、荷送人または運送依頼者が運送事業者へ貨物を引渡しし、運送事業者から「集荷情報」を受信したのちに速やかに行います。ただし、集荷情報の授受を省略した場合の送信タイミングは、当事者間であらかじめ決めておくものとします。

B 5. 3. 3 荷渡・集荷結果通知BCの留意点

- (1) 集荷情報または荷渡確認情報の省略
 - ・ 「集荷情報」または「荷渡確認情報」の送信を省略する場合は、集荷結果または荷渡結果の確認方法などについて、あ

らかじめ取り決めておくものとします。

(2) 運送貨物との対応付け

- ・「集荷情報」および「荷渡確認情報」では、該当する運送貨物を「運送依頼番号」「運送送り状番号」または「共用送り状」によって指定します。
- ・運送依頼情報の送信を省略した場合（パターンB）には、荷送人は「荷渡確認情報」作成時に「運送依頼番号」を付与することができます。「運送依頼情報」も「荷渡確認情報」も使用しない場合には、荷送人が認識できる何らかの番号（出荷番号など）を運送依頼番号として使用することができるものとします。

(3) 運送貨物の個数などの予定と実績の違い

- ・「集荷情報」および「荷渡確認情報」には、実際に集荷または荷渡しした貨物の個数などが格納されます。この実績の貨物個数などは、事前に送信される「運送依頼情報」の貨物個数などとは異なることがあります。このように実際の貨物個数に差異があった場合の取扱い方法については、荷送人または運送依頼者と運送事業者との間であらかじめ取決めをしておくこととします。

(4) 貨物明細の繰返し

集荷情報および荷渡確認情報は、集荷および荷渡しの実績として送信するため、貨物明細の繰返し方法には以下のケースがあります。

① 梱包ごとに貨物明細を繰返すケース

- ・梱包管理番号（または、ライセンスプレートナンバー、個口連番、運送送り状番号枝番号）により貨物明細を繰返します。

② 商品の種類ごとに貨物明細を繰返すケース

- ・運送品標記用品名（または商品名、品名コード）により貨物明細を繰返します。

③ 梱包と商品の種類の両方で貨物明細を繰返すケース

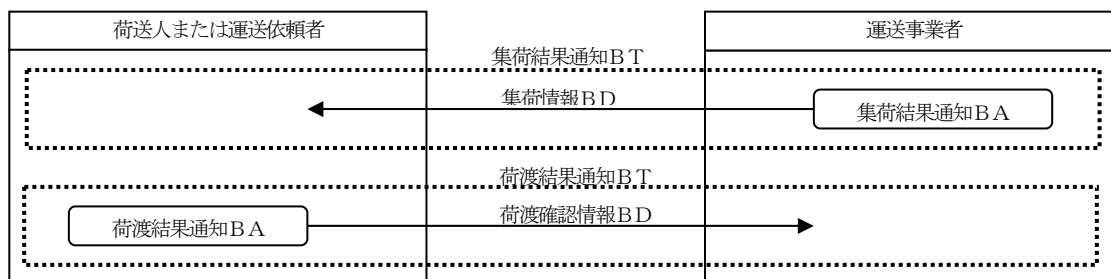
- ・このケースは使用しません。このようなケースが発生した場合は、商品の種類ごとに集荷情報および荷渡確認情報を分けて送信することにより、上記①の梱包ごとに貨物明細を繰返すケースにします。この場合には、運送依頼情報および運送送り状を商品ごとに分ける必要があります。

B 5. 4 荷渡・集荷結果通知BCを構成するビジネストランザクション

B 5. 4. 1 ビジネスコラボレーションの流れ

荷渡・集荷結果通知BCのビジネスコラボレーションの流れは図表B-9の通りです。

図表B-9 荷渡・集荷結果通知BCのコラボレーションの流れ



B 5. 4. 2 ビジネスコラボレーションの構成内容

荷渡・集荷結果通知BCのビジネスコラボレーションを実施することに際して使用するビジネストランザクションは図表B-10の通りです。

図表B-10 荷渡・集荷結果通知BCのビジネスコラボレーションの構成内容

ビジネストランザクション名	ビジネスアクション名	荷送人、運送依頼者 ⇄ 運送事業者	ビジネスドキュメント名
集荷結果通知BT	集荷結果通知BA	←	集荷情報
荷渡結果通知BT	荷渡結果通知BA	→	荷渡確認情報

C. 配達プロセス定義書

C 1. 本定義書の位置付け

本定義書は、配達CBCおよびそれに含まれるBCについて定義したものです。

C2. 配達プロセスの概要

C2. 1 配達プロセスの対象範囲

本定義書で記述する配達プロセスは、運送業務取引において、配達業務、運送完了報告業務などを効率化するために、業務区分「c. 運送／基本サービス」（ビジネスプロセス編 図表2－1 太枠内の範囲）において、運送事業者の「配達業務」、運送事業者から荷送人（または運送依頼者）への「運送完了報告業務」などに関わる取決めについて定義したものです。

C2. 2 配達プロセスの目的

配達に係わる貨物の受渡し、運送完了報告情報の送受信などに関わる配達プロセスを標準化し、配達業務に関わる明確で簡潔な運用ルールを制定し、運送事業者の配達業務、運送事業者から荷送人（または運送依頼者）への運送完了報告業務などの効率化と業務の質を向上させることを目的とします。

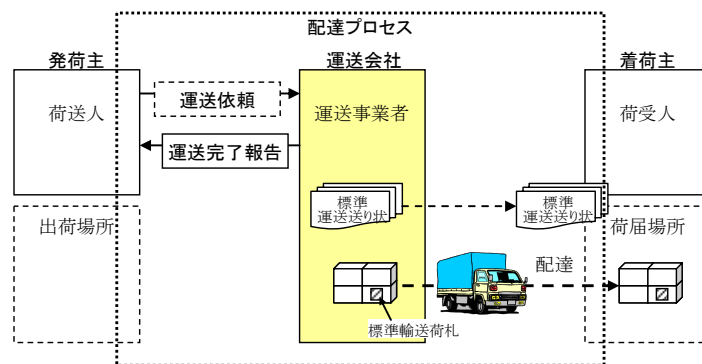
C2. 3 配達プロセスの概略フロー

(1) 中継運送なしの場合

中継運送なしの場合の配達プロセスの概略フローを図表C－1に示します。

運送事業者は、荷受人に貨物を引渡ししたのち、荷送人に対して運送完了報告を行います。

図表C－1 配達プロセスのビジネス概略フロー（中継運送なし）

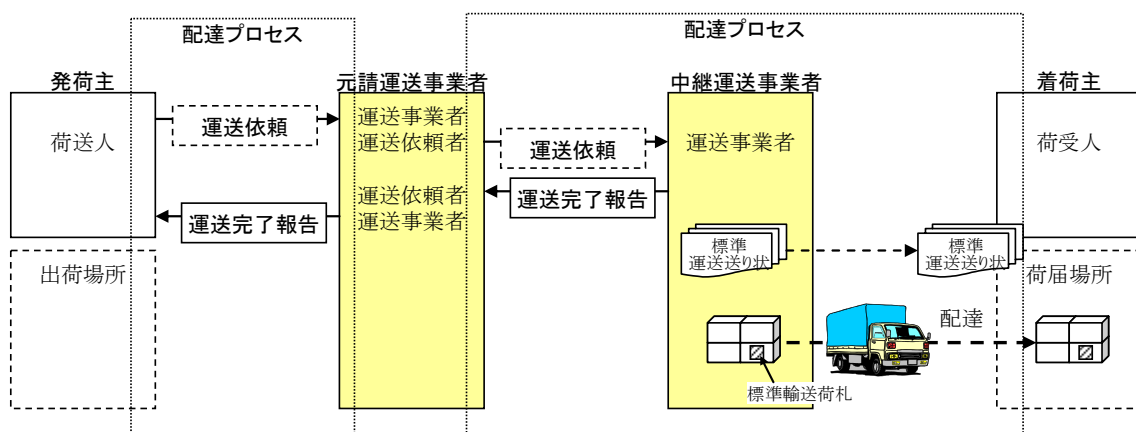


(2) 中継運送ありの場合

中継運送ありの場合の配達プロセスの概略フローを図表C－2に示します。

中継運送事業者は荷受人に貨物を引渡ししたのち、運送依頼者である元請運送事業者に対して運送完了報告を行います。元請運送事業者は中継運送事業者から運送完了報告を受取ったのち、荷送人に対して運送完了報告を行います。複数の運送事業者を経由して運送される他のケースも同様とします。

図表C－2 配達プロセスのビジネス概略フロー（中継運送あり）

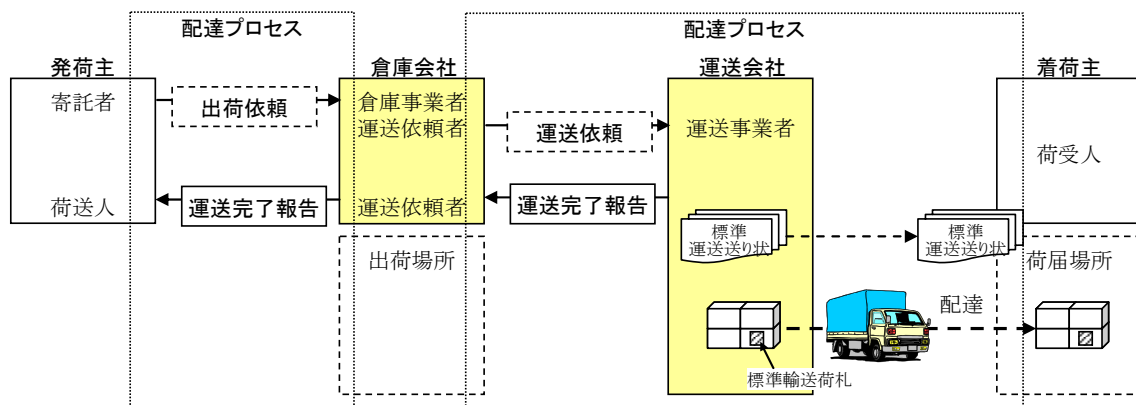


(3) 倉庫事業者からの出荷の場合

倉庫事業者からの出荷の場合の配達プロセスの概略フローを図表C－3に示します。

運送事業者は荷受人に貨物を引渡ししたのち、運送依頼者である倉庫事業者に対して運送完了報告を行います。倉庫事業者は、運送事業者から運送完了報告を受取ったのち、寄託者に対して運送完了報告を行います。

図表C-3 配達プロセスのビジネス概略フロー（倉庫事業者からの出荷）



C3. 配達プロセスの構成内容

配達プロセス（配達CBC）は、下記のビジネスコラボレーション（BC）により構成されます。

- ・配達着荷予定通知BC
- ・配達指定通知BC（未定義）
- ・貨物受領通知BC（未定義）
- ・運送完了報告BC

C3. 1 ビジネスコラボレーションの概要

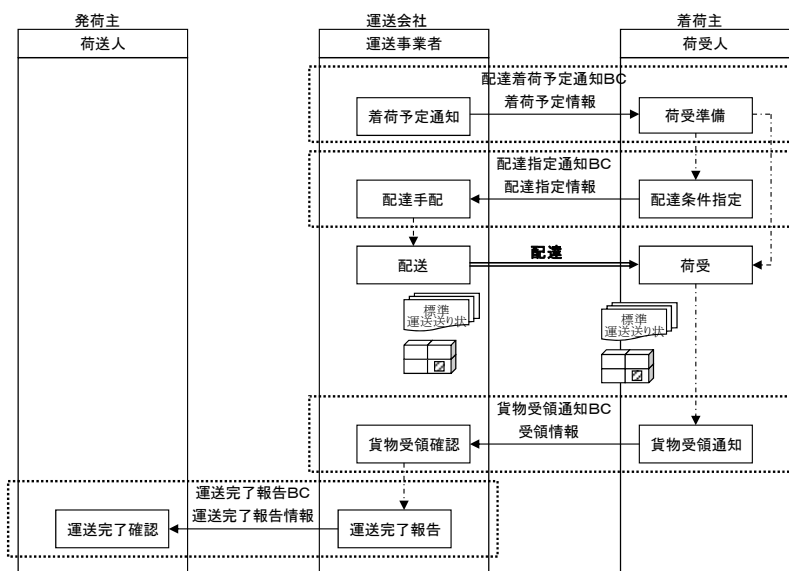
(1) 中継運送なしの場合

配達プロセスのビジネス詳細フロー（中継運送なし）を図表C-4に示します。

荷受人は、運送事業者から受信した「着荷予定情報」をもとに荷受した貨物の確認を行うことができます。荷受人は運送事業者へ「配達指定情報」を送信することにより配達日時を指定することができます。

運送事業者は、荷受人へ貨物の引渡しを完了したことを確認したうえで、荷送人に「運送完了報告情報」を送信します。

図表C-4 配達プロセスのビジネス詳細フロー（中継運送あり）



(2) 中継運送ありの場合

配達プロセスのビジネス詳細フロー（中継運送あり）を図表C-5に示します。

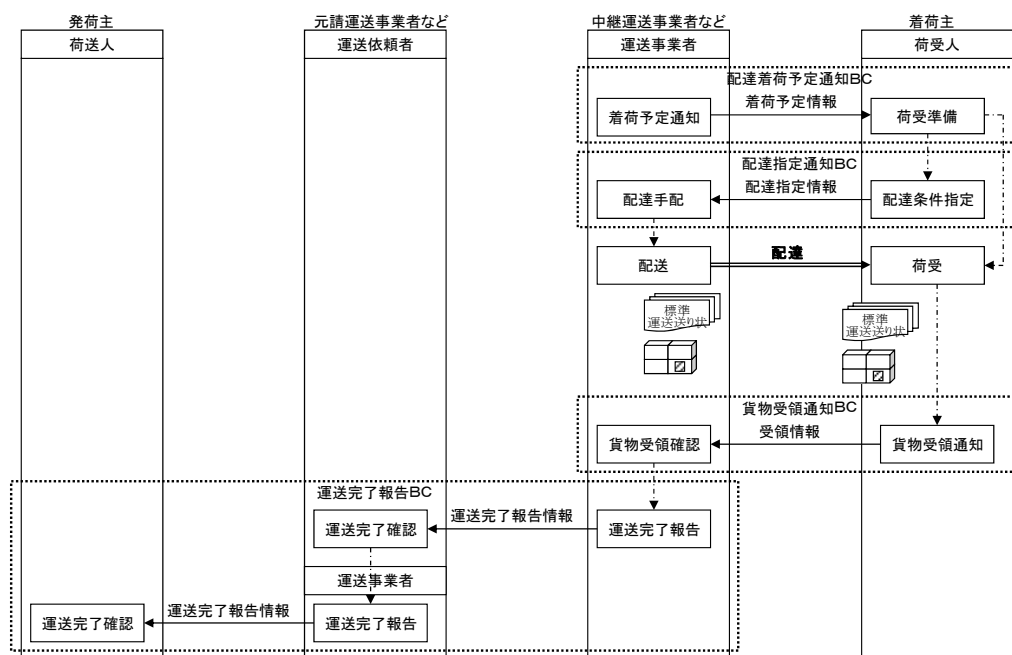
中継運送事業者は、荷受人へ貨物の引渡しを完了したことを確認したうえで、運送依頼者である元請運送事業者へ「運送完了報告情報」を送信します。元請運送事業者は、中継運送事業者からの「運送完了情報」を受信したのち、荷送人に対し「運送完了報告情報」を送信します。

このケースは、複数の物流事業者を経由して運送される他のケースにも適用できます。

また、配達着荷予定通知BC、配達指定通知BCは、通運業務において着通運事業者と荷受人との間で利用することができます。

きます。

図表C-5 配達プロセスのビジネス詳細フロー（中継運送なし）



C3. 2 配達プロセスにおいて想定されるシナリオ

C3. 2. 1 基本シナリオ

(1) 中継運送なしの場合

- ①運送事業者は、貨物の配達日時、配達貨物の個数などを通知するため「配達着荷予定通知BC」に基づき、荷受人に「着荷予定情報」をEDIで送信します。ただし、「着荷予定情報」の送信は省略できます。
- ②荷受人は、配達日時などを指定するため「配達指定通知BC」に基づき、運送事業者に「配達指定情報」をEDIで送信します。ただし、「配達指定情報」の送信は省略できます。
- ③運送事業者は、荷受人に貨物を引渡します。
- ④荷受人は、運送事業者から貨物を受取った証として「貨物受領通知BC」に基づき、運送事業者に「受領情報」をEDIで送信します。ただし、「受領情報」の送信は省略できます。
- ⑤運送事業者は、荷受人に荷物を引渡したことを確認のうえ、「運送完了報告BC」に基づき、運送事業者に「運送完了報告情報」をEDIで送信します。

(2) 中継運送ありの場合

- ①中継運送事業者は、貨物の配達日時、配達貨物の個数などを通知するため「配達着荷予定通知BC」に基づき、荷受人に「着荷予定情報」をEDIで送信します。ただし、「着荷予定情報」の送信は省略できます。
- ②荷受人は、配達日時などを指定するため「配達指定通知BC」に基づき、中継運送事業者に「配達指定情報」をEDIで送信します。ただし、「配達指定情報」の送信は省略できます。
- ③中継運送事業者は、荷受人に貨物を引渡します。
- ④荷受人は、中継運送事業者から貨物を受取った証として「貨物受領通知BC」に基づき、中継運送事業者に「受領情報」をEDIで送信します。ただし、「受領情報」の送信は省略できます。
- ⑤中継運送事業者は、荷受人に荷物を引渡したことを確認のうえ、「運送完了報告BC」に基づき、元請運送事業者に「運送完了報告情報」をEDIで送信します。
- ⑥元請運送事業者は、中継運送事業者から「運送完了報告情報」を受信したのち、荷送人に「運送完了報告情報」をEDIで送信します。
- ⑦以上の手順は、複数の物流事業者を経由して運送される他のケースにも適用できます。

C3. 2. 2 配達着荷予定通知BCの概要

運送事業者は、貨物の配達に先立ち貨物の配達日時、配達貨物個数などを盛り込んだ「着荷予定情報」を、事前に締結済のEDI運用規約に基づき荷受人に送信します。

荷受人は、「着荷予定情報」により荷受の準備を行うとともに、荷受した貨物と「着荷予定情報」と突合せを行うことにより荷受の確認を行うことができます。

C3. 2. 3 配達指定通知BCの概要

荷受人は、貨物の配達の前、運送事業者に対して配達日時などを指定するために、事前に締結済のEDI運用規約に基づき「配達指定情報」を送信します。

運送事業者は受信した「配達指定情報」に基づき配達を行います。

C3. 2. 4 貨物受領通知BCの概要

荷受人は、運送事業者から配達貨物を受取った証として、事前に締結済のEDI運用規約に基づき「受領情報」を運送事業者へ送信します。

運送事業者は、荷受人からの「受領情報」をもって配達が完了したことを確認します。

C3. 2. 5 運送完了報告BCの概要

運送事業者は、荷受人に配達完了したことを確認したのち、事前に締結済のEDI運用規約に基づき「運送完了報告情報」を荷受人へ送信します。

複数の物流事業者を経由して運送されている場合には、荷受人に配達完了したことを確認したのち、事前に締結済のEDI運用規約に基づき、運送事業者から運送依頼者に「運送完了報告情報」を送信します。

C4. 配達着荷予定通知BCの定義

C4. 1 配達着荷予定通知BCの目的

運送事業者等が、荷受人（荷届先）に対して、貨物の配達に先立ち貨物の配達日時、配達貨物個数など通知することを目的とします。

C4. 2 配達着荷予定通知BCの前提条件

「着荷予定情報」の交換の可否については、運送事業者等と荷受人（荷届先）との間で、運送業務の取引を開始する際にあらかじめ決定しておくものとします。

運送事業者等は、荷受人（荷届先）とは通常は運送契約を取り交わしていないため、「着荷予定情報」の交換に関する取り決めが別途必要です。

C4. 3 配達着荷予定通知BCの説明

C4. 3. 1 配達着荷予定通知BCの業務の流れ

(1) 運送事業者・荷受人（荷届先）間

①運送事業者から荷受人（荷届先）に対して、「着荷予定情報」を送信することにより、着荷予定の情報を伝達します。

②荷受人（荷届先）は、「着荷予定情報」によって配達日時、配達個数などを確認します。

(2) 運送依頼者・荷受人（荷届先）間

①運送依頼者から荷受人（荷届先）に対して、「着荷予定情報」を送信することも可能です。なお、ここでいう運送依頼者は、元請運送事業者、倉庫事業者などを指します。

C4. 3. 2 配達着荷予定通知BCの運用ルール

(1) 着荷予定情報の作成単位

・運送依頼単位（同一の出荷場所、同一時刻の出荷、同一荷届先の荷物単位）ごとに作成します。

・「運送依頼情報」（または「荷渡確認情報」と「着荷予定情報」は、1対1に対応します。

(2) 着荷予定情報の送信タイミング

・「着荷予定情報」の送信は、運送事業者等が荷受人（荷届先）に貨物を配達する前に行うものとします。

C4. 3. 3 配達着荷予定通知BCの留意点

(1) 着荷予定情報の省略

・「着荷予定情報」の送信を省略する場合で、かつ荷受人（荷届先）が着荷予定の情報を必要とする場合には、運送事業者等は荷受人（荷届先）などと着荷予定情報を通知する方法などについて、あらかじめ取り決めておくものとします。

(2) 運送貨物の対応付け

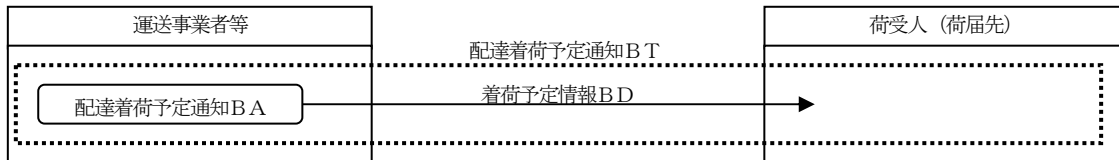
・着荷予定情報と運送貨物との対応付けは、「運送依頼番号」「運送送り状番号」または「共用送り状番号」で行います。

C4. 4 配達着荷予定通知BCを構成するビジネストランザクション

C4. 4. 1 ビジネスコラボレーションの流れ

配達着荷予定通知BCのビジネスコラボレーションの流れは図表C-6の通りです。

図表C－6 配達着荷予定通知BCのコラボレーションの流れ



C4. 4. 2 ビジネスコラボレーションの構成内容

配達着荷予定通知BCのビジネスコラボレーションを実施することに際して使用するビジネストランザクションは図表C－7の通りです。

図表C－7 配達着荷予定通知BCのビジネスコラボレーションの構成内容

ビジネストランザクション名	ビジネスアクション名	運送事業者等 ⇄ 荷受人(荷届先)	ビジネスドキュメント名
配達着荷予定通知BT	配達着荷予定通知BA	→	着荷予定情報

C5. 運送完了報告BCの定義

C5. 1 運送完了報告BCの目的

運送事業者が、荷送人（または運送依頼者）に対して、配達完了したことを報告することを目的とします。

C5. 2 運送完了報告BCの前提条件

「運送完了報告情報」の交換の可否については、荷送人（または運送依頼者）と運送事業者との間で、運送業務の取引を開始する際にあらかじめ決定しておくものとします。

C5. 3 運送完了報告BCの説明

C5. 3. 1 運送完了報告BCの業務の流れ

(1) 荷送人・運送事業者間

- ①運送事業者から荷送人に対して、「運送完了報告情報」を送信することにより配達完了したことを伝達します。
- ②荷送人は、「運送完了報告情報」によって配達完了したことを確認します。

(2) 運送依頼者・運送事業者間

- ①運送事業者から運送依頼者に対して、「運送完了報告情報」を送信することにより配達完了したことを伝達します。
なお、ここでいう運送依頼者は、元請運送事業者、倉庫事業者などを指します。
- ②運送依頼者は、「運送完了報告情報」によって配達完了したことを確認します。

C5. 3. 2 運送完了報告BCの運用ルール

(1) 運送完了報告情報の作成単位

- ・運送依頼単位（同一の出荷場所、同一時刻の出荷、同一荷届先の荷物単位）ごとに作成します。
- ・「運送依頼情報」（または「荷渡確認情報」と「運送完了報告情報」は、1対1に対応します。

(2) 個別運送契約の解消時期

- ・個別運送契約は、運送事業者が荷受人に貨物を引渡しした時点で終了します。
- ・個別運送契約の終了は、「運送完了報告情報」および「受領情報」の送受信には関係しません。

(3) 運送完了報告情報の送信タイミング

- ・「運送完了報告情報」の送信は、運送事業者が配達完了を確認したのち、速やかに行うものとします。

C5. 3. 3 運送完了報告BCの留意点

(1) 運送完了報告情報の省略

- ・「運送完了報告情報」の送信を省略する場合は、運送事業者から荷送人（または運送依頼者）に運送完了を報告する方法などについて、あらかじめ取り決めておくものとします。

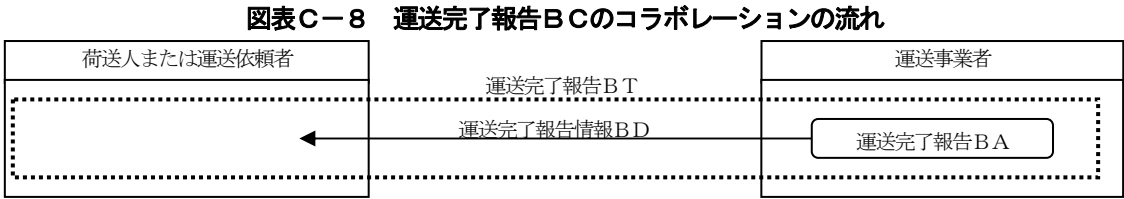
(2) 運送貨物の対応付け

- ・運送完了報告情報と運送貨物との対応付けは、「運送依頼番号」「運送送り状番号」または「共用送り状番号」で行います。
- ・運送依頼情報が使用されない場合でも荷渡確認情報を使用する場合は、荷渡確認情報作成時に荷送人が運送依頼番号を付与するため、その番号を使用します。
- ・運送依頼情報、荷渡確認情報とも使用しない場合は、荷送人が認識できる何らかの番号（出荷番号など）を運送依頼番号にセットするものとします。

C 5. 4 運送完了報告BCを構成するビジネストランザクション

C 5. 4. 1 ビジネスコラボレーションの流れ

運送完了報告BCのビジネスコラボレーションの流れは図表C－8の通りです。



C 5. 4. 2 ビジネスコラボレーションの構成内容

運送完了報告BCのビジネスコラボレーションを実施することに際して使用するビジネストランザクションは図表C－9の通りです。

図表C－9 運送完了報告BCのビジネスコラボレーションの構成内容

ビジネストランザクション名	ビジネスアクション名	荷送人、運送依頼者 ⇄ 運送事業者	ビジネスドキュメント名
運送完了報告BT	運送完了報告BA	←	運送完了報告情報

D. 運送状況通知プロセス定義書

D 1. 本定義書の位置付け

本定義書は、運送状況通知CBCおよびそれに含まれるBCについて定義したものです。

D 2. 運送状況通知プロセスの概要

D 2. 1 運送状況通知プロセスの対象範囲

本定義書で記述する運送状況通知プロセスは、運送業務取引において、貨物運送状況の通知業務などを効率化するために、業務区分「c. 運送／基本サービス」（ビジネスプロセス編 図表2－1 太枠内の範囲）において、運送事業者から荷送人または運送依頼者への「運送状況通知業務」に関わる取決めについて定義したものです。

D 2. 2 運送状況通知プロセスの目的

運送事業者が集荷、発送、中継、配達などにおける貨物の運送状況を把握し、荷送人または運送依頼者へ運送状況情報を送信するための運送状況通知プロセスを標準化し、運送状況の通知に関わる明確で簡潔な運用ルールを制定し、運送状況通知業務などの効率化と運送業務の質を向上させることを目的とします。

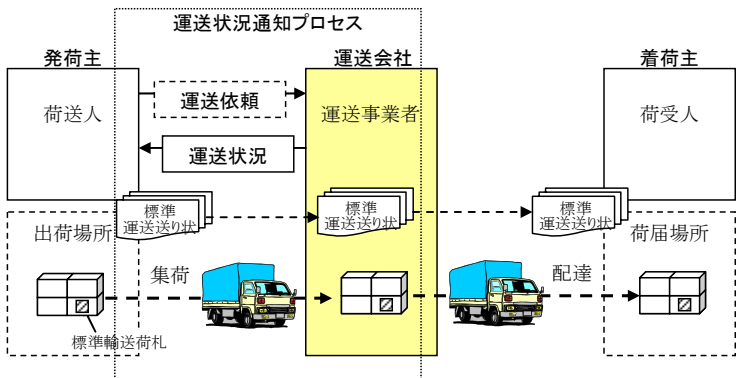
D 2. 3 運送状況通知プロセスの概略フロー 図表D－1 運送状況通知プロセスのビジネス概略フロー（中継運送なし）

(1) 中継運送なしの場合

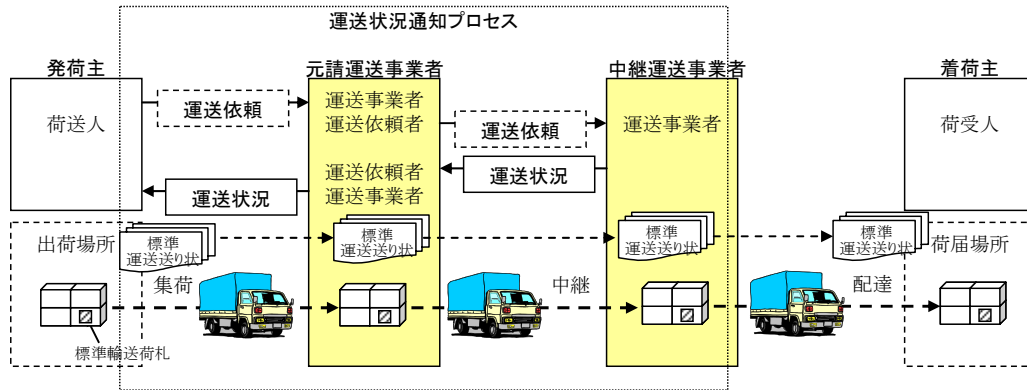
中継なしの場合の運送状況通知プロセスの概略フローを図表D－1に示します。運送事業者は、あらかじめ定められたタイミングで、荷送人に対して運送状況を知ります。

(2) 中継運送ありの場合

中継ありの場合の運送状況通知プロセスの概略フローを図表D－2に示します。元請運送事業者は、あらかじめ定められたタイミングで、荷送人に対して運送状況を知ります。運送依頼者である元請運送事業者は、あらかじめ定められたタイミングで、中継運送事業者から運送状況を知ります。



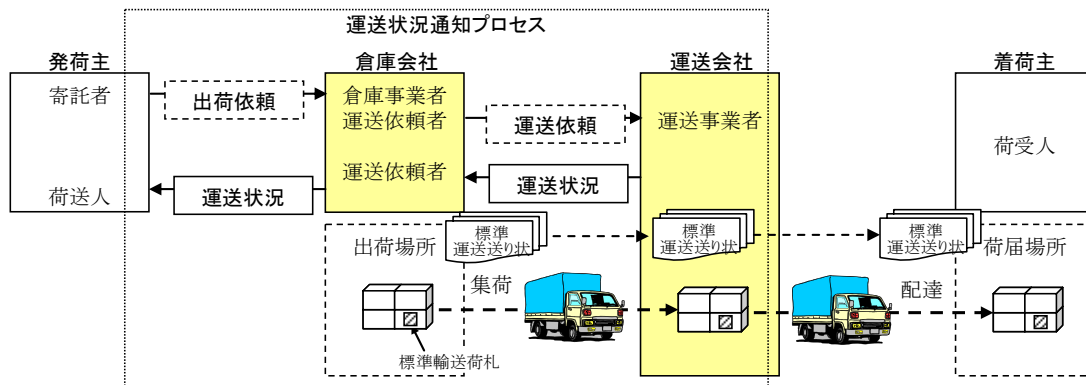
図表D-2 運送状況通知プロセスのビジネス概略フロー（中継運送あり）



(3) 倉庫事業者からの出荷の場合

倉庫事業者からの出荷の場合の運送状況通知プロセスの概略フローを図表D-3に示します。
倉庫事業者は、あらかじめ定められたタイミングで、寄託者に対して運送状況を知ります。
運送依頼者である倉庫事業者は、あらかじめ定められたタイミングで、運送事業者から運送状況を知ります。

図表D-3 運送状況通知プロセスのビジネス概略フロー（倉庫事業者からの出荷）



D3. 運送状況通知プロセスの構成内容

運送状況通知プロセス（運送状況通知C B C）は、下記のビジネスコラボレーション（B C）により構成されます。

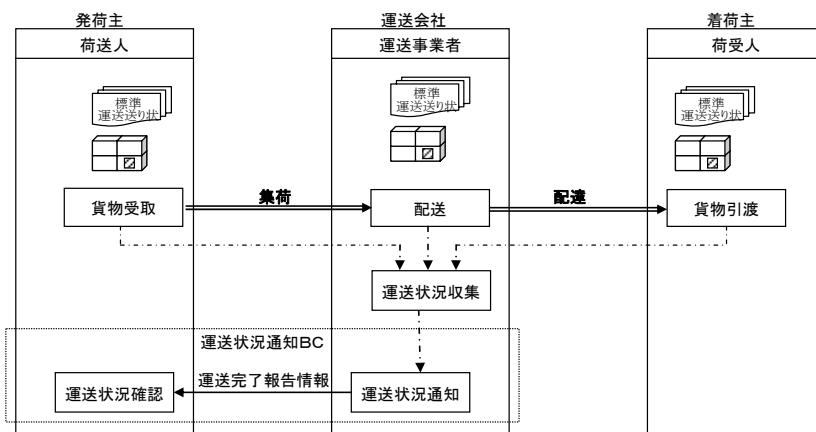
- ・運送状況通知B C

D3. 1 ビジネスコラボレーションの概要

(1) 中継運送なしの場合

中継運送なしの場合の運送状況通知プロセスのビジネス詳細フローを図表D-4に示します。
運送事業者は、集荷から配達までの運送状況を常時収集し、あらかじめ取り決めたタイミングで、荷送人に対して貨物の運送状況を通知するため「運送状況情報」を送信します。

図表D-4 運送状況通知プロセスのビジネス詳細フロー（中継運送なし）



(2) 中継運送ありの場合

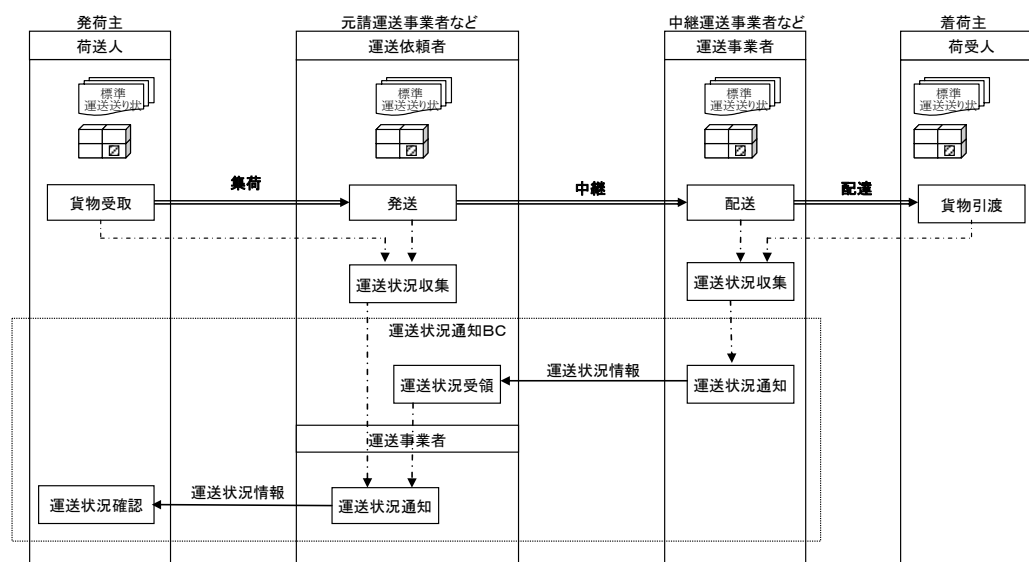
中継運送ありの場合の運送状況通知プロセスのビジネス詳細フローを図表D-5に示します。

元請運送事業者、中継運送事業者は、それぞれ自社が運送する区間の運送状況を常時把握します。

中継運送事業者は、あらかじめ取り決めたタイミングで、自社が運送する区間の運送状況を通知するため、元請運送事業者に「運送状況情報」を送信します。

元請運送事業者は、あらかじめ取り決めたタイミングで、自社および中継運送事業者の運送区間の運送状況を含めて通知するため、荷送人に「運送状況情報」を送信します。中継運送事業者の運送区間の運送状況は、中継運送事業者から受信した「運送状況情報」により把握します。

図表D-5 運送状況通知プロセスのビジネス詳細フロー（中継運送あり）



D3. 2 運送状況通知プロセスにおいて想定されるシナリオ

D3. 2. 1 基本シナリオ

(1) 中継運送なしの場合

- ①運送事業者は、貨物の運送状況を把握するため、貨物受取、集荷、配達、貨物引渡などの荷扱場面での日時、場所などの情報を収集し蓄積しておきます。
- ②運送事業者は、あらかじめ定められたタイミングで、貨物の運送状況を通知するため「運送状況通知BC」に基づき、荷送人に「運送状況情報」をEDIで送信します。

(2) 中継運送ありの場合

- ①中継運送事業者は、自社の荷扱場面での日時、場所などの情報を収集し蓄積しておきます。
- ②中継運送事業者は、あらかじめ定められたタイミングで、貨物の運送状況を通知するため「運送状況通知BC」に基づき、元請運送事業者へ「運送状況情報」をEDIで送信します。
- ③元請運送事業者は、自社の荷扱場面での日時、場所などの情報を収集し蓄積しておきます。また、中継運送事業者の荷扱場面での運送状況は「運送状況情報」をEDIで受信し蓄積しておきます。
- ④元請運送事業者は、あらかじめ定められたタイミングで、貨物の運送状況を通知するため「運送状況通知BC」に基づき、荷送人に「運送状況情報」をEDIで送信します。

D3. 2. 2 運送状況通知BCの概要

運送事業者は、荷扱場面の日時、場所などの運送状況をあらかじめ収集しておき、あらかじめ定められたタイミングで、「運送状況情報」を事前に締結済のEDI運用規約に基づき荷送人に送信します。

中継運送事業者は、荷扱場面の日時、場所などの運送状況をあらかじめ収集しておき、あらかじめ定められたタイミングで、「運送状況情報」を事前に締結済のEDI運用規約に基づき元請運送事業者へ送信します。

D4. 運送状況通知BCの定義

D4. 1 運送状況通知BCの目的

運送事業者が、荷送人（または運送依頼者）に対して、運送状況を通知することを目的とします。

D 4. 2 運送状況通知BCの前提条件

「運送状況情報」の交換の可否については、荷送人（または運送依頼者）と運送事業者との間で、運送業務の取引を開始する際にあらかじめ決定しておくものとします。

D 4. 3 運送状況通知BCの説明

D 4. 3. 1 運送状況通知BCの業務の流れ

- (1) 荷送人・運送事業者間
 - ①運送事業者から荷送人に対して、「運送状況情報」を送信することにより貨物運送の状況を通知します。
 - ②荷送人は、「運送状況情報」によって委託した貨物の運送状況を確認します。
- (2) 運送依頼者・運送事業者間
 - ①運送事業者から運送依頼者に対して、「運送状況情報」を送信することにより貨物運送の状況を通知します。なお、ここでいう運送依頼者は、元請運送事業者、倉庫事業者などを指します。
 - ②運送依頼者は、「運送状況情報」によって委託した貨物の運送状況を確認します。

D 4. 3. 2 運送状況通知BCの運用ルール

- (1) 運送状況情報の作成単位
 - ・運送依頼単位（同一の出荷場所、同一時刻の出荷、同一荷届先の荷物単位）ごとに作成します。
 - ・「運送状況情報」は、「運送依頼情報」（または「荷渡確認情報」）と1対1に対応します。
- (2) 運送状況情報の送信タイミング
 - ・「運送状況情報」の送信は、当事者間であらかじめ取り決めたタイミングに行うものとします。

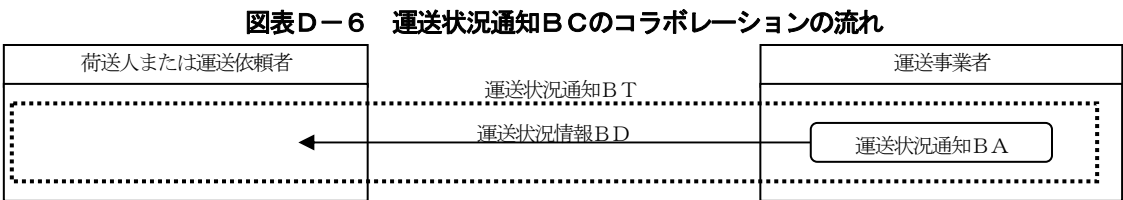
D 4. 3. 3 運送状況通知BCの留意点

- (1) 運送貨物の対応付け
 - ・運送状況情報と運送貨物との対応付けは、「運送依頼番号」「運送送り状番号」または「共用送り状番号」で行います。
 - ・運送依頼情報が使用されない場合でも荷渡確認情報を使用する場合は、荷渡確認情報作成時に荷送人が運送依頼番号を付与するため、その番号を使用します。
 - ・運送依頼情報、荷渡確認情報とも使用しない場合は、荷送人が認識できる何らかの番号（出荷番号など）を運送依頼番号にセットするものとします。
- (2) 追跡ポイントごとの運送状況
 - ・「運送状況情報」の繰り返し部を追跡ポイントコードごとに繰返すことにより、追跡ポイントごとの貨物追跡日時を通知することができます。
 - ・「運送状況情報」の繰り返し部を梱包管理番号ごと、および追跡ポイントごとに繰返すことにより、個々の運送梱包の貨物追跡日時を通知することができます。

D 4. 4 運送状況通知BCを構成するビジネストランザクション

D 4. 4. 1 ビジネスコラボレーションの流れ

運送状況通知BCのビジネスコラボレーションの流れは図表D－6の通りです。



D 4. 4. 2 ビジネスコラボレーションの構成内容

運送状況通知BCのビジネスコラボレーションを実施することに際して使用するビジネストランザクションは図表D－7の通りです。

図表D－7 運送状況通知BCのビジネスコラボレーションの構成内容

ビジネストランザクション名	ビジネスアクション名	荷送人、運送依頼者 ⇄ 運送事業者	ビジネスドキュメント名
運送状況通知B T	運送状況通知B A	←	運送状況情報

E. 貨物照会プロセス定義書

E 1. 本定義書の位置付け

本定義書は、貨物照会C B Cおよびそれに含まれるB Cについて定義したものです。

E 2. 貨物照会プロセスの概要

E 2. 1 貨物照会プロセスの対象範囲

本定義書で記述する貨物照会プロセスは、運送業務取引において、貨物照会業務を効率化するために、業務区分「d. 運送／付加サービス」（ビジネスプロセス編 図表2－1 太枠内の範囲）において、貨物の照会者と回答者との間の「貨物照会業務」に関わる取決めについて定義したものです。

E 2. 2 貨物照会プロセスの目的

貨物所在の照会、回答などに関わる貨物照会プロセスを標準化し、貨物照会業務に関わる明確で簡潔な運用ルールを制定し、貨物の照会者と回答者との間の貨物照会業務の効率化とサービスの向上を目的とします。

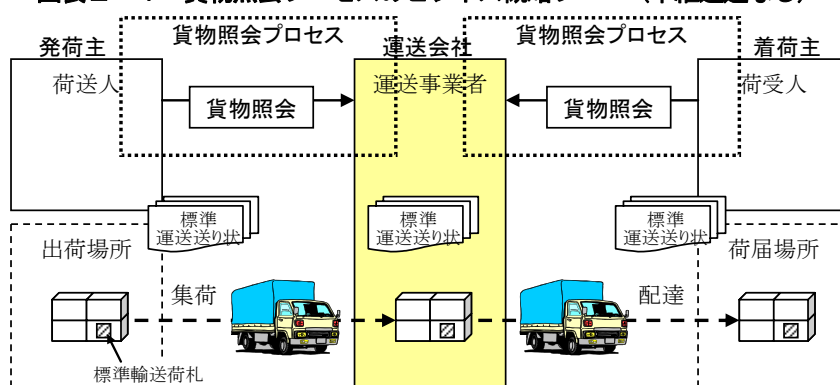
具体的な適用事例としては、荷主企業の出荷管理システムから運送事業者への貨物照会、元請運送事業者から中継運送事業者への貨物照会、サイバーモールから運送事業者への貨物照会などを想定します。

E 2. 3 貨物照会プロセスの概略フロー

(1) 中継運送なしの場合

中継運送なしの場合の貨物照会プロセスの概略フローを図表E－1に示します。

図表E－1 貨物照会プロセスのビジネス概略フロー（中継運送なし）

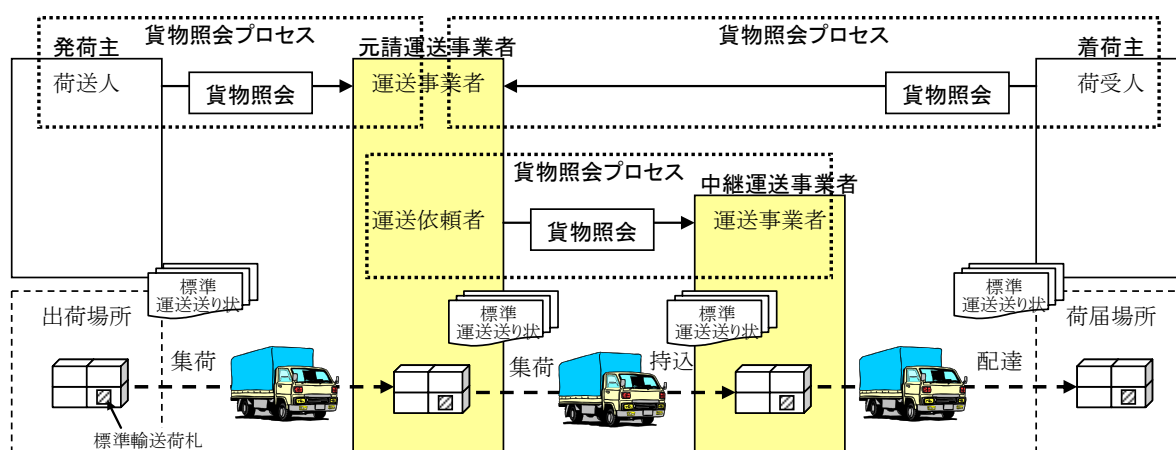


(2) 中継運送ありの場合

中継運送ありの場合の貨物照会プロセスの概略フローを図表D－2に示します。

元請け運送事業者は運送依頼者の立場で、中継運送事業者（運送事業者）に貨物照会を行い必要な情報を取得します。

図表D－2 貨物照会プロセスのビジネス概略フロー（中継運送あり）

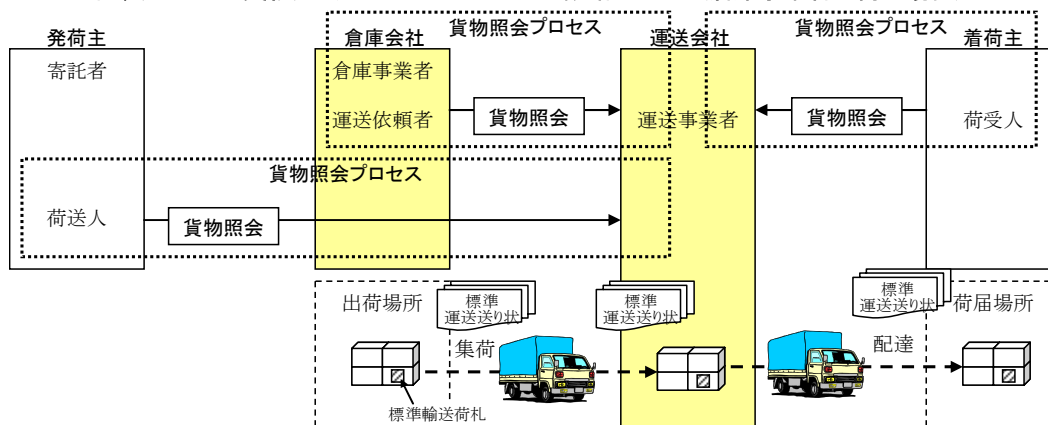


(3) 倉庫事業者からの出荷貨物の場合

倉庫事業者からの出荷貨物の場合の貨物照会プロセスの概略フローを図表D－3に示します。

倉庫事業者は運送依頼者の立場で、また寄託者は荷送人の立場で、運送事業者に貨物照会を行います。

図表E-3 貨物照会プロセスのビジネス概略フロー（倉庫事業者出荷の場合）

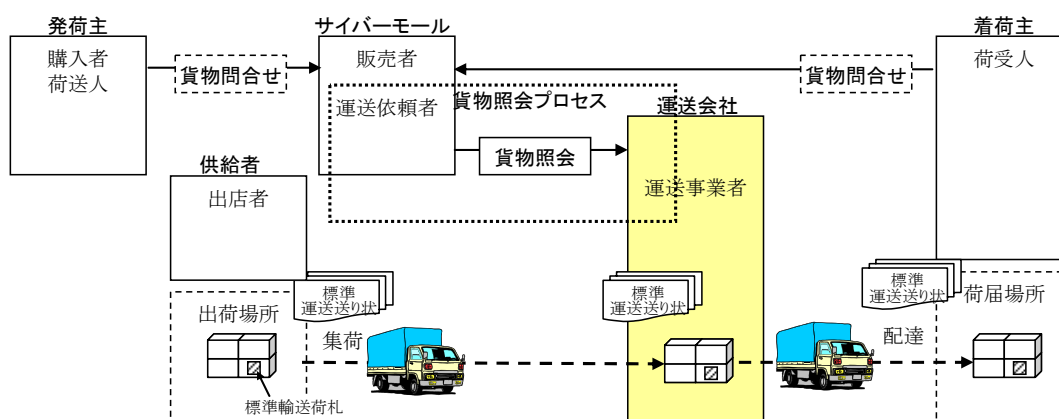


（4）サイバーモールからの貨物照会の場合

サイバーモールからの貨物照会の場合の貨物照会プロセスの概略フローを図表E-4に示します。

サイバーモールが購入者などに配達状況を提供するサービスを行う場合は、サイバーモールは運送事業者に対して貨物照会を行う。

図表E-4 貨物照会プロセスのビジネス概略フロー（サイバーモールの場合）



E3. 貨物照会プロセスの構成内容

貨物照会プロセス（貨物照会CBC）は、下記のビジネスコラボレーション（BC）により構成されます。

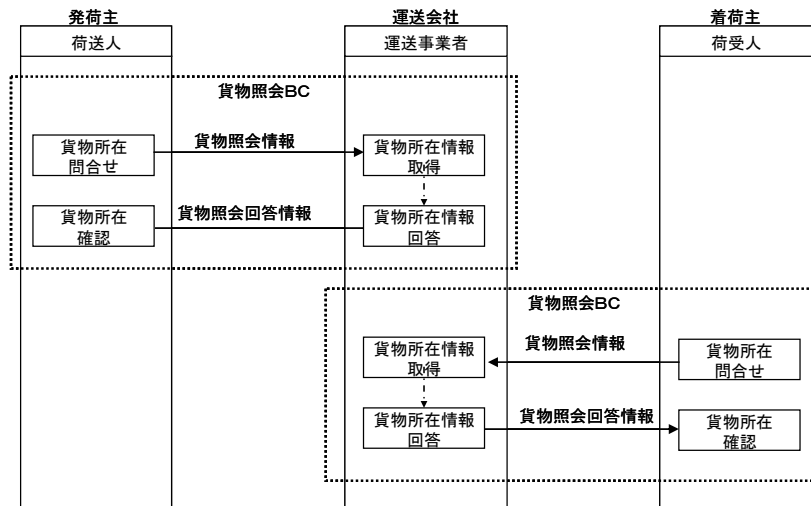
- ・貨物照会BC

E3.1 ビジネスコラボレーションの概要

（1）中継運送なしの場合

貨物照会プロセスのビジネス詳細フロー（中継運送なし）を図表E-5に示します。

図表E－5 貨物照会プロセスのビジネス詳細フロー（中継運送なし）

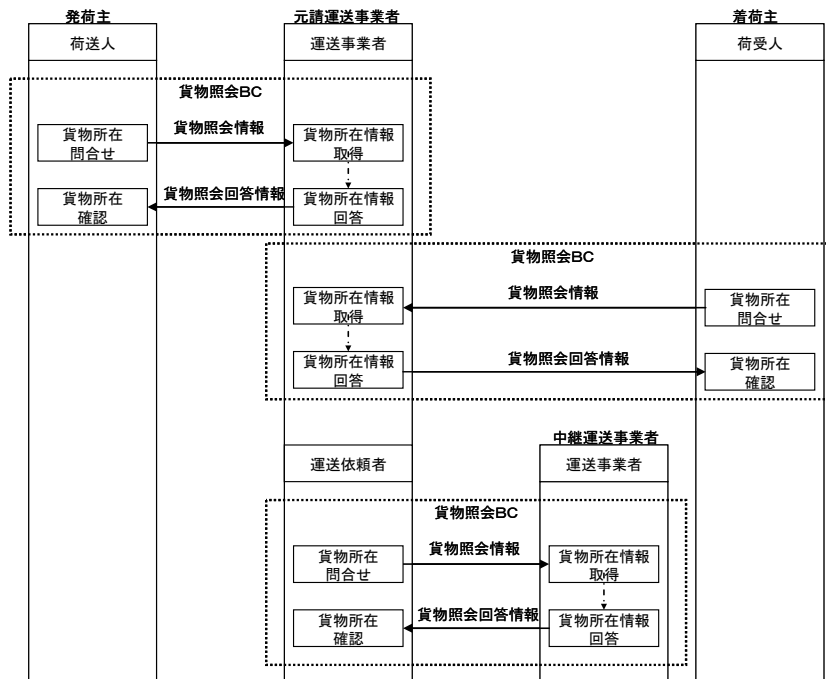


(2) 中継運送ありの場合

貨物照会プロセスのビジネス詳細フロー（中継運送あり）を図表E－6に示します。

発荷主から元請運送事業者への貨物照会プロセスと、元請運送事業者から中継運送事業者への貨物照会プロセスの相互関係は規定しません。発荷主から貨物照会を受けた時点で元請運送事業者が中継運送事業者へ貨物照会を行うなどのように、両プロセスの連携が必要となった場合には、アプリケーションレベルで連携を取るものとします。

図表E－6 貨物照会プロセスのビジネス詳細フロー（中継運送あり）



E 3. 2 貨物照会プロセスにおいて想定されるシナリオ

E 3. 2. 1 基本シナリオ

(1) 中継運送なしの場合

- ① 荷送人または荷受人が運送事業者に貨物の所在を確認するときは、「貨物照会BC」に基づき、運送事業者に「貨物照会情報」をEDIで送信します。
- ② 運送事業者は、「貨物照会BC」に基づき、荷送人または荷受人に対して「貨物照会情報」に対する回答を「貨物照会回答情報」としてEDIで送信します。

(2) 中継運送ありの場合

- ① 荷送人または荷受人が元請運送事業者に貨物の所在を照会するときは、「貨物照会BC」に基づき、元請運送事業者

「貨物照会情報」をEDIで送信します。

②元請運送事業者は、「貨物照会BC」に基づき荷送人または荷受人に対して「貨物照会情報」に対する回答を「貨物照会回答情報」としてEDIで送信します。

③元請運送事業者（運送依頼者）が中継運送事業者（運送事業者）に貨物の所在を照会するときは、「貨物照会BC」に基づき、中継運送事業者に「貨物照会情報」をEDIで送信します。

④中継運送事業者は、「貨物照会BC」に基づき、元請運送事業者に対して「貨物照会情報」に対する回答を「貨物照会回答情報」としてEDIで送信します。

⑤中継運送事業者が、さらに他の中継運送事業者に運送を依頼している場合は、上記③④と同様の手順で行います。

E 4. 貨物照会BCの定義

E 4. 1 貨物照会BCの目的

貨物の照会者（荷送人、運送依頼者、または荷受人）が、運送事業者に対して貨物照会を行い、その回答を得ることを目的とします。

E 4. 2 貨物照会BCの前提条件

貨物照会の資格者については、運送業務の取引を開始する際にあらかじめ決定しておくものとします。

E 4. 3 貨物照会BCの説明

E 4. 3. 1 貨物照会BCの業務の流れ

上記「E 3. 2」に同じ。

E 4. 3. 2 貨物照会BCの運用ルール

(1) 貨物照会のキー情報

貨物照会のキー情報は、以下のデータ項目のいずれかとします。

①運送送り状番号（または共用送り状番号）

②梱包管理番号（またはライセンスプレートナンバー）

(2) 貨物照会と回答の単位

貨物照会と回答の単位としては、以下のケースが考えられます。

①運送送り状番号（または共用送り状番号）で照会し、該当する送り状番号の貨物所在を回答します。

②梱包管理番号（またはライセンスプレートナンバー）で照会し、該当する運送梱包の貨物所在を回答します。

③運送送り状番号（または共用送り状番号）で照会し、該当する送り状番号の全ての運送梱包それぞれの貨物所在を回答します。

(3) 貨物照会の有効期限

貨物照会の有効期限をあらかじめ当事者間で取り決めておくものとします。

通常の有効期限は、貨物を運送事業者に引渡した時点から、貨物が荷受人に引渡されてから一定の期間後の時点までとなります。この「一定の期間後」は運送事業者ごとに異なります。

(4) 貨物照会回答情報の内容選択

貨物照会回答情報の内容は、回答情報を送信する運送事業者があらかじめ定めたものによるものとします。すなわち、回答情報において当該貨物の最新の貨物所在のみを回答するか、当該貨物の過去の貨物所在履歴も合わせて回答するかは、運送事業者が定めたものによります。

(5) 荷受人などへの貨物照会キー情報の通知

荷送人または運送依頼者は貨物照会キーを荷受人にあらかじめ通知しておくものとします。

寄託者が荷送人の立場で貨物照会を行う場合には、倉庫事業者は貨物照会キーを寄託者にあらかじめ通知しておくものとします。

E 4. 3. 3 貨物照会BCの留意点

(1) 貨物照会番号の採番

貨物照会番号は、貨物の照会者が「貨物照会情報」ごとにユニークに採番します。

当該「貨物照会情報」に対する「貨物照会回答情報」には同一の貨物照会番号を使用します。

(2) キー情報のユニーク性

運送送り状番号および梱包管理番号は、運送事業者ごとに個別に付与するものであるため、運送事業者コードと組合せないとユニークにはなりません。

(3) 元請運送事業者のキー情報の使用

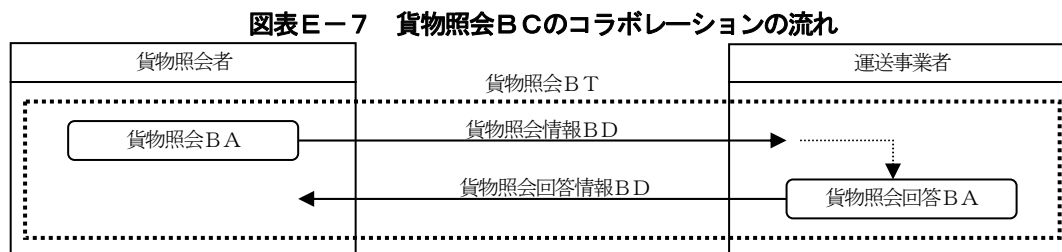
運送送り状番号または梱包管理番号をキー情報として元請運送事業者から中継運送事業者に貨物照会を行う場合には、原

則として元請運送事業者が使用している運送送り状番号または梱包管理番号などをキー情報として照会を行うものとします。

E 4. 4 貨物照会BCを構成するビジネストランザクション

(1) ビジネスコラボレーションの流れ

貨物照会BCのビジネスコラボレーションの流れは図表E-7の通りです。



(2) ビジネスコラボレーションの構成内容

貨物照会BCのビジネスコラボレーションを実施することに際して使用するビジネストランザクションは図表E-8の通りです。

図表E-8 貨物照会BCのビジネスコラボレーションの構成内容

ビジネストランザクション名	ビジネスアクション名	貨物照会者 ⇄ 運送事業者	ビジネスドキュメント名
貨物照会BT	貨物照会BA	→	貨物照会情報
	貨物照会回答BA	←	貨物照会回答情報

F. 運賃請求・支払プロセス定義書

F 1. 本定義書の位置付け

本定義書は、運賃請求・支払CBCおよびそれに含まれるBCについて定義したものです。

F 2. 運賃請求・支払プロセスの概要

F 2. 1 運賃請求・支払プロセスの対象範囲

本定義書で記述する運賃請求・支払プロセスは、運送業務取引において、運賃請求業務および運賃支払業務を効率化するために、業務区分「g. 請求支払」（ビジネスプロセス編 図表2-1 太枠内の範囲）において、運送事業者から荷送人または運送依頼者への「運賃請求業務」、荷送人または運送依頼者から運送事業者への「運賃支払業務」に関わる取決めにについて定義したものです。

F 2. 2 運賃請求・支払プロセスの目的

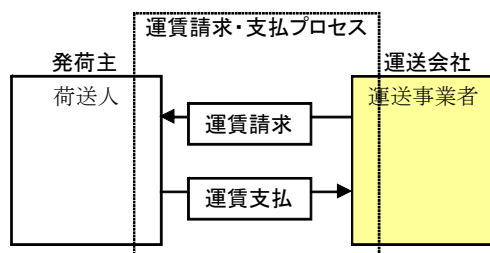
運賃請求情報の送受信、運賃支払情報の送受信などに関わる運賃請求・支払プロセスを標準化し、運賃請求・支払業務に関わる明確で簡潔な運用ルールを制定し、運送事業者から荷送人または運送依頼者への「運賃請求業務」、荷送人または運送依頼者から運送事業者への「運賃支払業務」の効率化と業務の質を向上させることを目的とします。

F 2. 3 運賃請求・支払プロセスの概略フロー

(1) 荷送人・運送事業者間

荷送人・運送事業者間の運賃請求・支払プロセスの概略フローを図表F-1に示します。

**図表F-1 運賃請求・支払プロセスのビジネス概略フロー
(荷送人・運送事業者間)**

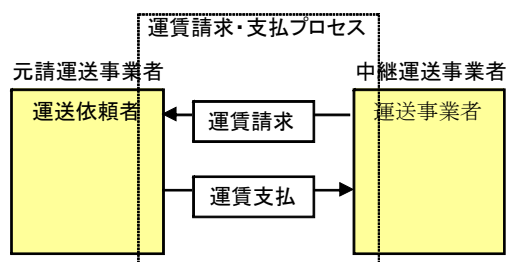


(2) 運送事業者相互間

運送事業者相互間の運賃請求・支払プロセスの概略フローを図表F-2に示します。

利用運送事業者経由の場合は、図表F-2の元請運送事業者が利用運送事業者に相当し、中継運送事業者が実運送事業者に相当します。

図表F-2 運賃請求・支払プロセスのビジネス概略フロー（運送事業者相互間）

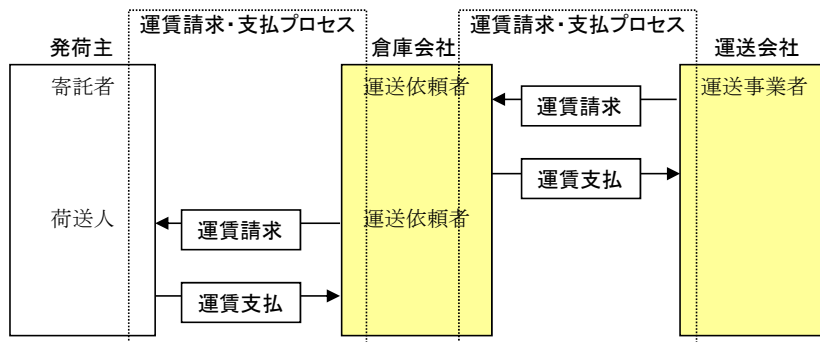


(3) 倉庫事業者からの出荷貨物の場合

倉庫事業者からの出荷貨物の場合の運賃請求・支払プロセスの概略フローを図表F-3に示します。

倉庫会社から発荷主への運賃請求は、倉庫料金請求の中でまとめて請求することもできます。

図表F-3 運賃請求・支払プロセスのビジネス概略フロー（倉庫事業者からの出荷貨物）



F 3. 運賃請求・支払プロセスの構成内容

運賃請求・支払プロセス（運賃請求・支払CBC）は、下記のビジネスコラボレーション（BC）により構成されます。

- ・運送請求BC
- ・運賃支払BC

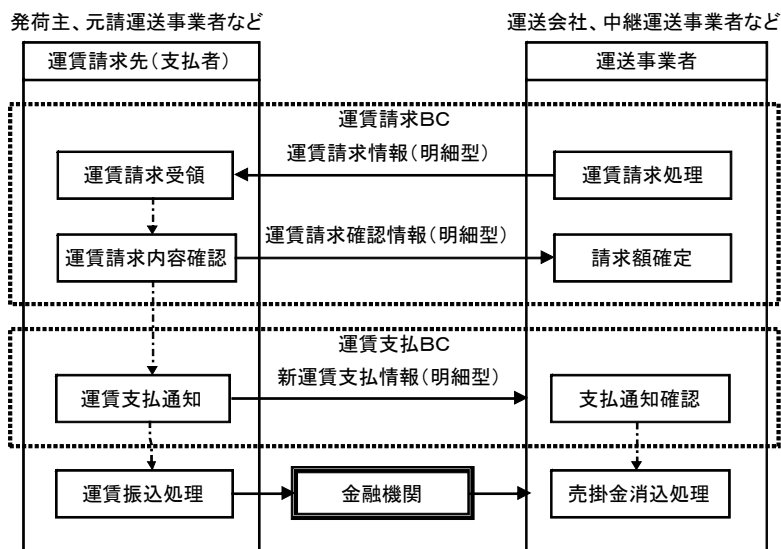
図表F-4 運賃請求・支払プロセスのビジネス詳細フロー

F 3. 1 ビジネスコラボレーションの概要

運賃請求・支払プロセスのビジネス詳細フローを図表F-4に示します。

運賃請求BCでは運賃請求に関わる送受信を行い、運賃支払BCでは運賃支払に関わる送受信を行います。

荷送人または運送依頼者の部門が、運賃請求先または運賃支払者と異なることがあるため、ここでは運賃請求先（支払者）と呼びます。運賃請求先（支払者）は運賃の振込時に、金融機関を通じて振込先に「振込ID」を通知することができ、その「振込ID」を運賃支払の明細とともに事前に運送事業者に送信することにより、運送事業者は売掛金の消込み処理を効率化できます。



F 3. 2 運賃請求・支払プロセスにおいて想定されるシナリオ

F 3. 2. 1 基本シナリオ

- ①運送事業者が運賃請求先（支払者）に対して運賃の請求内容を通知するときは、「運賃請求BC」に基づき、運送事業者から運賃請求先（支払者）に「運賃請求情報（明細型）」をEDIで送信します。
- ②運賃請求先（支払者）は、受信した「運賃請求情報（明細型）」の内容を確認したうえで、「運賃請求BC」に基づき、運送事業者へ「運賃請求確認情報（明細型）」を送信します。

③運賃請求先（支払者）は運賃の振込に先立ち、「運賃支払BC」に基づき、運送事業者に運賃の支払内容を通知するため「運賃支払情報（明細型）」を送信します。

④運賃請求先（支払者）は、金融機関を通じて運送事業者の口座に運賃を振込みます。

F 3. 2. 2 運賃請求BCの概要

運送事業者は、事前に締結済のEDI運用規約に基づき、運送が完了した貨物の運賃請求内容を通知するため「運賃請求情報（明細型）」を運賃請求先（支払者）に送信します。運賃請求先（支払者）は、受信した「運賃請求情報（明細型）」を確認し、事前に締結済のEDI運用規約に基づき、確認結果を通知するため運送事業者に「運賃請求確認情報（明細型）」を送信します。

F 3. 2. 3 運賃支払BCの概要

運賃請求先（支払者）は、事前に締結済のEDI運用規約に基づき、運賃の振込に先立ち、運送事業者に運賃支払内容を通知するため「運賃支払情報（明細型）」を送信します。

F 4. 運賃請求BCの定義

F 4. 1 運賃請求BCの目的

運送事業者が運賃請求先（支払者）に対して運賃の請求内容を通知し、双方で運賃請求内容の確認を行うことを目的とします。

F 4. 2 運賃請求BCの前提条件

「運賃請求確認情報（明細型）」の交換の可否については、運送事業者と運賃請求先（支払者）との間で、運送業務の取引を開始する際にあらかじめ決定しておくものとします。

F 4. 3 運賃請求BCの説明

F 4. 3. 1 運賃請求BCの業務の流れ

- ①運送事業者から運賃請求先（支払者）に対して、「運賃請求情報（明細型）」を送信することにより運賃の請求内容を通知します。
- ②運賃請求先（支払者）は運送事業者に対して、「運賃請求確認情報（明細型）」を送信することにより、運賃請求内容の確認結果を通知することができます。「運賃請求確認情報（明細型）」の送信は省略することができます。

F 4. 3. 2 運賃請求BCの運用ルール

- (1) 運賃請求情報（明細型）、運賃請求確認情報（明細型）の作成単位
 - ・運賃を請求する単位に作成します。
- (2) 請求対象の貨物運送
 - ・運賃請求の対象は、受託した貨物運送とします。
- (3) 明細情報の繰返し単位
 - ・明細情報は、「運送依頼番号」「運送送り状番号」または「共用送り状番号」により繰返します。
- (4) 運賃請求情報（明細型）の送信タイミング
 - ・日単位、旬単位、月単位など、あらかじめ取り決めたタイミングで送信します。
 - ・運賃請求・支払業務の平準化と効率化のために、日単位で送信しそのつど請求額を確認することを推奨します。

F 4. 3. 3 運賃請求BCの留意点

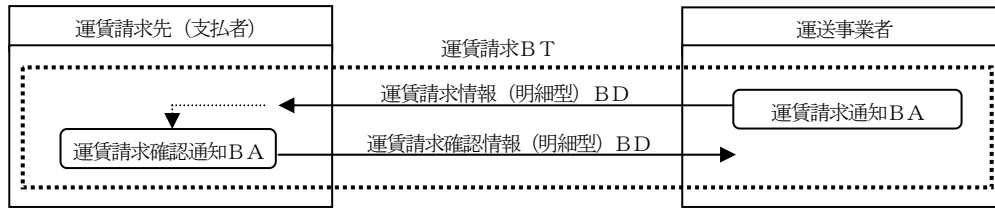
- (1) 運賃請求確認情報（明細型）の省略
 - ・「運賃請求確認情報（明細型）」の送信を省略する場合は、運賃請求内容の確認方法、確定方法などについて、あらかじめ取り決めておくものとします。
- (2) 請求書番号の採番
 - ・「請求書番号」は、運賃請求情報（明細型）ごとに運賃請求者がユニークに採番します。

F 4. 4 運賃請求BCを構成するビジネストランザクション

F 4. 4. 1 ビジネスコラボレーションの流れ

運賃請求BCのビジネスコラボレーションの流れは図表F-5の通りです。

図表F-5 運賃請求BCのコラボレーションの流れ



（注）運賃請求明細確認情報（明細型）BDは、未開発です。

F 4. 4. 2 ビジネスコラボレーションの構成内容

運賃請求BCのビジネスコラボレーションを実施することに際して使用するビジネストランザクションは図表F-6の通りです。

図表F-6 運賃請求BCのビジネスコラボレーションの構成内容

ビジネストランザクション名	ビジネスアクション名	運賃請求先（支払者） ⇄ 運送事業者	ビジネスドキュメント名
運賃請求BT	運賃請求通知BA	←	運賃請求情報（明細型）
	運賃請求確認通知BA	→	運賃請求確認情報（明細型）

F 5. 運賃支払BCの定義

F 5. 1 運賃支払BCの目的

運賃請求先（支払者）が運送事業者に対して運賃の支払内容を通知し、双方で運賃支払内容の確認を行うことを目的とします。

F 5. 2 運賃支払BCの前提条件

「運賃支払情報（明細型）」の交換の可否については、運賃請求先（支払者）と運送事業者との間で、運送業務の取引を開始する際にあらかじめ決定しておくものとします。

「運賃請求情報（明細型）」を使用せずに、この「運賃支払情報（明細型）」のみを使用する場合があります。

F 5. 3 運賃支払BCの説明

F 5. 3. 1 運賃支払BCの業務の流れ

- ①運賃請求先（支払者）から運送事業者に対して、「運賃支払情報（明細型）」を送信することにより運賃の支払内容を通知します。
- ②運賃請求先（支払者）は運送事業者に対して、銀行振込通知情報に格納する「振込ID」を「運賃支払情報（明細型）」にて通知することにより、運送事業者はその「振込ID」により売掛金の消し込み処理を効率化できます。

F 5. 3. 2 運賃支払BCの運用ルール

- （1）運賃支払情報（明細型）の作成単位
 - ・運賃を支払う単位に作成します。
- （2）支払対象の貨物運送
 - ・運賃支払の対象は、委託した貨物運送とします。
- （3）明細情報の繰返し単位
 - ・明細情報は、「運送依頼番号」「運送送り状番号」または「共用送り状番号」により繰返します。
- （4）運賃支払情報（明細型）の送信タイミング
 - ・日単位、旬単位、月単位など、あらかじめ取り決めたタイミングで送信します。
 - ・運賃支払業務の平準化と効率化のために、日単位で送信しそのつど支払額を確認することを推奨します。

F 5. 3. 3 運賃支払BCの留意点

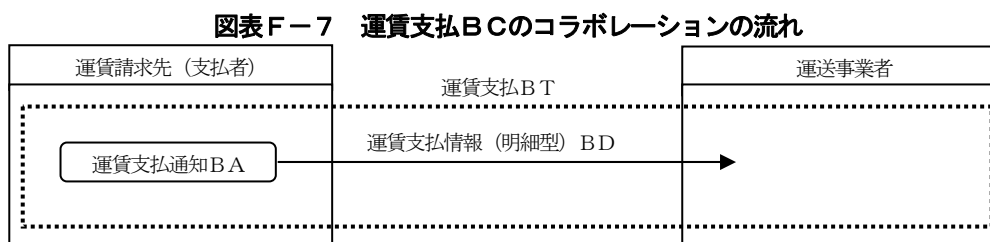
- （1）支払番号の採番
 - ・「支払番号」は、運賃支払情報（明細型）ごとに運賃支払者がユニークに採番します。
- （2）請求書番号の格納
 - ・該当する運賃請求情報（明細型）に記載された請求書番号を格納します。運賃請求情報（明細型）を受信していない場合は請求書番号を省略します。
- （3）振込IDの格納

- ・支払者が金融機関への振込時に指定した20桁の「振込ID」を格納します。「振込ID」は金融機関を通じて振込先に振込金額等とともに通知されます。

F 5. 4 運賃支払BCを構成するビジネストランザクション

F 5. 4. 1 ビジネスコラボレーションの流れ

運賃支払BCのビジネスコラボレーションの流れは図表F-7の通りです。



F 5. 4. 2 ビジネスコラボレーションの構成内容

運賃支払BCのビジネスコラボレーションを実施することに際して使用するビジネストランザクションは図表F-8の通りです。

図表F-8 運賃支払BCのビジネスコラボレーションの構成内容

ビジネストランザクション名	ビジネスアクション名	運賃請求先 (支払者) ⇄ 運送事業者	ビジネスドキュメント名
運賃支払BT	運賃支払通知BA	→	運賃支払情報 (明細型)

G. 運送マスター通知プロセス定義書

G 1. 本定義書の位置付け

本定義書は、運送マスター通知CBCおよびそれに含まれるBCについて定義したものです。ここでは、運送関係のマスターを総称して、「運送マスター」と呼ぶこととします。配送エリアマスター以外の運送マスターの授受が将来追加されることを想定しています。

G 2. 運送マスター通知プロセスの概要

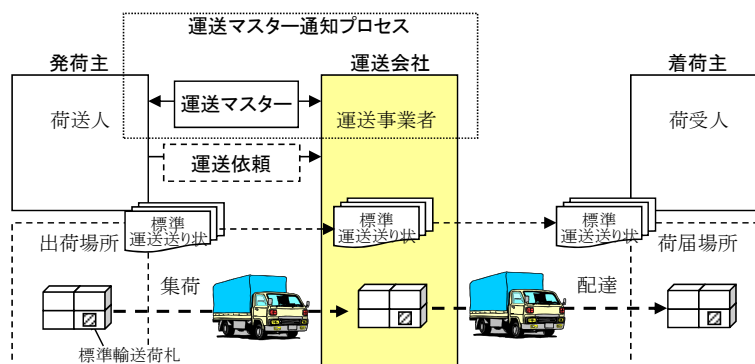
G 2. 1 運送マスター通知プロセスの対象範囲

本定義書で記述する運送マスター通知プロセスは、運送に関する情報の通知業務などを効率化するために、業務区分「c. 運送／基本サービス」（ビジネスプロセス編 図表2-1 太枠内の範囲）において、荷送人（または運送依頼者）と運送事業者との間で交換される「運送関係マスター通知業務」に関わる取決めについて定義したものです。

G 2. 2 運送マスター通知プロセスの目的

運送業務の前に、あらかじめ荷送人（または運送依頼者）と運送事業者との間で、運送業務に係わるマスター情報を交換しておくための運送マスター通知プロセスを標準化し、運送マスターの通知に関わる明確で簡潔な運用ルールを制定し、運送マスター通知業務の効率化と運送業務の質を向上させることを目的とします。

図表G-1 運送マスター通知プロセスのビジネス概略フロー（中継運送なし）



G 2. 3 運送マスター通知プロセスの概略フロー

(1) 中継運送なしの場合

中継なしの場合の運送マスター通知プロセスの概略フローを図表G-1に示します。

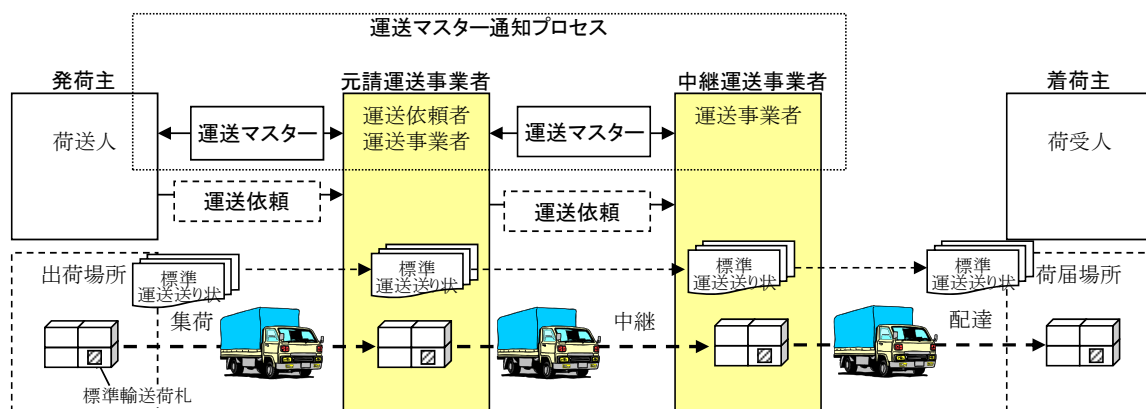
荷送人と運送事業者との間で、あらかじめ定められたタイミングで、運送マスター情報を交換します。

(2) 中継運送ありの場合

中継ありの場合の運送マスター通知プロセスの概略フローを図表G-2に示します。

荷送人と元請運送事業者との間、および元請運送事業者と中継運送事業者との間において、あらかじめ定められたタイミングで、運送マスター情報を交換します。

図表G-2 運送マスター通知プロセスのビジネス概略フロー（中継運送あり）



G3. 運送マスター通知プロセスの構成内容

運送マスター通知プロセス（運送マスター通知CBC）は、下記のビジネスコラボレーション（BC）により構成されます。

- ・配送エリアマスター通知BC

G3. 1 ビジネスコラボレーションの概要

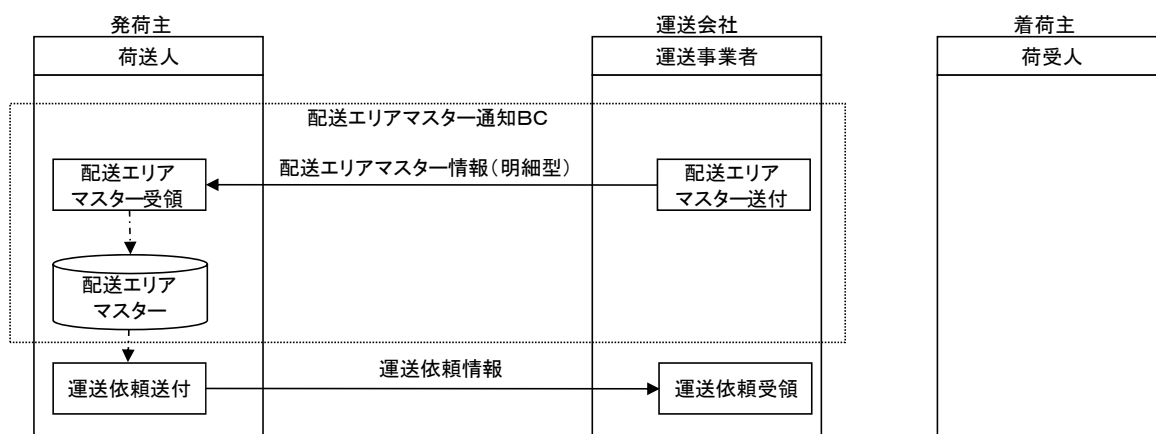
(1) 中継運送なしの場合

中継運送なしの場合の運送マスター通知プロセスのビジネス詳細フローを図表G-3に示します。

運送事業者は、運送業務を開始する前に、あらかじめ決められたタイミングで、荷送人に対して「配送エリアマスター情報（明細型）」を送信します。

荷送人は、受領した「配送エリアマスター情報（明細型）」を社内システムに蓄積しておき、運送依頼時にそれを参照して運送依頼情報、輸送荷札などを作成します。

図表G-3 運送マスター通知プロセスのビジネス詳細フロー（中継運送なし）



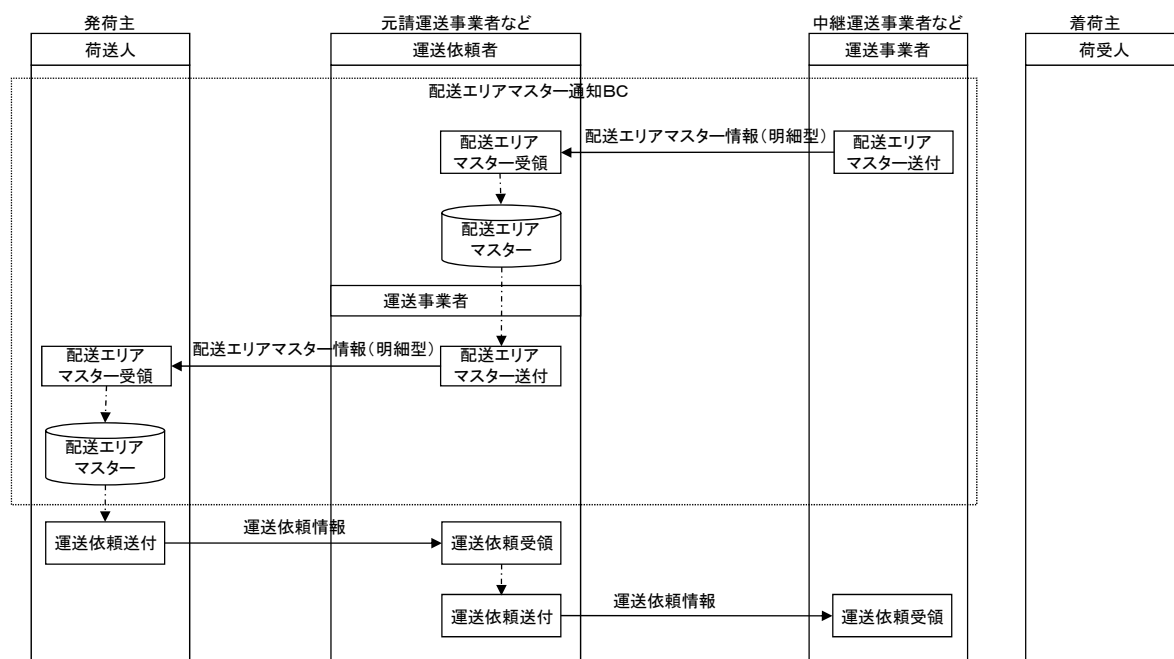
(2) 中継運送ありの場合

中継運送ありの場合の運送マスター通知プロセスのビジネス詳細フローを図表G-4に示します。

元請運送事業者は、運送業務を開始する前に、あらかじめ取り決めたタイミングで、荷送人に対して「配送エリアマスター情報（明細型）」を送信します。中継運送事業者から配送エリアに関する情報を入手する必要がある場合には、中継運送事業者から「配送エリアマスター情報（明細型）」を受信します。

荷送人は、受領した「配送エリアマスター情報（明細型）」を社内システムに蓄積しておき、運送依頼時にそれを参照して運送依頼情報、輸送荷札などを作成します。

図表G-4 運送マスター通知プロセスのビジネス詳細フロー（中継運送あり）



G3. 2 運送マスター通知プロセスにおいて想定されるシナリオ

G3. 2. 1 基本シナリオ

(1) 中継運送なしの場合

- ①運送事業者は、あらかじめ定められたタイミングで、配送エリアに関する情報を通知するために「配送エリアマスター通知BC」に基づき、荷送人に「配送エリアマスター情報（明細型）」をEDIで送信します。
- ②荷送人は、運送事業者から受信した「配送エリアマスター情報（明細型）」を社内システムに蓄積しておき、運送依頼時にそれを参照し、必要な情報を取得して運送依頼情報、輸送荷札などを作成します。

(2) 中継運送ありの場合

- ①元請運送事業者は、あらかじめ定められたタイミングで、配送エリアに関する情報を通知するために「配送エリアマスター通知BC」に基づき、荷送人に「配送エリアマスター情報（明細型）」をEDIで送信します。
- ②元請運送事業者は、必要な場合には、荷送人への「配送エリアマスター情報（明細型）」に先立ち、あらかじめ定められたタイミングで、「配送エリアマスター通知BC」に基づき、中継運送事業者から「配送エリアマスター情報（明細型）」をEDIで受信しておき、その情報とともに荷送人に「配送エリアマスター情報（明細型）」として送信します。
- ③荷送人は、元請運送事業者から受信した「配送エリアマスター情報（明細型）」を社内システムに蓄積しておき、運送依頼時にそれを参照し、必要な情報を取得して運送依頼情報、輸送荷札などを作成します。

G3. 2. 2 配送エリアマスター通知BCの概要

運送事業者は、あらかじめ定められたタイミングで、「配送エリアマスター情報（明細型）」を事前に締結済のEDI運用規約に基づき荷送人に送信します。

中継運送事業者は、あらかじめ定められたタイミングで、「配送エリアマスター情報（明細型）」を事前に締結済のEDI運用規約に基づき元請運送事業者に送信します。

G4. 配送エリアマスター通知BCの定義

G4. 1 配送エリアマスター通知BCの目的

運送事業者が、荷送人（または運送依頼者）に対して、「配送エリアマスター情報（明細型）」を通知することを目的とします。

G4. 2 配送エリアマスター通知BCの前提条件

「配送エリアマスター情報」の交換の可否については、荷送人（または運送依頼者）と運送事業者との間で、運送業務の取引を開始する際にあらかじめ決定しておくものとします。

G 4. 3 配送エリアマスター通知BCの説明

G 4. 3. 1 配送エリアマスター通知BCの業務の流れ

- (1) 荷送人・運送事業者間
 - ①運送事業者から荷送人に対して、「配送エリアマスター情報（明細型）」を送信することにより配送エリアに関する情報を通知します。
 - ②荷送人は、「配送エリアマスター情報（明細型）」から運送依頼情報、輸送荷札などの作成に必要な情報を取得します。
- (2) 運送依頼者・運送事業者間
 - ①運送事業者から運送依頼者に対して、「配送エリアマスター情報（明細型）」を送信することにより配送エリアに関する情報を通知します。
 - ②運送依頼者は、「配送エリアマスター情報（明細型）」から運送依頼情報、輸送荷札などの作成に必要な情報を取得します。

G 4. 3. 2 配送エリアマスター通知BCの運用ルール

- (1) 配送エリアマスター情報の作成単位
 - ・「配送エリアマスター情報（明細型）」を通知する単位に作成します。
- (2) 明細情報の繰返し単位
 - ・荷届先住所クラスの明細情報は、市区町村コードまたは郵便番号により繰返します。その下の配送エリアクラスの明細情報は、配送エリアコードにより繰返します。
- (3) 配送エリアマスター情報の送信タイミング
 - ・「配送エリアマスター情報（明細型）」の送信は、当事者間であらかじめ取り決めたタイミングに行うものとします。

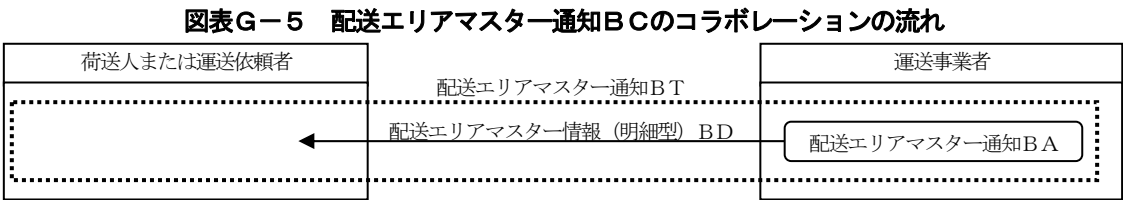
G 4. 3. 3 配送エリアマスター通知BCの留意点

- (1) 配送エリアマスター情報の追加、更新、削除
 - ・「配送エリアマスター情報（明細型）」の追加、更新、削除などのルールは、あらかじめ当事者間で取り決めておくものとします。

G 4. 4 配送エリアマスター通知BCを構成するビジネストランザクション

G 4. 4. 1 ビジネスコラボレーションの流れ

配送エリアマスター通知BCのビジネスコラボレーションの流れは図表G－5の通りです。



G 4. 4. 2 ビジネスコラボレーションの構成内容

配送エリアマスター通知BCのビジネスコラボレーションを実施することに際して使用するビジネストランザクションは図表G－6の通りです。

図表G－6 配送エリアマスター通知BCのビジネスコラボレーションの構成内容

ビジネストランザクション名	ビジネスアクション名	荷送人、運送依頼者 ⇄ 運送事業者	ビジネスドキュメント名
配送エリアマスター通知BT	配送エリアマスター通知BA	←	配送エリアマスター情報（明細型）

H. 入庫プロセス定義書

H 1. 本定義書の位置付け

本定義書は、入庫CBCおよびそれに含まれるBCについて定義したものです。

H 2. 入庫プロセスの概要

H 2. 1 入庫プロセスの対象範囲

本定義書で記述する入庫プロセスは、倉庫業務取引において、寄託者の入庫予定通知、および倉庫事業者の入庫業務を効率

化するために、業務区分「e. 倉庫／基本サービス」（ビジネスプロセス編 図表2－1 太枠内の範囲）において、寄託者から倉庫事業者への「入庫予定通知業務」、倉庫事業者の倉庫への「入庫業務」、および寄託者への「入庫報告業務」に関わる取決めについて定義したものです。

H2. 2 入庫プロセスの背景と目的

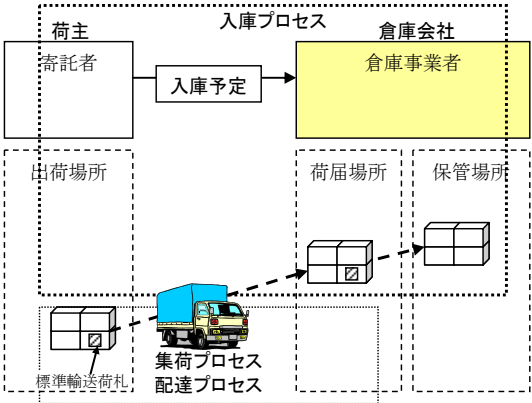
入庫予定の送受信、倉庫への入庫、入庫報告の送受信などに関わる入庫プロセスを標準化し、入庫業務に関わる明確で簡潔な運用ルールを制定し、寄託者の入庫予定通知業務、倉庫事業者の入庫業務の効率化と業務の質を向上させることを目的とします。

H2. 3 入庫プロセスの概略フロー

(1) 再委託なしの場合

再委託なしの場合の入庫プロセスの概略フローを図表H－1に示します。
寄託者が入庫する倉庫までの運送を運送事業者に委託する場合には、別途定める集荷プロセス、配達プロセスに基づき行います。

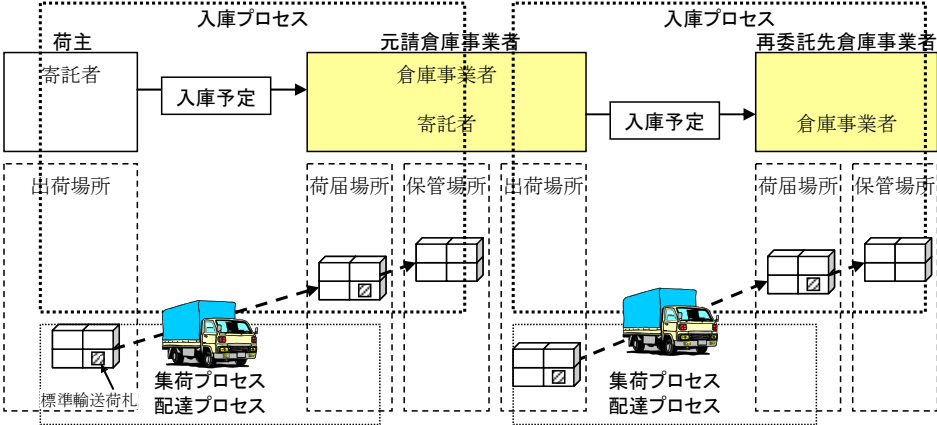
図表H－1 入庫プロセスのビジネス概略フロー（再委託なし）



(2) 再委託ありの場合

再委託ありの場合の入庫プロセスの概略フローを図表H－2に示します。
元請倉庫事業者は寄託者の立場で、再委託先倉庫事業者に対して入庫予定を送付します。元請倉庫事業者が入庫する倉庫までの運送を運送事業者に委託する場合には、別途定める集荷プロセス、配達プロセスに基づき行います。

図表H－2 入庫プロセスのビジネス概略フロー（再委託あり）



H3. 入庫プロセスの構成内容

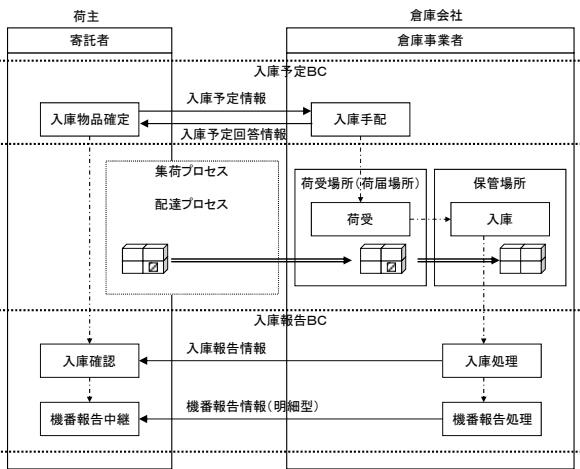
入庫プロセス（入庫CBC）は、下記のビジネスコラボレーション（BC）により構成されます。

- ・入庫予定BC
- ・入庫報告BC

H3. 1 ビジネスコラボレーションの概要

入庫プロセスのビジネス詳細フローを図表H－3に示します。
倉庫業務の再委託がある場合は、元請倉庫事業者は「寄託者」の立場で、再委託先倉庫事業者に対して「入庫予定情報」を送信することとします。
集荷プロセス、配達プロセスは、それぞれ集荷プロセス定義書、配達プロセス定義書に基づき行います。

図表H－3 入庫プロセスのビジネス詳細フロー



H3. 2 入庫プロセスにおいて想定されるシナリオ

H3. 2. 1 基本シナリオ

- ①寄託者が倉庫事業者は、物品の入庫を依頼するときは、「入庫予定BC」に基づき、寄託者から倉庫事業者は「入庫予定情報」をEDIで送信します。
- ②寄託者、または倉庫事業者は、必要により集荷プロセス定義書に定める「運送依頼BC」に基づき、運送事業者は当該貨物の運送を依頼します。
- ③倉庫事業者は、受取った貨物を保管場所に格納します。
- ④倉庫事業者は、貨物の入庫処理を行なったのちに、「入庫報告BC」に基づき、寄託者に「入庫報告情報」をEDIで送信します。

H3. 2. 2 入庫予定BCの概要

寄託者は、事前に締結済のEDI運用規約に基づき、入庫する貨物の内容を盛り込んだ「入庫予定情報」を倉庫事業者は送信します。

寄託者、または倉庫事業者が、貨物の運送を運送事業者は依頼する場合は、集荷プロセス定義書に定める「運送依頼BC」に基づいて、事前に締結済のEDI運用規約により行います。

H3. 2. 3 入庫報告BCの概要

倉庫事業者は、事前に締結済のEDI運用規約に基づき、入庫処理を行なったのちに、入庫した貨物の明細を「入庫報告情報」で寄託者に通知します。

H4. 入庫予定BCの定義

H4. 1 入庫予定BCの目的

寄託者が倉庫事業者に対して、貨物の入庫予定内容を通知し、寄託者からの貨物を倉庫事業者の倉庫に入庫することを目的とします。

H4. 2 入庫予定BCの前提条件

「入庫予定情報」および「入庫予定回答情報」の交換の可否については、寄託者と倉庫事業者が、倉庫業務の取引を開始する際にあらかじめ決定しておくものとします。

H4. 3 入庫予定BCの説明

H4. 3. 1 入庫予定BCの業務の流れ

- ①寄託者は、貨物を入庫させる前に、倉庫事業者に対して「入庫予定情報」を送信することにより、入庫予定の内容を伝達します。寄託者と倉庫事業者が、あらかじめ合意した場合には、「入庫予定情報」の送信を省略することができます。
- ②倉庫事業者は寄託者に対して「入庫予定回答情報」を送信することにより、入庫予定内容の受託の可否について回答します。この「入庫予定回答情報」の送信は省略できます。
- ③倉庫事業者は、「入庫予定情報」に基づき、入庫作業の準備を行います。
- ④倉庫事業者は、貨物の到着とともに「入庫予定情報」に基づき、荷受した貨物の検品を行うことができます。
- ⑤倉庫事業者は受取った貨物を検品したのち、保管場所に格納します。

H4. 3. 2 入庫予定BCの運用ルール

- (1) 入庫単位
 - ・寄託者が倉庫事業者に入庫を依頼する単位を、ここでは「入庫単位」と呼びます。
 - ・すなわち、「入庫単位」は倉庫事業者が荷受する単位となります。
- (2) 入庫予定情報の作成単位
 - ・「入庫予定情報」は、寄託者が倉庫事業者に入庫を依頼する単位、すなわち「入庫単位」に作成します。
- (3) 入庫予定情報の荷受検品への活用
 - ・倉庫事業者が「入庫予定情報」を基にして荷受検品を行う場合は、「入庫予定情報」の活用方法について、寄託者とあらかじめ協議をしておきます。
- (4) 個別寄託契約の成立時期
 - ・個別寄託契約の成立時期は、入庫のための貨物を倉庫事業者が受取った時点とし、「入庫予定情報」の受信時期には関係しません。
- (5) 入庫予定情報の送信タイミング
 - ・「入庫予定情報」の送信は、寄託者と倉庫事業者が事前に合意した時刻までに行います。
 - ・倉庫事業者が入庫準備に必要な時間を考慮したうえで「入庫予定情報」の送信時刻を定めるものとします。
- (6) 入庫予定情報の受信未了

- ・「入庫予定情報」の送信を省略しない場合にあっても、倉庫事業者は「入庫予定情報」が受信していないことをもって、入庫を拒否してはなりません。

(7) 入庫時の運送関連情報の通知

- ・「入庫予定情報」で、入庫時の運送関連情報（運送送り状番号、車両種別など）を寄託者から倉庫事業者へに通知することができます。

H 4. 3. 3 入庫予定BCの留意点

(1) 入庫予定回答情報の省略

- ・「入庫予定回答情報」の送信を省略する場合は、入庫を受けられない場合の連絡方法などについて、あらかじめ取り決めておくものとします。

(2) 入庫予定番号の付与

- ・「入庫予定番号」は、寄託者が「入庫予定情報」ごとにユニークに付与します。

(3) 入庫番号の付与

- ・「入庫番号」は、倉庫事業者が入庫単位の貨物を商品の種類別にユニークに付与します。ただし、商品の種類別に区分せずに入庫単位で付与することもあります。
- ・入庫番号は、入庫報告、在庫報告、在庫照会、倉庫料金請求などのキー情報として使用されます。

(4) 入庫数量の確定

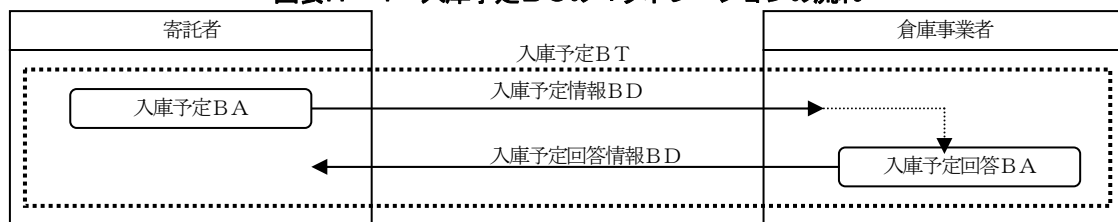
- ・「入庫予定情報」の数量と、荷受した数量が異なる場合は、荷受した数量を入庫数量として扱います。このような場合の取扱い方法については、寄託者と倉庫事業者であらかじめ取決めをしておくこととします。

H 4. 4 入庫予定BCを構成するビジネストランザクション

H 4. 4. 1 ビジネスコラボレーションの流れ

入庫予定BCのビジネスコラボレーションの流れは図表H-4の通りです。

図表H-4 入庫予定BCのコラボレーションの流れ



(注) 入庫予定回答情報BDは、未開発です。

H 4. 4. 2 ビジネスコラボレーションの構成内容

入庫予定BCのビジネスコラボレーションを実施することに際して使用するビジネストランザクションは図表H-5の通りです。

図表H-5 入庫予定BCのビジネスコラボレーションの構成内容

ビジネストランザクション名	ビジネスアクション名	寄託者 ⇄ 倉庫事業者	ビジネスドキュメント名
入庫予定BT	入庫予定BA	→	入庫予定情報
	入庫予定回答BA	←	入庫予定回答情報

H 5. 入庫報告BCの定義

H 5. 1 入庫報告BCの目的

倉庫事業者が寄託者に対して、貨物の入庫が完了したことを通知すること、および入庫した貨物の機番を通知することを目的とします。

H 5. 2 入庫報告BCの前提条件

「入庫報告情報」および「機番報告情報（明細型）」の交換の可否については、寄託者と倉庫事業者が、倉庫業務の取引を開始する際にあらかじめ決定しておくものとします。

H 5. 3 入庫報告BCの説明

H 5. 3. 1 入庫報告BCの業務の流れ

- ①倉庫事業者は、貨物の入庫を完了し、在庫の更新処理を行ったのちに、寄託者に対して「入庫報告情報」を送信するこ

とにより、入庫が完了したことを通知します。

②寄託者は、「入庫報告情報」に基づき、入庫の確認を行います。必要により、寄託者が管理する在庫管理情報を更新します。

③倉庫事業者は、入庫した貨物の機番を盛り込んだ「機番報告情報（明細型）」を寄託者に送信します。

④寄託者と倉庫事業者があらかじめ合意した場合には、「入庫報告情報」および「機番報告情報（明細型）」の送信を省略することができます。

H5. 3. 2 入庫報告BCの運用ルール

(1) 入庫報告情報および機番報告情報（明細型）の作成単位

- ・「入庫報告情報」は、「入庫単位」（「入庫予定情報」の単位）に作成します。このほか、入庫番号ごとに作成する場合があります。
- ・入庫した貨物に関わる「機番報告情報（明細型）」は、入庫単位に作成します。

(2) 個別寄託契約の成立時期

- ・個別寄託契約の成立時期は、入庫のための貨物を倉庫事業者が受取った時点とし、「入庫報告情報」の送受信時期には関係しません。

(3) 入庫報告情報の送信タイミング

- ・「入庫報告情報」の送信は、倉庫事業者が入庫処理を行った後に速やかに送信することとします。
- ・入庫処理後、どのくらいの許容時間内に「入庫報告情報」を送信するかは、寄託者と倉庫事業者であらかじめ取り決めておくものとします。

(4) 入庫報告情報および機番報告情報（明細型）の省略

- ・「入庫報告情報」および「機番報告情報（明細型）」の送信を省略する場合には、入庫報告および機番報告の方法について寄託者と倉庫事業者であらかじめ取り決めておくものとします。

H5. 3. 3 入庫報告BCの留意点

(1) 入庫予定情報と入庫報告情報の対応関係

- ・「入庫予定情報」と「入庫報告情報」は1対1には対応しません。すなわち、1つの「入庫予定情報」に対して、「入庫番号」ごとに複数の「入庫報告情報」に分けて送信することができます。
- ・「入庫予定情報」と「入庫報告情報」との対応付けは、「入庫予定番号」で行います。
「入庫予定情報」を使用しない場合は、寄託者が付与した入庫予定番号がありませんので、倉庫事業者が入庫単位に付与した別の番号を「入庫予定番号」に格納して使用できるものとします。

(2) 入庫報告情報での入庫数量

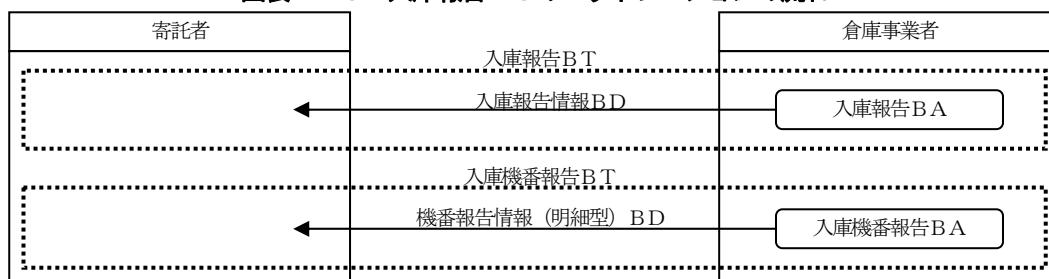
- ・「入庫報告情報」の入庫数量は、実際に荷受し入庫した数量を格納します。「入庫予定情報」の数量と異なる場合の取扱い方法については、寄託者と倉庫事業者であらかじめ取決めをしておくこととします。

H5. 4 入庫報告BCを構成するビジネストランザクション

H5. 4. 1 ビジネスコラボレーションの流れ

入庫報告BCのビジネスコラボレーションの流れは図表H-6の通りです。

図表H-6 入庫報告BCのコラボレーションの流れ



H5. 4. 2 ビジネスコラボレーションの構成内容

入庫報告BCのビジネスコラボレーションを実施することに際して使用するビジネストランザクションは図表H-7の通りです。

図表Ｈ－７ 入庫報告ＢＣのビジネスコラボレーション構成内容

ビジネストランザクション名	ビジネスアクション名	寄託者 ⇄ 倉庫事業者	ビジネスドキュメント名
入庫報告ＢＴ	入庫報告ＢＡ	←	入庫報告情報
入庫機番報告ＢＴ	入庫機番報告ＢＡ	←	機番報告情報（明細型）

Ｊ．出庫・出荷プロセス定義書

Ｊ１．本定義書の位置付け

本定義書は、出庫・出荷ＣＢＣおよびそれに含まれるＢＣについて定義したものです。

Ｊ２．出庫・出荷プロセスの概要

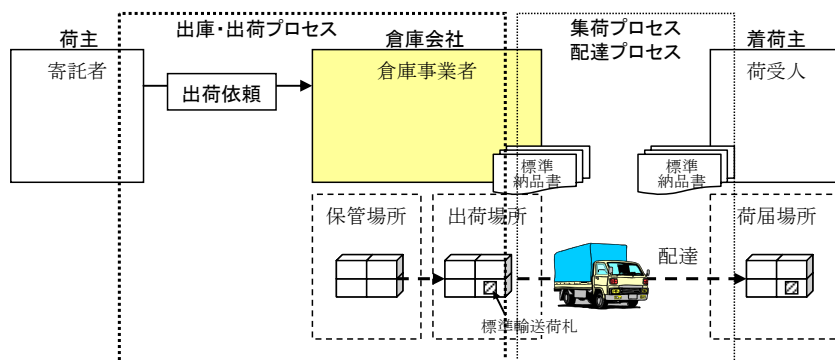
Ｊ２．１ 出庫・出荷プロセスの対象範囲

本定義書で記述する出庫・出荷プロセスは、倉庫業務取引において、寄託者の出荷依頼、および倉庫事業者の出庫・出荷業務を効率化するために、業務区分「e. 倉庫／基本サービス」（ビジネスプロセス編 図表２－１ 太枠内の範囲）において、寄託者から倉庫事業者への「出荷依頼業務」、倉庫事業者の倉庫からの「出庫業務」および荷受人へ向けた「出荷業務」に関わる取決めについて定義したものです。

図表Ｊ－１ 出庫・出荷プロセスのビジネス概略フロー

Ｊ２．２ 出庫・出荷プロセスの目的

出荷依頼の送受信、倉庫からの出庫、荷受人への出荷などに関わる出庫・出荷プロセスを標準化し、出庫・出荷業務に関わる明確で簡潔な運用ルールを制定し、寄託者の出荷依頼業務、倉庫事業者の出庫・出荷業務の効率化と業務の質を向上させることを目的とします。



Ｊ２．３ 出庫・出荷プロセスの概略フロー

出庫・出荷プロセスの概略フローを図表Ｊ－１に示します。

倉庫事業者が運送業者に委託して配達を行う場合は、別途定める集荷プロセス、配達プロセスに基づき行います。

倉庫事業者が他の倉庫事業者に保管の委託を行っている場合は、元請倉庫事業者は寄託者の立場で、再委託先倉庫事業者に対して出荷依頼を行います。

Ｊ３．出庫・出荷プロセスの構成内容

出庫・出荷プロセス（出庫・出荷ＣＢＣ）は、下記のビジネスコラボレーション（ＢＣ）により構成されます。

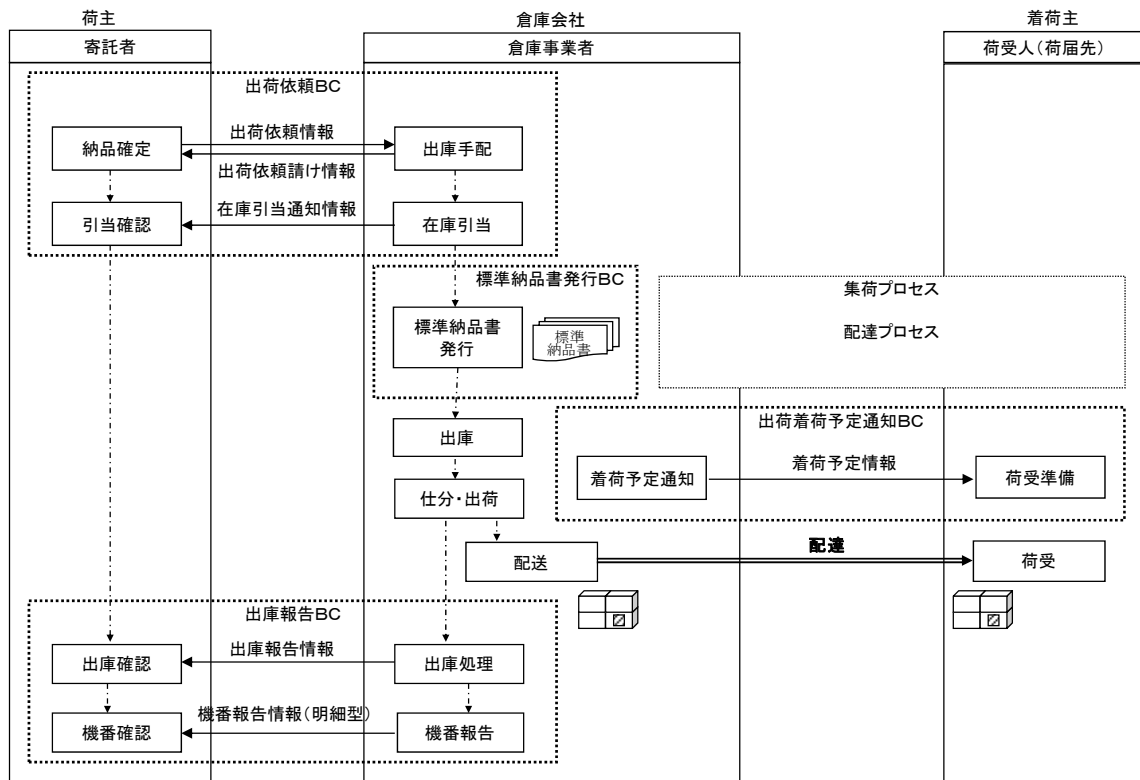
- ・ 出荷依頼ＢＣ
- ・ 標準納品書発行ＢＣ（未定義）
- ・ 出荷着荷予定通知ＢＣ
- ・ 出庫報告ＢＣ

Ｊ３．１ ビジネスコラボレーションの概要

出庫・出荷プロセスのビジネス詳細フローを図表Ｊ－２に示します。

倉庫事業者が他の倉庫事業者に保管の委託を行っている場合は、元請倉庫事業者は「寄託者」の役割で再委託先倉庫事業者に対して「出荷依頼情報」を送信するものとします。集荷プロセス、配達プロセスは、それぞれ集荷プロセス定義書、配達プロセス定義書に基づき行います。

図表 J-2 出庫・出荷プロセスのビジネス詳細フロー



J 3. 2 出庫・出荷プロセスにおいて想定されるシナリオ

J 3. 2. 1 基本シナリオ

- ①寄託者が倉庫事業者に対して、倉庫に保管している貨物の出庫・出荷を依頼するときは、「出荷依頼BC」に基づき、寄託者から倉庫事業者へ「出荷依頼情報」をEDIで送信します。
- ②倉庫事業者は、「標準納品書発行BC」に基づき、出荷する貨物に添付する標準納品書を発行します。
- ③寄託者、または倉庫事業者は、必要により集荷プロセス定義書に定める「運送依頼BC」に基づき、運送事業者へ運送依頼を行います。
- ④倉庫事業者は、貨物の配達日時、配達貨物個数などを通知するため「出庫着荷予定通知BC」に基づき荷受人（荷届先）に「着荷予定情報」をEDIで送信します。ただし、「着荷予定情報」の送信は省略できます。
- ⑤倉庫事業者は、保管場所から該当する貨物を出庫し、出荷場所に移動させ、荷受人あてに出荷・発送します。必要により運送事業者へ貨物を引渡します。
- ⑥倉庫事業者は、当該商品の出庫処理を行ったのちに、「出庫報告BC」に基づき、寄託者に「出庫報告情報」をEDIで送信します。

J 3. 2. 2 出荷依頼BCの概要

寄託者は、事前に締結済のEDI運用規約に基づき、出庫・出荷する貨物の内容を盛り込んだ「出荷依頼情報」を倉庫事業者へ送信します。「出荷依頼情報」の送信は、寄託者において出荷依頼の内容が確定したものについて行います。倉庫事業者は、受信した「出荷依頼情報」に基づき倉庫から貨物を出庫します。倉庫事業者が出庫した貨物の配達を運送事業者へ依頼する場合は、集荷プロセス定義書に定める「運送依頼BC」に基づいて行います。

J 3. 2. 3 標準納品書発行BCの概要

倉庫事業者は、事前に締結済のEDI運用規約に基づき、標準納品書を発行し、発送する貨物に添付します。

J 3. 2. 4 出庫着荷予定通知BCの概要

倉庫事業者は、貨物の配達に先立ち貨物の配達日時、配達貨物個数などを盛り込んだ「着荷予定情報」を、事前に締結済のEDI運用規約に基づき荷受人（荷届先）に送信します。荷受人（荷届先）は、「着荷予定情報」により荷受の準備を行うとともに、荷受した貨物と「着荷予定情報」と突合せを行うことにより荷受の確認を行うことができます。

J 3. 2. 5 出庫報告BCの概要

倉庫事業者は、事前に締結済のEDI運用規約に基づき、出庫処理を行ったのちに、出庫した貨物の明細を盛り込んだ「出

庫報告情報」で寄託者に送信します。

J 4. 出荷依頼BCの定義

J 4. 1 出荷依頼BCの目的

寄託者が倉庫事業者に対して、倉庫からの貨物の出庫と、荷受人への貨物の配送を依頼することを目的とします。

J 4. 2 出荷依頼BCの前提条件

「出荷依頼情報」および「出荷依頼請け情報」の交換の可否については、寄託者と倉庫事業者が、倉庫業務の取引を開始する際にあらかじめ決定しておくものとします。

J 4. 3 出荷依頼BCの説明

J 4. 3. 1 出荷依頼BCの業務の流れ

- ①寄託者から倉庫事業者に対して、「出荷依頼情報」を送信することにより、倉庫から出庫し荷受人へ配送することを依頼します。
- ②倉庫事業者から寄託者に対して、「出荷依頼請け情報」を送信することにより、出荷依頼内容の受託の可否について回答します。この「出荷依頼請け情報」の送信は省略できます。
- ③倉庫事業者は、出庫する貨物の在庫引当を行い、必要により「在庫引当情報」を寄託者に送信します。「在庫引当情報」の送信は省略することができます。
- ④在庫引当をした結果、在庫が不足する場合には、あらかじめ取り決めた方法により処理します。

J 4. 3. 2 出荷依頼BCの運用ルール

- (1) 出荷依頼情報の作成単位
 - ・出荷単位（同一時刻の出荷、同一出荷場所、同一荷届先の荷物単位）ごとに「出荷依頼情報」を作成します。
- (2) 確定内容による出荷依頼情報の送信
 - ・「出荷依頼情報」の送信は、出荷依頼内容が確定したものについて行います。
- (3) 個別寄託契約の終了時期
 - ・個別寄託契約の終了時期は、倉庫から物品が出庫され、運送事業者または引取者（荷受人または寄託者）へ引渡しした時点とし、「出荷依頼情報」の受信時期には関係しません。
- (4) 出荷依頼情報の送信タイミング
 - ・「出荷依頼情報」の送信は、寄託者と倉庫事業者が事前に合意した時刻までに行います。
 - ・倉庫事業者が「出荷依頼情報」をもとに配送を行う場合は、出庫作業から荷届けまでに必要な時間を考慮したうえで「出荷依頼情報」の送信時刻を定めるものとします。
- (5) 在庫引当不足の場合の処理
 - ・保管数量の不足のため、「出荷依頼情報」で指定された貨物数量の全数の引当てができない場合の処理方法は、あらかじめ取り決めておくものとします。
- (6) 配送依頼を含む出荷依頼情報
 - ・「出荷依頼情報」は、単に出庫のみを依頼するケースと、出荷し配送まで依頼するケースの両方に使用できます。後者の場合は、倉庫事業者が配送業務を手配することとなります。
 - ・配送まで依頼するのか否かを出荷依頼情報で明示的に指示する場合には、「運送依頼有無区分コード」を使用します。
 - ・倉庫事業者が配送業務を運送事業者に依頼する場合は、集荷プロセス定義書と配達プロセス定義書に基づき行うものとします。
- (7) 運送依頼時の運送送り状番号などの指定
 - ・「出荷依頼情報」で、倉庫事業者が運送事業者に対し運送依頼情報を送信する場合の運送送り状番号などを指定することができます。また、「積合せ番号」により貨物の積合せを指示することもできます。

J 4. 3. 3 出荷依頼BCの留意点

- (1) 出荷依頼請け情報の省略
 - ・「出荷依頼請け情報」の送信を省略する場合は、出荷依頼を受託できない場合の処理方法などについて、あらかじめ取り決めておくものとします。
- (2) 在庫引当情報の省略
 - ・「在庫引当情報」の送信を省略する場合は、在庫引当ができなかった場合の対処方法などについて、あらかじめ取り決めておくものとします。
- (3) 出荷依頼番号の採番

- ・「着荷予定情報」の送信は、運送事業者が荷受人（荷届先）に貨物を配達する前に行うものとします。

J 5. 3. 3 出荷着荷予定通知BCの留意点

(1) 着荷予定情報の省略

- ・「着荷予定情報」の送信を省略する場合で、かつ荷受人（荷届先）が着荷予定の情報を必要とする場合には、倉庫事業者（運送依頼者）は荷受人（荷届先）と着荷情報を通知する方法などについて、あらかじめ取り決めておくものとします。

(2) 運送貨物の対応付け

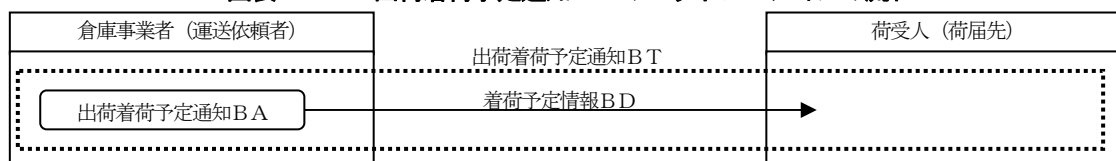
- ・着荷予定情報と運送貨物との対応付けは、「運送依頼番号」「運送送り状番号」または「共用送り状番号」で行います。

J 5. 4 出荷着荷予定通知BCを構成するビジネストランザクション

J 5. 4. 1 ビジネスコラボレーションの流れ

出荷着荷予定通知BCのビジネスコラボレーションの流れは図表 J－5 の通りです。

図表 J－5 出荷着荷予定通知BCのコラボレーションの流れ



J 5. 4. 2 ビジネスコラボレーションの構成内容

出荷着荷予定通知BCのビジネスコラボレーションを実施することに際して使用するビジネストランザクションは図表 J－6 の通りです。

図表 J－6 出荷着荷予定通知BCのビジネスコラボレーションの構成内容

ビジネストランザクション名	ビジネスアクション名	倉庫事業者等 ⇄ 荷受人(荷届先)	ビジネスドキュメント名
出荷着荷予定通知BT	出荷着荷予定通知BA	→	着荷予定情報

J 6. 出庫報告BCの定義

J 6. 1 出庫報告BCの目的

倉庫事業者が寄託者に対して、貨物の出庫が完了したこと、および出庫した貨物の機番を通知することを目的とします。

J 6. 2 出庫報告BCの前提条件

「出庫報告情報」および「機番報告情報（明細型）」の交換の可否については、寄託者と倉庫事業者の間で、倉庫業務の取引を開始する際にあらかじめ決定しておくものとします。

J 6. 3 出庫報告BCの説明

J 6. 3. 1 出庫報告BCの業務の流れ

- ①倉庫事業者は、貨物の出庫を完了し、在庫の更新処理を行ったのちに、寄託者に対して「出庫報告情報」を送信することにより、出庫が完了したことを通知します。
- ②寄託者は、「出庫報告情報」に基づき、出庫の確認を行います。必要により、寄託者が管理する在庫管理情報を更新します。
- ③倉庫事業者は、出庫した貨物の機番を盛り込んだ「機番報告情報（明細型）」を寄託者に送信します。
- ④寄託者と倉庫事業者の間であらかじめ合意した場合には、「出庫報告情報」および「機番報告情報（明細型）」の送信を省略することができます。

J 6. 3. 2 出庫報告BCの運用ルール

(1) 出庫報告情報および機番報告情報（明細型）の作成単位

- ・「出庫報告情報」は、出庫単位（「出荷依頼情報」の単位）に作成します。
- ・出庫した貨物に関わる「機番報告情報（明細型）」は、出庫単位に作成します。

(2) 個別寄託契約の終了時期

- ・個別寄託契約の終了時期は、倉庫から貨物が出庫され、運送事業者または引取者（荷受人または寄託者）へ引渡した時点とし、「出庫報告情報」の送受信時期には関係しません。

- (3) 出庫報告情報の送信タイミング
- ・「出庫報告情報」の送信は、倉庫事業者が出庫処理を行ったのちに速やかに送信することとします。
 - ・出庫処理後、どのくらいの許容時間内に「出庫報告情報」を送信するかは、寄託者と倉庫事業者の間であらかじめ取り決めておくものとします。
- (4) 出庫報告情報および機番報告情報（明細型）の省略
- ・「出庫報告情報」および「機番報告情報（明細型）」の送信を省略する場合には、出庫報告および機番報告の方法について寄託者と倉庫事業者の間であらかじめ取り決めておくものとします。

J 6. 3. 3 出庫報告BCの留意点

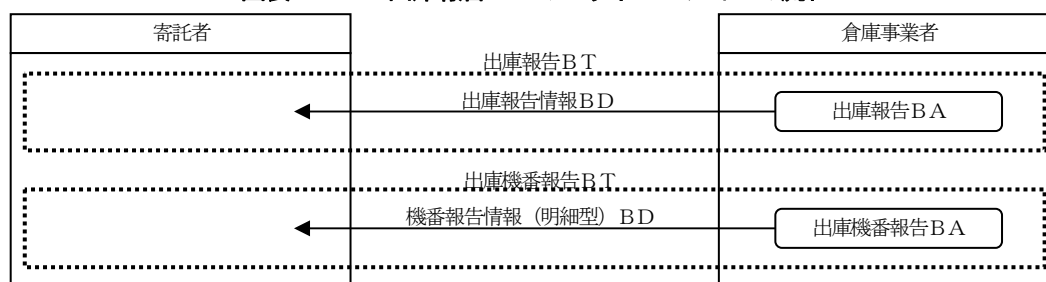
- (1) 出庫依頼情報と出庫報告情報の対応関係
- ・依頼された貨物が出荷される場合は「出荷依頼情報」と「出庫報告情報」は1対1に対応しますが、分割出荷などの場合は「出荷依頼情報」と「出庫報告情報」は1対1に対応しません。
 - ・「出荷依頼情報」と「出庫報告情報」との対応は、「出荷依頼番号」により行います。
- (2) 出庫報告情報での出庫数量
- ・「出庫報告情報」の出庫数量は、実際に出庫した数量を格納します。
 - ・実際に出荷した数量が、在庫引当が不足した場合などで「出荷依頼情報」の数量と異なる場合の取扱い方法については、寄託者と倉庫事業者の間であらかじめ取決めをしておくこととします。

J 6. 4 出庫報告BCを構成するビジネストランザクション

J 6. 4. 1 ビジネスコラボレーションの流れ

出庫報告BCのビジネスコラボレーションの流れは図表 J-7 の通りです。

図表 J-7 出庫報告BCのコラボレーションの流れ



J 6. 4. 2 ビジネスコラボレーションの構成内容

出庫報告BCのビジネスコラボレーションを実施することに際して使用するビジネストランザクションは図表 J-8 の通りです。

図表 J-8 出庫報告BCのビジネスコラボレーション構成内容

ビジネストランザクション名	ビジネスアクション名	寄託者 ⇄ 倉庫事業者	ビジネスドキュメント名
出庫報告BT	出庫報告BA	←	出庫報告情報
出庫機番報告BT	出庫機番報告BA	←	機番報告情報（明細型）

K. 流通加工プロセス定義書

K 1. 本定義書の位置付け

本定義書は、流通加工CBCおよびそれに含まれるBCについて定義したものです。

K 2. 流通加工プロセスの概要

K 2. 1 流通加工プロセスの対象範囲

本定義書で記述する流通加工プロセスは、倉庫業務取引において、寄託者および倉庫事業者の流通加工業務を効率化するために、業務区分「e. 倉庫／基本サービス」（ビジネスプロセス編 図表 2-1 太枠内の範囲）において、寄託者から倉庫事業者への「流通加工依頼業務」、および倉庫事業者から寄託者への「流通加工報告業務」に関わる取決めについて定義したものです。

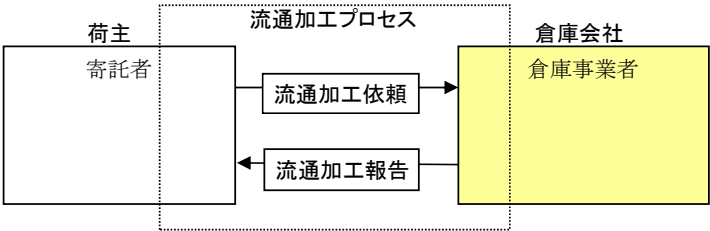
K 2. 2 流通加工プロセスの目的

流通加工依頼および流通加工報告に関わるプロセスを標準化し、流通加工依頼・報告業務に関わる明確で簡潔な運用ルールを制定し、寄託者と倉庫事業者との間の流通加工依頼・報告業務の効率化と業務の質を向上させることを目的とします。

K 2. 3 流通加工プロセスの概略フロー

流通加工プロセスの概略フローを図表K-1に示します。
寄託者は倉庫事業者に対して流通加工依頼を行い、倉庫事業者は寄託者に対して流通加工報告を行います。

図表K-1 流通加工プロセスのビジネス概略フロー



K 3. 流通加工プロセスの構成内容

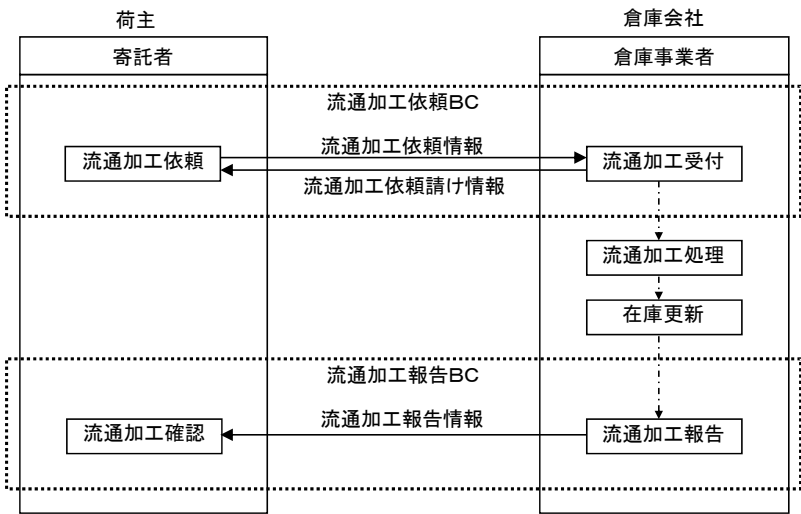
流通加工プロセス（流通加工C B C）は、下記のビジネスコラボレーション（B C）により構成されます。

- ・ 流通加工依頼B C
- ・ 流通加工報告B C

K 3. 1 ビジネスコラボレーションの概要

流通加工プロセスのビジネス詳細フローを図表K-2に示します。
流通加工依頼B Cでは、寄託者から倉庫事業者に対して流通加工依頼を送信します。
流通加工報告B Cでは、倉庫事業者から寄託者に対して流通加工報告を送信します。

図表K-2 流通加工プロセスのビジネス詳細フロー



K 3. 2 流通加工プロセスにおいて想定されるシナリオ

K 3. 2. 1 基本シナリオ

- ①寄託者が倉庫事業者に流通加工依頼を行うときは、「流通加工依頼B C」に基づき寄託者から倉庫事業者へ「流通加工依頼情報」をE D Iで送信します。
- ②倉庫事業者が寄託者に流通加工報告を行うときは、「流通加工報告B C」に基づき倉庫事業者から寄託者へ「流通加工報告情報」をE D Iで送信します。

K 3. 2. 2 流通加工依頼B Cの概要

寄託者は、事前に締結済のE D I運用規約に基づき、流通加工の依頼内容を盛り込んだ「流通加工依頼情報」を倉庫事業者へ送信します。

K 3. 2. 3 流通加工報告B Cの概要

倉庫事業者は、事前に締結済のE D I運用規約に基づき、流通加工の報告内容を盛り込んだ「流通加工報告情報」を寄託者へ送信します。

K 4. 流通加工依頼B Cの定義

K 4. 1 流通加工依頼B Cの目的

寄託者が倉庫事業者に対して流通加工処理の依頼を行うことを目的とします。

K 4. 2 流通加工依頼B Cの前提条件

「流通加工依頼情報」および「流通加工依頼請け情報」の交換の可否については、寄託者と倉庫事業者の間で、倉庫業務の取引を開始する際にあらかじめ決定しておくものとします。

K 4. 3 流通加工依頼B Cの説明

K 4. 3. 1 流通加工依頼B Cの業務の流れ

- ①寄託者から倉庫事業者に対して、「流通加工依頼情報」を送信することにより、指定した受寄物に対する流通加工処理を依頼します。
- ②倉庫事業者から寄託者に対して、「流通加工依頼請け情報」を送信することにより、流通加工依頼内容の受託の可否について回答します。この「流通加工依頼請け情報」の送信は省略できます。

K 4. 3. 2 流通加工依頼BCの運用ルール

- (1) 流通加工依頼情報の作成単位
 - ・「流通加工依頼情報」は、寄託者が倉庫事業者に対して流通加工を依頼する単位に作成します。
- (2) 明細情報の繰返し単位
 - ・明細情報は、出庫・入庫区分コード、受注者品名コードなどにより繰返します。
- (3) 流通加工対象の受寄物と流通加工後の受寄物の指定
 - ・1つの「流通加工依頼情報」で、流通加工の対象とする受寄物と、流通加工後の受寄物を併せて指定できます。具体的には、「流通加工依頼情報」の出庫・入庫区分コードで「出庫」（流通加工前）あるいは「入庫」（流通加工後）と指定し、明細情報を繰返して表現します。
- (4) 流通加工による在庫更新
 - ・流通加工の結果、受寄物の品名、個数等が変わる場合は在庫の更新が必要となります。
 - ・流通加工前の受寄物には「流通加工による出庫処理」、流通加工後の受寄物には「流通加工による入庫処理」を行うことにより在庫の更新が可能となります。
- (5) 流通加工依頼情報の送信タイミング
 - ・流通加工依頼情報の送信は、寄託者と倉庫事業者が事前に合意した時刻までに行います。

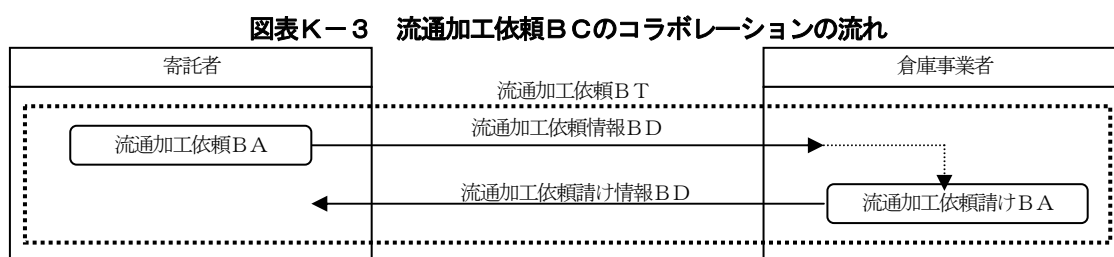
K 4. 3. 3 流通加工依頼BCの留意点

- (1) 流通加工依頼請け情報の省略
 - ・「流通加工依頼請け情報」の送信を省略する場合は、流通加工依頼を受託できない場合の処理方法などについて、あらかじめ取り決めておくものとします。
- (2) 流通加工依頼番号の付与
 - ・「流通加工依頼番号」は、寄託者が「流通加工依頼情報」ごとにユニークに付与します。
- (3) 流通加工依頼情報の出荷予定日、入庫予定日等
 - ・「流通加工依頼情報」の出荷予定日、出荷予定時刻には流通加工処理を開始するために出庫する予定日時を、入庫予定日、入庫予定時刻には流通加工処理を終了して入庫する予定日時を格納します、
- (4) 流通加工依頼情報の品名、個数等
 - ・「流通加工依頼情報」の品名、個数等には、出庫・入庫区分コードでの「出庫」（流通加工前）および「入庫」（流通加工後）の受寄物のそれぞれについての依頼内容を指定します。
 - ・流通加工処理の結果、流通加工処理前の品名、個数等と流通加工処理後の品名、個数等が異なることがあります。
- (5) 流通加工依頼情報のデータ項目
 - ・「流通加工依頼情報」に必要なデータ項目は、現時点では十分に洗い出されていないため、本メッセージを使用する企業が必要としたデータ項目のみの設定にとどめています。

K 4. 4 流通加工依頼BCを構成するビジネストランザクション

K 4. 4. 1 ビジネスコラボレーションの流れ

流通加工依頼BCのビジネスコラボレーションの流れは図表K-3の通りです。



(注) 流通加工依頼請け情報BDは、未開発です。

K 4. 4. 2 ビジネスコラボレーションの構成内容

流通加工依頼BCのビジネスコラボレーションを実施することに際して使用するビジネストランザクションは図表K-

4の通りです。

図表K-4 流通加工依頼BCのビジネスコラボレーションの構成内容

ビジネストラランザクション名	ビジネスアクション名	寄託者 ⇄ 倉庫事業者	ビジネスドキュメント名
流通加工依頼BT	流通加工依頼BA	→	流通加工依頼情報
	流通加工依頼請けBA	←	流通加工依頼請け情報

K5. 流通加工報告BCの定義

K5. 1 流通加工報告BCの目的

倉庫事業者が寄託者に対して流通加工処理の結果を報告することを目的とします。

K5. 2 流通加工報告BCの前提条件

「流通加工報告情報」の交換の可否については、寄託者と倉庫事業者の間で、倉庫業務の取引を開始する際にあらかじめ決定しておくものとします。

K5. 3 流通加工報告BCの説明

K5. 3. 1 流通加工報告BCの業務の流れ

- ①倉庫事業者から寄託者に対して、「流通加工報告情報」を送信することにより、指定された受寄物に対する流通加工処理を行った結果を報告します。
- ②寄託者は、「流通加工報告情報」によって流通加工処理の結果を確認します。

K5. 3. 2 流通加工報告BCの運用ルール

- (1) 流通加工報告情報の作成単位
 - ・「流通加工報告情報」は、流通加工の単位（「流通加工依頼情報」の単位）に作成します。
- (2) 明細情報の繰返し単位
 - ・明細情報は、出庫・入庫区分コード、受注者品名コードなどにより繰返します。
- (3) 流通加工対象の受寄物と流通加工後の受寄物の指定
 - ・1つの「流通加工依頼情報」で、流通加工前の受寄物と、流通加工後の受寄物を併せて指定できます。具体的には、「流通加工依頼情報」の出庫・入庫区分コードで「出庫」（流通加工前）あるいは「入庫」（流通加工後）と指定し、明細情報を繰り返して表現します。
- (4) 流通加工による在庫更新
 - ・流通加工の結果、受寄物の品名、個数等が変わる場合は在庫の更新が必要となります。
 - ・流通加工前の受寄物には「流通加工による出庫処理」、流通加工後の受寄物には「流通加工による入庫処理」を行うことにより在庫の更新が可能となります。
- (5) 流通加工報告情報の送信タイミング
 - ・流通加工報告情報の送信は、倉庫事業者が流通加工処理を行った後に速やかに送信することとします。
 - ・流通加工処理後、どのくらいの許容時間内に「流通加工報告情報」を送信するかは、寄託者と倉庫事業者であらかじめ取り決めておくものとします。

K5. 3. 3 流通加工報告BCの留意点

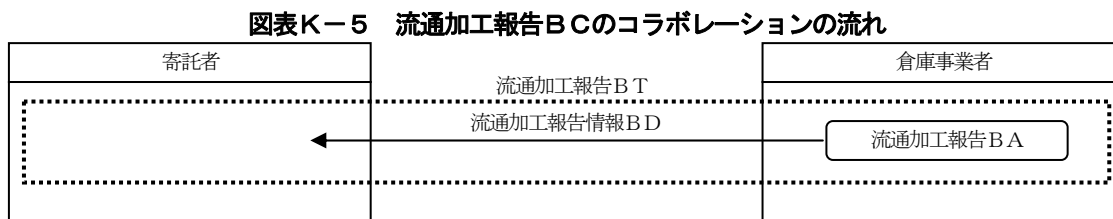
- (1) 流通加工報告情報の省略
 - ・「流通加工報告情報」の送信を省略する場合は、流通加工の結果を確認する方法などについて、あらかじめ取り決めておくものとします。
- (2) 流通加工依頼情報と流通加工報告情報の対応関係
 - ・「流通加工依頼情報」と「流通加工報告情報」は1対1に対応します。
 - ・「流通加工依頼情報」と「流通加工報告情報」の対応は、「流通加工依頼番号」により行います。
- (3) 流通加工報告情報の出荷日、入庫日等
 - ・「流通加工報告情報」の出荷日、出荷時刻には流通加工処理を開始するために出庫した実績日時を、入庫日、入庫時刻には流通加工処理を終了して入庫した実績日時を格納します。
- (4) 流通加工報告情報の品名、個数等
 - ・「流通加工報告情報」の品名、個数等には、出庫・入庫区分コードでの「出庫」（流通加工前）および「入庫」（流通加工後）の受寄物のそれぞれについての実績を格納します。
 - ・流通加工処理の結果、流通加工処理前の品名、個数等と流通加工処理後の品名、個数等が異なることがあります。
- (5) 流通加工報告情報のデータ項目

- ・「流通加工報告情報」に必要なデータ項目は、現時点では十分に洗い出されていないため、本メッセージを使用する企業が必要としたデータ項目のみの設定にとどめています。

K 5. 4 流通加工依頼報告BCを構成するビジネストランザクション

K 5. 4. 1 ビジネスコラボレーションの流れ

流通加工報告BCのビジネスコラボレーションの流れは図表K-5の通りです。



K 5. 4. 2 ビジネスコラボレーションの構成内容

流通加工報告BCのビジネスコラボレーションを実施することに際して使用するビジネストランザクションは図表K-6の通りです。

図表K-6 流通加工報告BCのビジネスコラボレーションの構成内容

ビジネストランザクション名	ビジネスアクション名	寄託者 ⇄ 倉庫事業者	ビジネスドキュメント名
流通加工報告BT	流通加工報告BA	←	流通加工報告情報

L. 名義変更プロセス定義書

L 1. 本定義書の位置付け

本定義書は、名義変更CBCおよびそれに含まれるBCについて定義したものです。

L 2. 名義変更プロセスの概要

L 2. 1 名義変更プロセスの対象範囲

本定義書で記述する名義変更プロセスは、倉庫業務取引において、寄託者、名変先寄託者、および倉庫事業者の名義変更業務を効率化するために、業務区分「e. 倉庫／基本サービス」（ビジネスプロセス編 図表2-1 太枠内の範囲）において、寄託者と倉庫事業者との「名変出庫業務」、および名変先寄託者と倉庫事業者との「名変入庫業務」に関わる取決めについて定義したものです。

L 2. 2 名義変更プロセスの目的

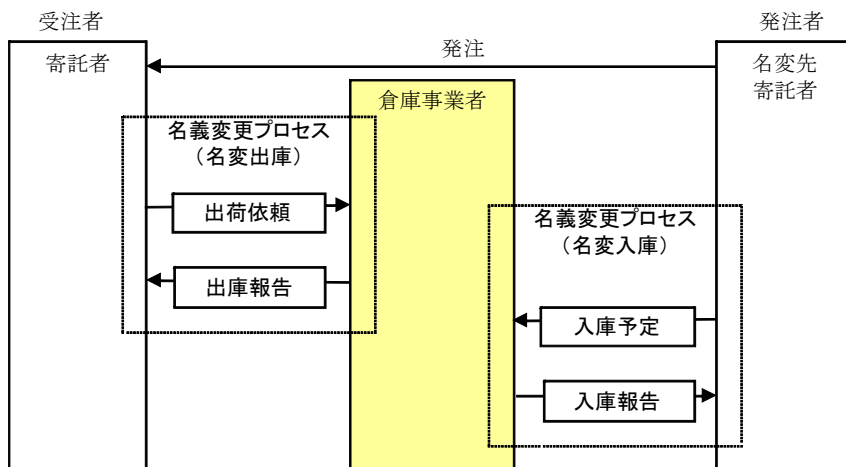
名変出庫業務および名変入庫業務に関わるプロセスを標準化し、名義変更業務に関わる明確で簡潔な運用ルールを制定し、寄託者および名変先寄託者と倉庫事業者との間の名義変更業務の効率化と業務の質を向上させることを目的とします。

L 2. 3 名義変更プロセスの概略フロー

名義変更プロセスの概略フローを図表L-1に示します。

寄託者は倉庫事業者に対して名義変更のための出庫処理を依頼し、名変先寄託者は倉庫事業者に対して名義変更のた

図表L-1 名義変更プロセスのビジネス概略フロー



めの入庫処理を依頼します。

L 3. 名義変更プロセスの構成内容

名義変更プロセス（名義変更C B C）は、下記のビジネスコラボレーション（B C）により構成されます。

- ・名変出庫B C
- ・名変入庫B C

L 3. 1 ビジネスコラボレーションの概要

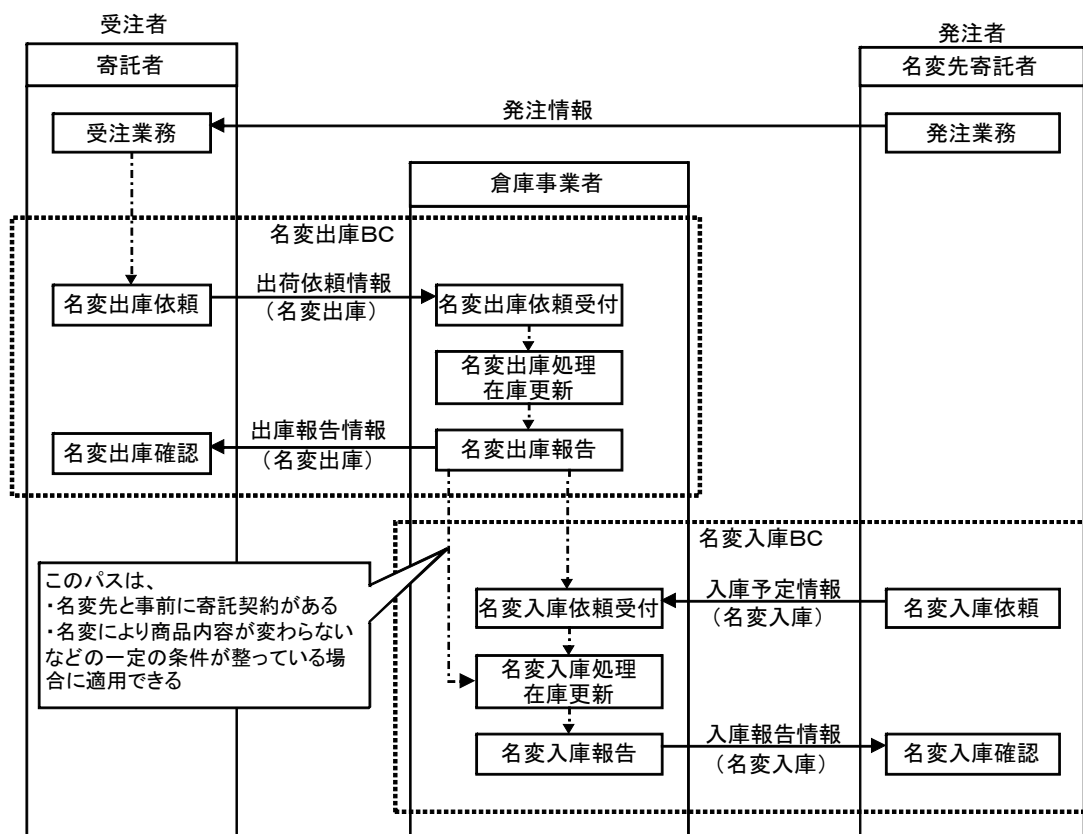
名義変更プロセスのビジネス詳細フローを図表L-2に示します。

名変出庫B Cでは、寄託者から倉庫事業者に対して出荷依頼情報（名変出庫）を送信し、名変出庫処理を依頼します。

名変入庫B Cでは、名変先寄託者から倉庫事業者に対して入庫予定情報（名変入庫）を送信し、名変入庫処理を依頼します。

一定の条件が整っている場合には、名変出庫処理後に自動的に名変入庫処理を行うことができる。

図表L-2 名義変更プロセスのビジネス詳細フロー



L 3. 2 名義変更プロセスにおいて想定されるシナリオ

L 3. 2. 1 基本シナリオ

- ①寄託者は、名変出庫依頼を行うために、「名変出庫B C」に基づき、倉庫事業者に「出荷依頼情報（名変出庫）」をE D Iで送信します。
- ②倉庫事業者は、受信した「出荷依頼情報（名変出庫）」に基づき名変出庫処理を行い、寄託者に「出庫報告情報（名変出庫）」をE D Iで送信します。
- ③名変先寄託者は、名変入庫依頼を行うために、「名変入庫B C」に基づき、倉庫事業者に「入庫予定情報（名変入庫）」をE D Iで送信します。ただし、一定の条件が整っている場合は、「入庫予定情報（名変入庫）」の送信を省略することができます。
- ④倉庫事業者は、受信した「入庫予定情報（名変入庫）」に基づき名変入庫処理を行い、名変先寄託者に「入庫報告情報（名変入庫）」をE D Iで送信します。

L 3. 2. 2 名変出庫頼B Cの概要

寄託者は、事前に締結済のE D I運用規約に基づき、名変出庫依頼の内容を盛り込んだ「出荷依頼情報（名変出庫）」を倉

庫事業者に送信します。倉庫事業者は、名変出庫処理後に、事前に締結済のEDI運用規約に基づき、名変出庫処理を行った結果を盛り込んだ「出庫報告情報（名変出庫）」を寄託者に送信します。

L 3. 2. 3 名変入庫BCの概要

名変先寄託者は、事前に締結済のEDI運用規約に基づき、名変入庫処理の依頼内容を盛り込んだ「入庫予定情報（名変入庫）」を倉庫事業者に送信します。ただし、一定の条件が整っている場合は、「入庫予定情報（名変入庫）」の送信を省略することができます。

倉庫事業者は、名変入庫処理後に、事前に締結済のEDI運用規約に基づき、名変入庫処理を行った結果を盛り込んだ「入庫報告情報（名変入庫）」を名変先寄託者に送信します。

L 4. 名変出庫BCの定義

L 4. 1 名変出庫BCの目的

寄託者が倉庫事業者に対して名変出庫処理の依頼を行うことを目的とします。

L 4. 2 名変出庫BCの前提条件

「出荷依頼情報（名変出庫）」および「出庫報告情報（名変出庫）」の交換の可否については、寄託者と倉庫事業者の間で、倉庫業務の取引を開始する際にあらかじめ決定しておくものとします。

L 4. 3 名変出庫BCの説明

L 4. 3. 1 名変出庫BCの業務の流れ

- ①寄託者から倉庫事業者に対して、「出荷依頼情報（名変出庫）」を送信することにより、名変出庫処理を依頼します。
- ②倉庫事業者は、受信した「出荷依頼情報（名変出庫）」に基づき、出庫する受寄物の在庫引当を行い、在庫の更新を行ったのちに、寄託者に対して「出庫報告情報（名変出庫）」を送信することにより、名変出庫処理が完了したことを通知します。寄託者と倉庫事業者との間であらかじめ合意した場合は、「出庫報告情報（名変出庫）」の送信を省略することができます。
- ③寄託者は、「出庫報告情報（名変出庫）」に基づき、名変出庫処理完了の確認を行います。必要により、寄託者が管理する在庫管理情報を更新します。
- ④名変先寄託者と倉庫事業者の間であらかじめ「入庫予定情報（名変入庫）」の送信を省略することに合意し、かつ一定の条件が整っている場合には、この名変出庫処理が完了したのち、名変入庫BCの名変入庫処理に進みます。

L 4. 3. 2 名変出庫BCの運用ルール

- (1) 出荷依頼種別コードの設定
 - ・「出荷依頼情報」および「出庫報告情報」の出荷依頼種別コードに「02（名変出庫）」を設定し、「出荷依頼情報（名変出庫）」および「出庫報告情報（名変出庫）」として使用します。
- (2) 出荷依頼情報（名変出庫）の作成単位
 - ・「出荷依頼情報（名変出庫）」は、寄託者が倉庫事業者に対して名変出庫を依頼する単位（名変出庫の単位）に作成します。
- (3) 出荷依頼情報（名変出庫）および「出庫報告情報（名変出庫）」の送信タイミング
 - ・「出荷依頼情報（名変出庫）」の送信は、寄託者と倉庫事業者が事前に合意した時刻までに行います。
 - ・「出庫報告情報（名変出庫）」の送信は、倉庫事業者が名変出庫処理を行ったのち速やかに送信することとします。名変出庫処理後、どのくらいの許容時間内に「出庫報告情報（名変出庫）」を送信するかは、寄託者と倉庫事業者の間であらかじめ取り決めをしておくこととします。
- (4) 在庫引当不足の場合の処理
 - ・保管数量の不足のため、「出荷依頼情報（名変出庫）」で指定された貨物数量の全数の名義出庫処理ができない場合の処理方法については、あらかじめ寄託者と倉庫事業者の間で取り決めをしておくこととします。

L 4. 3. 3 名変出庫BCの留意点

- (1) 出荷依頼番号の付与
 - ・「出荷依頼番号」は、寄託者が名変出庫を依頼する単位ごとにユニークに付与します。
- (2) 出荷依頼情報（名変出庫）と出庫報告情報（名変出庫）の対応関係
 - ・「出荷依頼情報（名変出庫）」と「出庫報告情報（名変出庫）」との対応は、「出荷依頼番号」により行います。
 - ・通常は「出荷依頼情報（名変出庫）」と「出庫報告情報（名変出庫）」は1対1に対応しますが、在庫引当不足などで分割して名変出庫処理を行う場合は1対1に対応しません。このような場合の処理方法については、寄託者と倉庫事業者の間であらかじめ取り決めておくこととします。

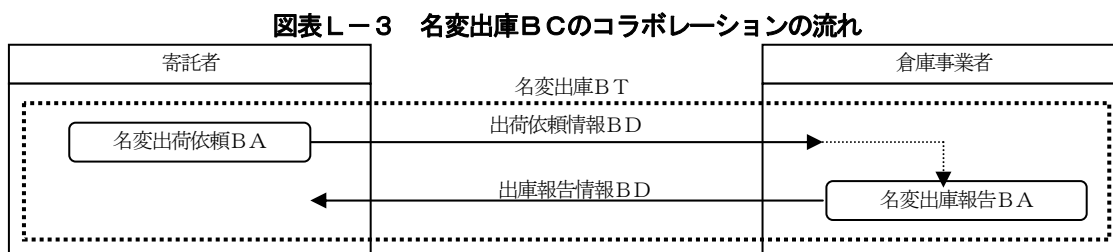
(3) 出庫報告情報での出庫数量

- ・「出庫報告情報（名変出庫）」の出庫数量は、名変出庫により実際に出庫処理した数量を格納します。
- ・実際に名変出庫した数量が、在庫引当が不足した場合などで「出荷依頼情報（名変出庫）」の数量と異なる場合の取り扱い方法については、寄託者と倉庫事業者の間であらかじめ取り決めをしておくこととします。

L 4. 4 名変出庫BCを構成するビジネストランザクション

L 4. 4. 1 ビジネスコラボレーションの流れ

名変出庫BCのビジネスコラボレーションの流れは図表L-3の通りです。



L 4. 4. 2 ビジネスコラボレーションの構成内容

名変出庫BCのビジネスコラボレーションを実施することに際して使用するビジネストランザクションは図表L-4の通りです。

図表L-4 名変出庫BCのビジネスコラボレーションの構成内容

ビジネストランザクション名	ビジネスアクション名	寄託者 ⇄ 倉庫事業者	ビジネスドキュメント名
名変出庫BT	名変出荷依頼BA	→	出荷依頼情報
	名変出庫報告BA	←	出庫報告情報

L 5. 名変入庫BCの定義

L 5. 1 名変入庫BCの目的

名変先寄託者が倉庫事業者に対して名変入庫処理の依頼を行うことを目的とします。

L 5. 2 名変入庫BCの前提条件

「入庫予定情報（名変入庫）」および「入庫報告情報（名変入庫）」の交換の可否については、名変先寄託者と倉庫事業者の間で、倉庫業務の取引を開始する際にあらかじめ決定しておくものとします。

L 5. 3 名変入庫BCの説明

L 5. 3. 1 名変入庫BCの業務の流れ

- ①名変先寄託者は、倉庫事業者に対して「入庫予定情報（名変入庫）」を送信することにより、名変入庫処理を依頼します。寄託者と倉庫事業者との間であらかじめ合意し、かつ一定の条件が整っている場合には、「入庫予定情報（名変入庫）」の送信を省略することができます。
- ②倉庫事業者は、受信した「入庫予定情報（名変入庫）」に基づき、名変入庫処理を行い、在庫の更新を行ったのち、名変先寄託者に対して「入庫報告情報（名変入庫）」を送信することにより、名変入庫処理が完了したことを通知します。
- ③倉庫事業者は、「入庫予定情報（名変入庫）」の交換を省略することとしている場合は、名変出庫BCの名変出庫処理に引き続き、この名変入庫処理を行い、在庫の更新を行ったのち、名変先寄託者に対して「入庫報告情報（名変入庫）」を送信することにより、名変入庫処理が完了したことを通知します。

L 5. 3. 2 名変入庫BCの運用ルール

(1) 入庫予定種別コードの設定

- ・「入庫予定情報」および「入庫報告情報」の入庫予定種別コードに「02（名変入庫）」を設定し、「入庫予定情報（名変入庫）」および「入庫報告情報（名変入庫）」として使用します。

(2) 入庫予定情報（名変入庫）の作成単位

- ・「入庫予定情報（名変入庫）」は、名変先寄託者が倉庫事業者に対して名変入庫を依頼する単位（名変入庫の単位）に作成します。

(3) 入庫予定情報（名変入庫）および「入庫報告情報（名変入庫）」の送信タイミング

- ・「入庫予定情報（名変入庫）」の送信は、名変先寄託者と倉庫事業者が事前に合意した時刻までに行います。
 - ・「入庫報告情報（名変入庫）」の送信は、倉庫事業者が名変入庫処理を行ったのち速やかに送信することとします。名変入庫処理後、どのくらいの許容時間内に「出庫報告情報（名変出庫）」を送信するかは、名変先寄託者と倉庫事業者の間であらかじめ取り決めをしておくこととします。
- (4) 「出荷依頼情報（名変出庫）」と「入庫予定情報（名変入庫）」の内容が相違した場合の処理
- ・「出荷依頼情報（名変出庫）」と「入庫予定情報（名変入庫）」の受寄物の商品名、数量等が異なった場合の処理方法については、あらかじめ寄託者と倉庫事業者の間で取り決めをしておくこととします。

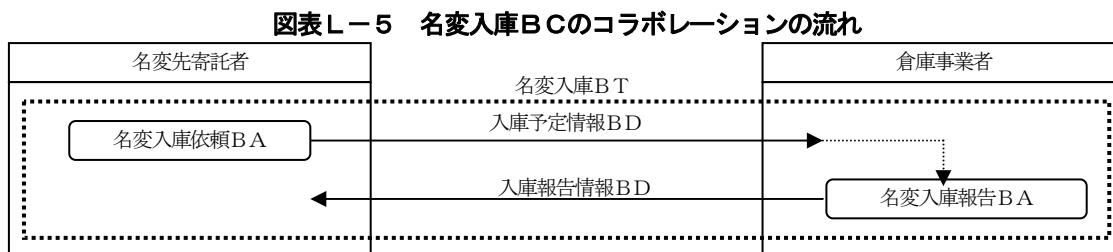
K 5. 3. 3 名変入庫BCの留意点

- (1) 入庫予定番号の付与
- ・「入庫予定番号」は、名変先寄託者が名変入庫を依頼する単位ごとにユニークに付与します。
 - ・「入庫予定情報（名変入庫）」の送信を省略した場合には、名変先寄託者による「入庫予定番号」の付与はありませんので、「入庫報告情報（名変入庫）」の「入庫予定番号」には、倉庫事業者が入庫単位に付与した別の番号を格納して使用できるものとします。
- (2) 入庫予定情報（名変入庫）と入庫報告情報（名変入庫）の対応関係
- ・「入庫予定情報（名変入庫）」と「入庫報告情報（名変入庫）」との対応は、「入庫予定番号」により行います。
 - ・通常は「入庫予定情報（名変入庫）」と「入庫報告情報（名変入庫）」は1対1に対応しますが、在庫引当不足などで分割して名変入庫処理を行う場合は1対1に対応しません。このような場合の処理方法については、寄託者と倉庫事業者の間であらかじめ取り決めておくこととします。
- (3) 入庫報告情報での入庫数量
- ・「入庫報告情報（名変入庫）」の入庫数量は、名変入庫により実際に入庫処理した数量を格納します。
 - ・名変出庫BCの名変出庫処理時に在庫引当不足が発生した場合などで、「入庫予定情報（名変入庫）」で指定された数量の名変入庫処理ができない場合の取り扱い方法については、寄託者と倉庫事業者の間であらかじめ取り決めをしておくこととします。

L 5. 4 名変入庫BCを構成するビジネストランザクション

L 5. 4. 1 ビジネスコラボレーションの流れ

名変入庫BCのビジネスコラボレーションの流れは図表L-5の通りです。



L 5. 4. 2 ビジネスコラボレーションの構成内容

名変入庫BCのビジネスコラボレーションを実施することに際して使用するビジネストランザクションは図表L-6の通りです。

図表L-6 名変入庫BCのビジネスコラボレーションの構成内容			
ビジネストランザクション名	ビジネスアクション名	寄託者 ⇄ 倉庫事業者	ビジネスドキュメント名
名変入庫BT	名変入庫依頼BA	→	入庫予定情報
	名変入庫報告BA	←	入庫報告情報

M. 在庫報告・調整プロセス定義書

M1. 本定義書の位置付け

本定義書は、在庫報告・調整C B Cおよびそれに含まれるB Cについて定義したものです。

M2. 在庫報告・調整プロセスの概要

M2. 1 在庫報告・調整プロセスの対象範囲

本定義書で記述する在庫報告・調整プロセスは、倉庫業務取引において、寄託者および倉庫事業者の在庫報告および在庫調整業務を効率化するために、業務区分「e. 倉庫／基本サービス」（ビジネスプロセス編 図表2－1 太枠内の範囲）において、倉庫事業者から寄託者への「在庫報告業務」、および倉庫事業者と寄託者の間での「在庫調整業務」に関わる取決めについて定義したものです。

M2. 2 在庫報告・調整プロセスの背景と目的

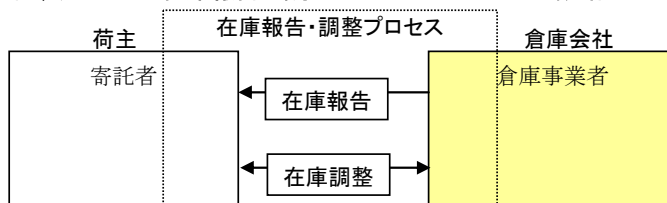
在庫報告および在庫調整に関わるプロセスを標準化し、在庫報告・調整業務に関わる明確で簡潔な運用ルールを制定し、倉庫事業者の在庫報告業務、倉庫事業者と寄託者の間の在庫調整業務の効率化と業務の質を向上させることを目的とします。

M2. 3 在庫報告・調整プロセスの概略フロー

在庫報告・調整プロセスの概略フローを図表M－1に示します。

在庫報告は倉庫事業者から寄託者に対して行います。在庫調整は倉庫事業者と寄託者との間で必要な情報の交換により行います。

図表M－1 在庫報告・調整プロセスのビジネス概略フロー

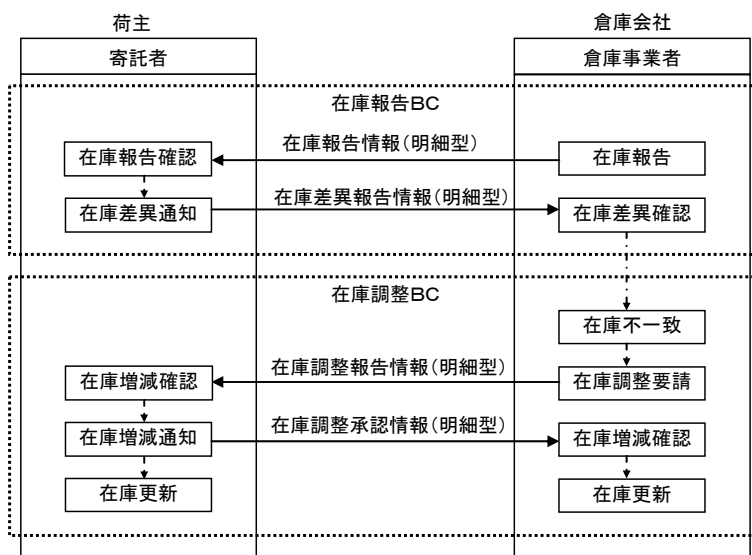


M3. 在庫報告・調整プロセスの構成内容

在庫報告・調整プロセス（在庫報告・調整C B C）は、下記のビジネスコラボレーション（B C）により構成されます。

- ・在庫報告B C
- ・在庫調整B C（未定義）

図表K－2 在庫報告・調整プロセスのビジネス詳細フロー



M3. 1 ビジネスコラボレーションの概要

在庫報告・調整プロセスのビジネス詳細フローを図表M－2に示します。

在庫報告B Cでは、倉庫事業者と寄託者の間で在庫の報告と差異の報告を相互に行います。

在庫調整B Cでは、在庫の不一致が生じた場合に倉庫事業者と寄託者の間で在庫増減の確認のうえ在庫調整を行います。

M3. 2 在庫報告・調整プロセスにおいて想定されるシナリオ

M3. 2. 1 基本シナリオ

- ①倉庫事業者が寄託者に在庫報告を行うときは、「在庫報告B C」に基づき倉庫事業者から寄託者に「在庫報告情報（明細型）」をE D Iで送信します。
- ②寄託者は受信した「在庫報告情報（明細型）」の内容に差異がある場合には、「在庫報告B C」に基づき「在庫差異報告情報（明細型）」を倉庫事業者へE D Iで送信します。
- ③倉庫事業者は在庫の不一致を見つけたときには、在庫の調整を要請するため「在庫調整B C」に基づき寄託者に「在庫調整報告情報（明細型）」をE D Iで送信します。
- ④寄託者は受信した「在庫調整報告情報（明細型）」により在庫の増減数を確認し、その結果を承認した旨を通知するため「在庫調整B C」に基づき、倉庫事業者へ「在庫調整承認情報（明細型）」をE D Iで送信します。

M3. 2. 2 在庫報告B Cの概要

倉庫事業者は、事前に締結済のEDI運用規約に基づき、在庫の状況を盛り込んだ「在庫報告情報（明細型）」を寄託者に送信します。寄託者は、事前に締結済のEDI運用規約に基づき、受信した「在庫報告情報（明細型）」に対する差異を盛り込んだ「在庫差異報告情報（明細型）」を倉庫事業者に送信します。

M3. 2. 3 在庫調整BCの概要

倉庫事業者は、在庫の不一致を見つけた場合には、事前に締結済のEDI運用規約に基づき、在庫の調整を要請するため「在庫調整報告情報（明細型）」を寄託者に送信します。寄託者は、事前に締結済のEDI運用規約に基づき、受信した「在庫調整報告情報（明細型）」の内容を確認のうえ、「在庫調整承認情報（明細型）」を倉庫事業者に送信します。

M4. 在庫報告BCの定義

M4. 1 在庫報告BCの目的

倉庫事業者が寄託者に対して在庫の状況を報告し、寄託者はその在庫報告に対する差異を倉庫事業者に通知することを目的とします。

M4. 2 在庫報告BCの前提条件

「在庫報告情報（明細型）」および「在庫差異報告情報（明細型）」の交換の可否については、倉庫業務の取引を開始する際にあらかじめ決定しておくものとします。

M4. 3 在庫報告BCの説明

M4. 3. 1 在庫報告BCの業務の流れ

- ①倉庫事業者は、寄託者との間であらかじめ取り決めたタイミングで、寄託者に対して「在庫報告情報（明細型）」を送信することにより、在庫の状況を報告します。寄託者と倉庫事業者が、あらかじめ合意した場合には、「在庫報告情報（明細型）」の送信を省略することができます。
- ②寄託者は倉庫事業者に対して「在庫差異報告情報（明細型）」を送信することにより、受信した「在庫報告情報（明細型）」と寄託者が管理する在庫状況との差異を通知することができます。この「在庫差異報告情報（明細型）」の送信は省略することができます。

M4. 3. 2 在庫報告BCの運用ルール

- (1) 在庫報告情報（明細型）、在庫差異報告情報（明細型）の作成単位
 - ・「在庫報告情報（明細型）」は、倉庫事業者が寄託者に対して在庫状況を報告する単位に作成します。
 - ・「在庫差異報告情報（明細型）」は、「在庫報告情報（明細型）」の作成単位と同様とします。
- (2) 明細情報の繰返し単位
 - ・明細情報は、入庫番号、受注者品名コードなどにより繰返します。どのデータ項目により明細情報を繰返すのかは、あらかじめ当事者間で取り決めておくものとします。ここで、入庫番号は「入庫単位の貨物を商品の種類別に区別してユニークに付与した管理番号」を意味しています。
- (3) 在庫報告情報（明細型）、在庫差異報告情報（明細型）の送信タイミング
 - ・「在庫報告情報（明細型）」、「在庫差異報告情報（明細型）」の送信は、寄託者と倉庫事業者が事前に合意したタイミングで行います。例えば、日ごと、旬ごと、月ごと。

M4. 3. 3 在庫報告BCの留意点

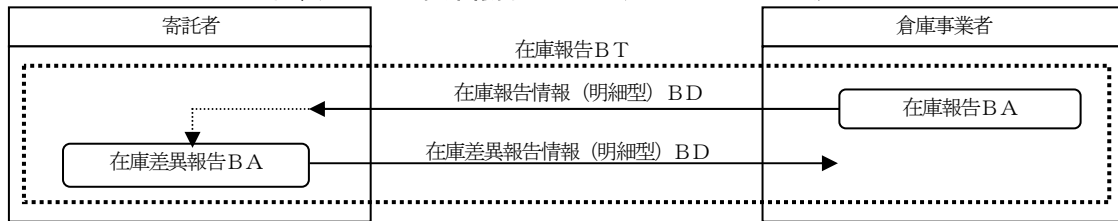
- (1) 在庫差異報告情報（明細型）の省略
 - ・「在庫差異報告情報（明細型）」の送信を省略する場合は、差異が発生した場合の連絡方法などについて、あらかじめ取り決めておくものとします。
- (2) 在庫報告番号の付与
 - ・「在庫報告番号」は、倉庫事業者が「在庫報告情報（明細型）」ごとにユニークに付与します。
 - ・「在庫差異報告情報（明細型）」の「在庫報告番号」は、対応する「在庫報告情報（明細型）」と同じ番号とします。

M4. 4 在庫報告BCを構成するビジネスランザクション

M4. 4. 1 ビジネスコラボレーションの流れ

在庫報告BCのビジネスコラボレーションの流れは図表M-3の通りです。

図表M-3 在庫報告BCのコラボレーションの流れ



M4. 4. 2 ビジネスコラボレーションの構成内容

在庫報告BCのビジネスコラボレーションを実施することに際して使用するビジネストランザクションは図表M-4の通りです。

図表M-4 在庫報告BCのビジネスコラボレーションの構成内容

ビジネストランザクション名	ビジネスアクション名	寄託者 ⇄ 倉庫事業者	ビジネスドキュメント名
在庫報告BT	在庫報告BA	←	在庫報告情報（明細型）
	在庫差異報告BA	→	在庫差異報告情報（明細型）

N. 在庫照会プロセス定義書

N1. 本定義書の位置付け

本定義書は、在庫照会CBCおよびそれに含まれるBCについて定義したものです。

N2. 在庫照会プロセスの概要

N2. 1 在庫照会プロセスの対象範囲

本定義書で記述する在庫照会プロセスは、倉庫業務取引において、在庫照会業務を効率化するために、業務区分「f. 倉庫／付加サービス」（ビジネスプロセス編 図表2-1 太枠内の範囲）において、在庫の照会者と回答者との間の「在庫照会プロセス」に関わる取決めについて定義したものです。

N2. 2 在庫照会プロセスの目的

在庫の照会、回答などに関わる在庫照会プロセスを標準化し、在庫照会業務に関わる明確で簡潔な運用ルールを制定し、在庫の照会者と回答者との間の在庫照会業務の効率化とサービスの向上を目的とします。

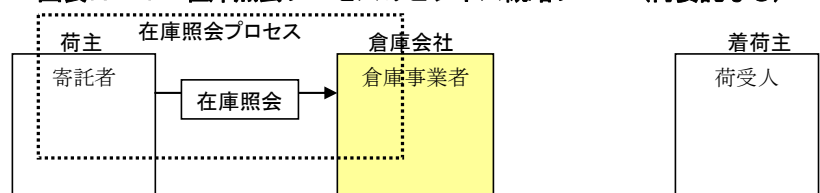
具体的な適用事例としては、寄託者の受注管理システムから倉庫事業者への在庫照会、元請倉庫事業者から再委託先倉庫事業者への在庫照会、サイバーモールから倉庫事業者への在庫照会、などを想定します。

N2. 3 在庫照会プロセスの概略フロー

(1) 再委託なしの場合

再委託なしの場合の在庫照会プロセスの概略フローを図表N-1に示します。

図表N-1 在庫照会プロセスのビジネス概略フロー（再委託なし）

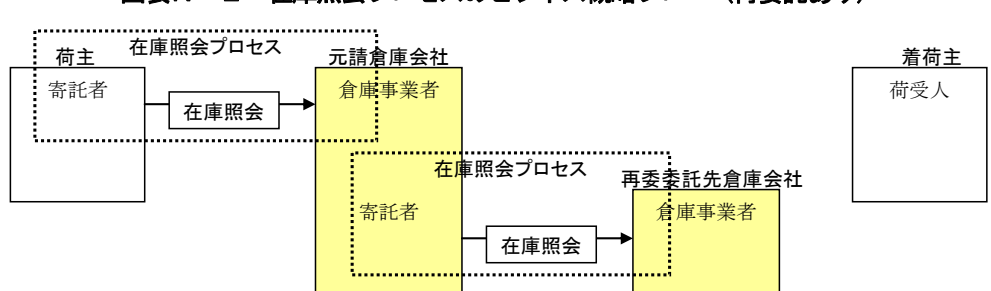


(2) 再委託ありの場合

再委託ありの場合の在庫照会プロセスの概略フローを図表N-2に示します。

元請倉庫事業者は寄託者の立場で再委託先倉庫事業者へ在庫照会を行い必要な情報を取得します。

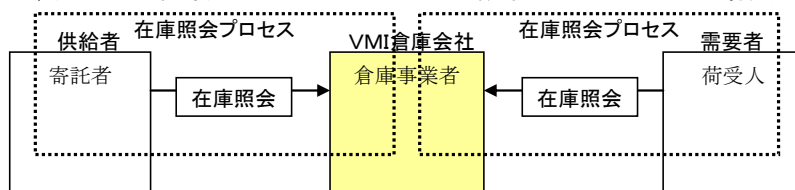
図表N-2 在庫照会プロセスのビジネス概略フロー（再委託あり）



(3) VMIの場合

VMI¹の場合の在庫照会プロセスの概略フローを図表N-3に示します。
VMIの場合は、寄託者と荷受人のそれぞれが倉庫事業者との間で契約行為があるため、寄託者および荷受人の双方から倉庫事業者にて在庫照会を行うことができます。

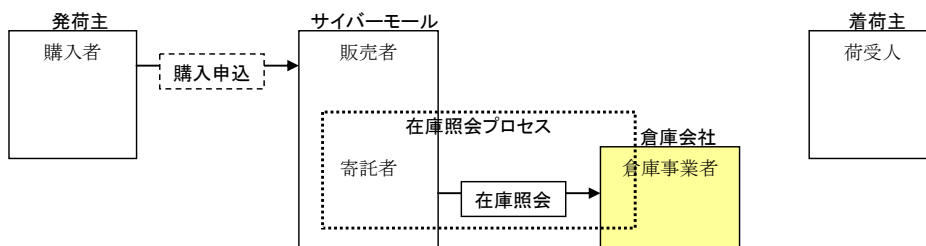
図表N-3 在庫照会プロセスのビジネス概略フロー（VMIの場合）



(4) サイバーモールの場合

サイバーモールの場合の在庫照会プロセスの概略フローを図表N-4に示します。
サイバーモールが在庫を確認のうえ購入者に販売する場合、サイバーモールは倉庫事業者に対して在庫照会を行う。

図表N-4 在庫照会プロセスのビジネス概略フロー（サイバーモールの場合）



N3. 在庫照会プロセスの構成内容

在庫照会プロセス（在庫照会CBC）は、下記のビジネスコラボレーション（BC）により構成されます。

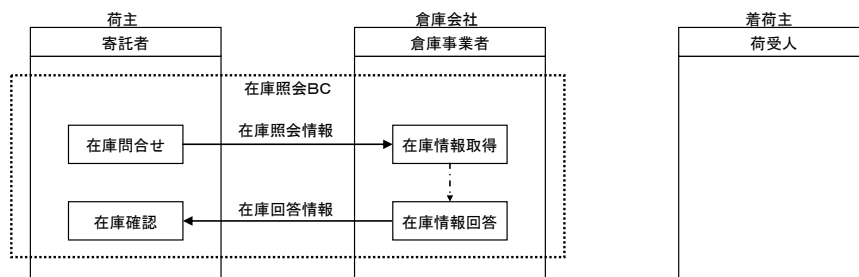
- ・在庫照会BC

図表N-5 在庫照会プロセスのビジネス詳細フロー（再委託なし）

N3. 1 ビジネスコラボレーションの概要

(1) 再委託なしの場合

在庫照会プロセスのビジネス詳細フロー（再委託なし）を図表N-5に示します。

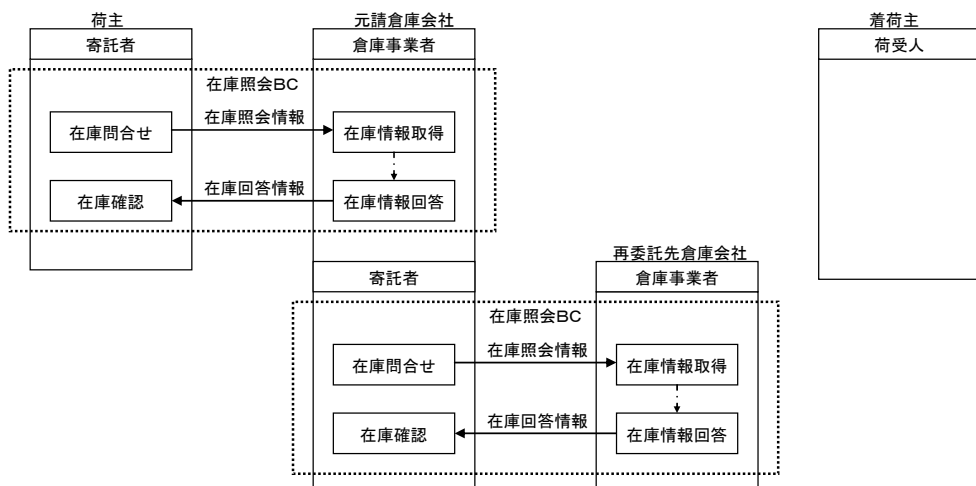


(2) 再委託ありの場合

在庫照会プロセスのビジネス詳細フロー（再委託あり）を図表N-6に示します。

荷主から元請倉庫会社への在庫照会プロセスと、元請倉庫会社から再委託先倉庫会社への在庫照会プロセスの相互関係は規定しません。荷主から在庫照会を受けた時点で元請倉庫会社が再委託先倉庫会社へ在庫照会を行うなどのように、両プロセスの連携が必要となった場合には、アプリケーションレベルで連携を取るものとします。

図表N-6 在庫照会CBCのビジネス詳細フロー（再委託あり）



(3) VMIの場合

在庫照会プロセスのビジネス詳細フロー（VMIの場合）を図表N-7に示します。

¹ Vender Managed Inventory

```

sequenceDiagram
    participant S as 供給者  
寄託者
    participant W as VMI倉庫会社  
倉庫事業者
    participant C as 需要者  
荷受人

    Note over S, W: 在庫照会BC
    S->>W: 在庫問合せ
    W->>W: 在庫情報取得
    W-->>W: 在庫情報回答
    W->>S: 在庫回答情報
    S->>S: 在庫確認

    Note over W, C: 在庫照会BC
    C->>W: 在庫問合せ
    W->>W: 在庫情報取得
    W-->>W: 在庫情報回答
    W->>C: 在庫回答情報
    C->>C: 在庫確認
  
```

N3. 2. 1 基本シナリオ

①寄託者が倉庫事業者^{（注）}に在庫の問合せを行うときは、「在庫照会ＢＣ」に基づき、倉庫事業者^{（注）}に「在庫照会情報」をＥＤＩで送信します。

②倉庫事業者は、「在庫照会ＢＣ」に基づき、寄託者に対して「在庫照会情報」に対する回答を「在庫回答情報」としてＥＤＩで送信します。

- ①寄託者が元請倉庫事業者^①に在庫の問合せを行うときは、「在庫照会BC」に基づき、元請倉庫事業者^①に「在庫照会情報」をEDIで送信します。
- ②元請倉庫事業者^①は、「在庫照会BC」に基づき、寄託者^②に対して「在庫照会情報」に対する回答を「在庫回答情報」としてEDIで送信します。
- ③元請倉庫事業者^①が再委託先倉庫事業者^③に在庫の問合せを行うときは、「在庫照会BC」に基づき、再委託先倉庫事業者^③に「在庫照会情報」をEDIで送信します。
- ④再委託先倉庫事業者^③は、「在庫照会BC」に基づき、元請倉庫事業者^①に対して「在庫照会情報」に対する回答を「在庫回答情報」としてEDIで送信します。

①寄託者または荷受人が倉庫事業者^①に在庫の問合せを行うときは、「在庫照会BC」に基づき、倉庫事業者^②に「在庫照会情報」をEDIで送信します。

②倉庫事業者は、「在庫照会BC」に基づき、寄託者または荷受人に対して「在庫照会情報」に対する回答を「在庫回答情報」としてEDIで送信します。

N4. 1 在庫照会BCの目的

在庫の照会者が、倉庫事業者に対して在庫照会を行い、その回答を得ることを目的とします。

在庫照会の資格者は、原則として倉庫事業者との間で契約行為があるものとし、倉庫業務の取引を開始する際にあらかじめ取り決めておくものとします。

N4. 3. 1 在庫照会BCの流れ

上記「N3. 2」に同じ。

(1) 在庫照会のキー情報

(a) 在庫照会のキー情報

在庫照会のキー情報は以下のデータ項目の組合せとします。

- ①受注者品名コードまたは発注者品名コード
- ②ロット番号
- ③入庫番号
- ④保管場所コード+保管場所部門コード

(b) キー情報の運用

- ・ロット番号は受注者品名コードまたは発注者品名コードと組合せて使用します。
- ・入庫番号は通常は「保管場所コード+保管場所部門コード」と組合せて使用します。
- ・「保管場所コード+保管場所部門コード」の指定が無い場合は、当該倉庫事業者が管理している全保管場所の在庫を対象とします。

(2) 明細情報の繰返し単位

- ・明細情報は、入庫番号、受注者品名コードなどにより繰返します。どのデータ項目により明細情報を繰返すのかは、あらかじめ当事者間で取り決めておくものとします。ここで、入庫番号は「入庫単位の貨物を商品の種類別に区別してユニークに付与した管理番号」を意味しています。

(3) 在庫情報の取得

- ・倉庫事業者は照会を受けた時点での最新の在庫状況を回答するものとし、過去の在庫の回答は行いません。

N4. 3. 3 在庫照会BCの留意点

(1) 在庫照会番号の採番

在庫照会番号は、在庫の照会者が「在庫照会情報」ごとにユニークに採番します。

当該「在庫照会情報」に対する「在庫回答情報」には同一の在庫照会番号を使用します。

(2) 在庫データ取得時刻の通知

実際の入庫および出庫の時刻と、在庫管理システムに登録する時刻に若干の差異が生ずることから、「在庫回答情報」には在庫データ取得時刻を格納します。

在庫データ取得時刻は、在庫管理システムから在庫データを取得した時刻とします。

(3) 保管場所コード、保管場所部門コードの使い方

保管場所コード（12桁）に標準企業コードを使用する場合には、上位6桁で企業コードを表示し、下位6桁で倉庫所在地コードを表示することができます。

また、保管場所部門コードは、より詳細なロケーションを表示する場合に使用することができます。

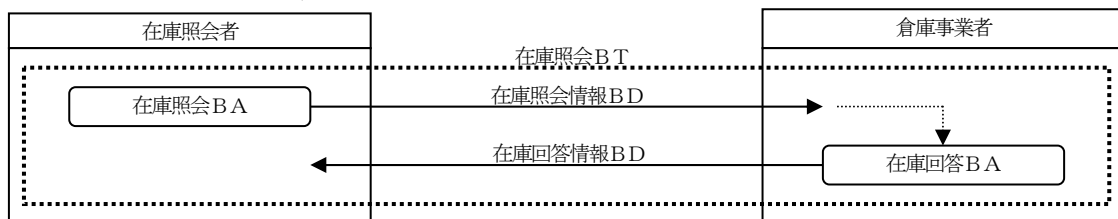
保管場所コードおよび保管場所部門コードは、倉庫事業者が指定したコードを使用します。

N4. 4 在庫照会BCを構成するビジネストランザクション

(1) ビジネスコラボレーションの流れ

在庫照会BCのビジネスコラボレーションの流れは図表N-8の通りです。

図表N-8 在庫照会BCのコラボレーションの流れ



(2) ビジネスコラボレーションの構成内容

在庫照会BCのビジネスコラボレーションを実施することに際して使用するビジネストランザクションは図表N-9の通りです。

図表N-9 在庫照会BCのビジネスコラボレーションの構成内容

ビジネストランザクション名	ビジネスアクション名	在庫照会者 ⇄ 倉庫事業者	ビジネスドキュメント名
在庫照会BT	在庫照会BA	→	在庫照会情報
	在庫回答BA	←	在庫回答情報

P. 倉庫料金請求・支払プロセス定義書

P 1. 本定義書の位置付け

本定義書は、倉庫料金請求・支払C B Cおよびそれに含まれるB Cについて定義したものです。

P 2. 倉庫料金請求・支払プロセスの概要

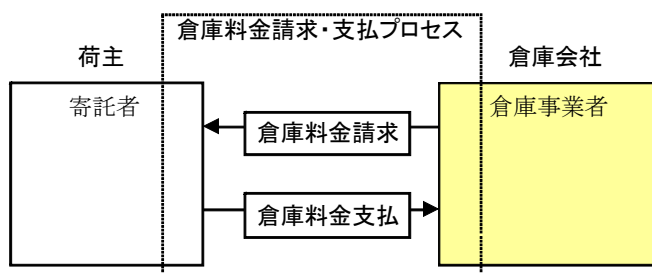
P 2. 1 倉庫料金請求・支払プロセスの対象範囲

本定義書で記述する倉庫料金請求・支払プロセスは、倉庫業務取引において、倉庫料金請求業務、倉庫料金支払業務などを効率化するために、業務区分「g. 請求支払」（ビジネスプロセス編 図表2－1 太枠内の範囲）において、倉庫事業者から寄託者への「倉庫料金請求業務」、寄託者から倉庫事業者への「倉庫料金支払業務」に関わる取決めについて定義したものです。

P 2. 2 倉庫料金請求・支払プロセスの目的

倉庫料金請求情報の送受信、倉庫料金支払情報の送受信などに関わる倉庫料金請求・支払プロセスを標準化し、倉庫料金請求・支払業務に関わる明確で簡潔な運用ルールを制定し、倉庫事業者から寄託者への倉庫料金請求業務、寄託者から倉庫事業者への倉庫料金支払業務の効率化と業務の質を向上させることを目的とします。

図表P－1 倉庫料金請求・支払プロセスのビジネス概略フロー



P 2. 3 倉庫料金請求・支払プロセスの概略フロー

倉庫料金請求・支払プロセスの概略フローを図表P－1に示します。

倉庫事業者は寄託者人に対して倉庫料金請求内容を通知し、寄託者は倉庫事業者に対して倉庫料金支払内容を通知します。

P 3. 倉庫料金請求・支払プロセスの構成内容

倉庫料金請求・支払プロセス（倉庫料金請求・支払C B C）は、下記のビジネスコラボレーション（B C）により構成されます。

- ・倉庫料金請求B C
- ・倉庫料金支払B C

P 3. 1 ビジネスコラボレーションの概要

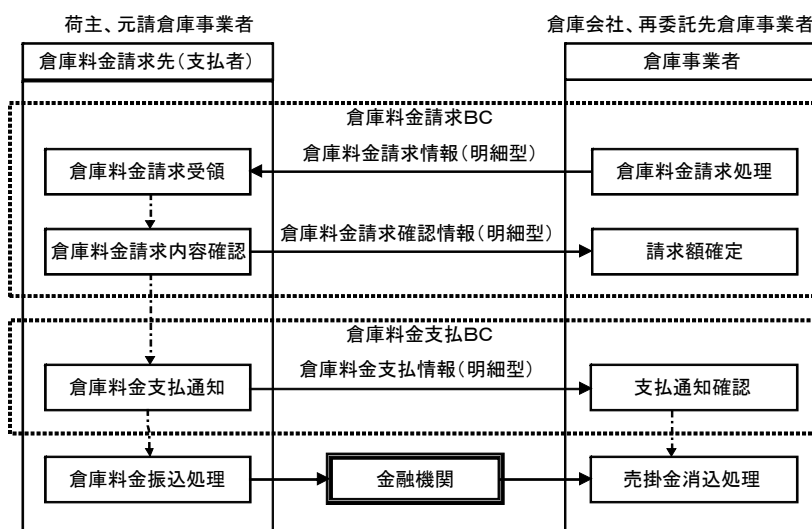
倉庫料金請求・支払プロセスのビジネス詳細フローを図表P－2に示します。

倉庫料金請求B Cでは倉庫料金請求に関わる送受信を行い、倉庫料金支払B Cでは倉庫料金支払に関わる送受信を行います。

寄託者の部門が、倉庫料金請求先または倉庫料金支払者と異なることがあるため、ここでは倉庫料金請求先（支払者）と呼びます。

倉庫料金請求先（支払者）は倉庫料金の振込時に、金融機関を通じて倉庫事業者へ「振込ID」を通知することができ、その「振込ID」を倉庫料金支払の明細とともに事前に倉庫事業者へ送信することにより、倉庫事業者では売掛金の消込み処理を効率化できます。

図表P－2 倉庫料金請求・支払プロセスのビジネス詳細フロー



P 3. 2 倉庫料金請求め支払プロセスにおいて想定されるシナリオ

P 3. 2. 1 基本シナリオ

- ①倉庫事業者が倉庫料金請求先（支払者）に対して倉庫料金の請求内容を通知するときは、「倉庫料金請求B C」に基づ

き、倉庫事業者から寄託者に「倉庫料金請求情報（明細型）」をEDIで送信します。

②倉庫料金請求先（支払者）は、受信した「倉庫料金請求情報（明細型）」の内容を確認したうえで、「倉庫料金請求BC」に基づき、倉庫事業者に「倉庫料金請求確認情報（明細型）」を送信します。

③倉庫料金請求先（支払者）は倉庫料金の振込に先立ち、「倉庫料金支払BC」に基づき、倉庫事業者に倉庫料金の支払内容を通知するため「倉庫料金支払情報（明細型）」を送信します。

④倉庫料金請求先（支払者）は、金融機関を通じて倉庫事業者の口座に倉庫料金を振込みます。

P 3. 2. 2 倉庫料金請求BCの概要

倉庫事業者は、事前に締結済のEDI運用規約に基づき、倉庫料金の請求内容を通知するため「倉庫料金請求情報（明細型）」を倉庫料金請求先（支払者）に送信します。倉庫料金請求先（支払者）は、受信した「倉庫料金請求情報（明細型）」を確認し、事前に締結済のEDI運用規約に基づき、確認結果を通知するため倉庫事業者に「倉庫料金請求確認情報（明細型）」を送信します。

P 3. 2. 3 倉庫料金支払BCの概要

倉庫料金請求先（支払者）は、事前に締結済のEDI運用規約に基づき、倉庫料金の振込に先立ち、倉庫事業者に倉庫料金支払内容を通知するため「倉庫料金支払情報（明細型）」を送信します。

P 4. 倉庫料金請求BCの定義

P 4. 1 倉庫料金請求BCの目的

倉庫事業者が倉庫料金請求先（支払者）に対して倉庫料金の請求内容を通知し、双方で倉庫料金請求内容の確認を行うことを目的とします。

P 4. 2 倉庫料金請求BCの前提条件

「倉庫料金請求確認情報（明細型）」の交換の可否については、倉庫事業者と倉庫料金請求先（支払者）との間で、倉庫業務の取引を開始する際にあらかじめ決定しておくものとします。

P 4. 3 倉庫料金請求BCの説明

P 4. 3. 1 倉庫料金請求BCの業務の流れ

①倉庫事業者から倉庫料金請求先（支払者）に対して、「倉庫料金請求情報（明細型）」を送信することにより倉庫料金の請求内容を通知します。

②倉庫料金請求先（支払者）は倉庫事業者に対して、「倉庫料金請求確認情報（明細型）」を送信することにより、倉庫料金請求内容の確認結果を通知することができます。「倉庫料金請求確認情報（明細型）」の送信は省略することができます。

P 4. 3. 2 倉庫料金請求BCの運用ルール

（１）倉庫料金請求情報（明細型）、倉庫料金請求確認情報（明細型）の作成単位

- ・倉庫料金を請求する単位に作成します。

（２）明細情報の繰返し単位

- ・明細情報は、入庫番号、受注者品名コードなどにより繰返します。どのデータ項目により明細情報を繰返すのかは、あらかじめ当事者間で取り決めておくものとします。ここで、入庫番号は「入庫単位の貨物を商品の種類別に区別してユニークに付与した管理番号」を意味しています。
- ・１つの入庫番号に対し、複数の出荷依頼や流通加工があった場合に、複数回の出庫作業や流通加工作業が発生しますが、その全明細の出庫料等を記載する必要がある場合には、「入庫番号＋出荷依頼番号」「入庫番号＋流通加工依頼番号」などのように複数のデータ項目により明細情報を繰返します。

（４）倉庫料金請求情報（明細型）の送信タイミング

- ・旬単位、月単位などの、どのタイミングで送信するかを、あらかじめ取り決めておくものとします。

P 4. 3. 3 倉庫料金請求BCの留意点

（１）倉庫料金請求確認情報（明細型）の省略

- ・「倉庫料金請求確認情報（明細型）」の送信を省略する場合は、倉庫料金請求内容の確認方法、確定方法などについて、あらかじめ取り決めておくものとします。

（２）請求書番号の採番

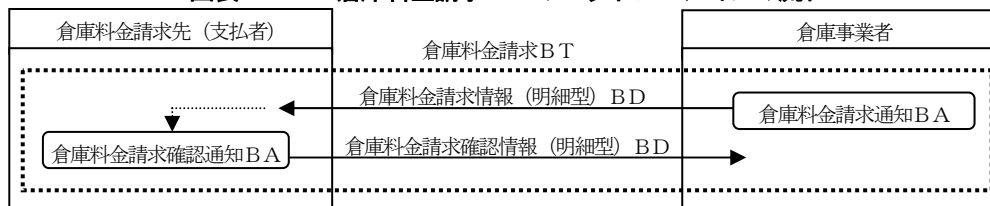
- ・「請求書番号」は、倉庫料金請求情報（明細型）ごとに倉庫事業者がユニークに採番します。

P 4. 4 倉庫料金請求BCを構成するビジネスプロセス

P 4. 4. 1 ビジネスコラボレーションの流れ

倉庫料金請求BCのビジネスコラボレーションの流れは図表P-3の通りです。

図表P-3 倉庫料金請求BCのコラボレーションの流れ



(注) 倉庫料金請求確認情報(明細型)BDは、未開発です。

P4.4.2 ビジネスコラボレーションの構成内容

倉庫料金請求BCのビジネスコラボレーションを実施することに際して使用するビジネストランザクションは図表P-4の通りです。

図表P-4 倉庫料金請求BCのビジネスコラボレーションの構成内容

ビジネストランザクション名	ビジネスアクション名	倉庫料金請求先(支払者) ⇄ 倉庫事業者	ビジネスドキュメント名
倉庫料金請求BT	倉庫料金請求通知BA	←	倉庫料金請求情報(明細型)
	倉庫料金請求確認通知BA	→	倉庫料金請求確認情報(明細型)

P5. 倉庫料金支払BCの定義

P5.1 倉庫料金請求BCの目的

倉庫料金請求先(支払者)が倉庫事業者に対して倉庫料金の支払い内容を通知し、双方で倉庫料金支払内容の確認を行うことを目的とします。

P5.2 倉庫料金支払BCの前提条件

「倉庫料金支払情報(明細型)」の交換の可否については、倉庫料金請求先(支払者)と倉庫事業者との間で、倉庫業務の取引を開始する際にあらかじめ決定しておくものとします。

「倉庫料金請求情報(明細型)」を使用せずに、この「倉庫料金支払情報(明細型)」のみを使用する場合があります。

P5.3 倉庫料金支払BCの説明

P5.3.1 倉庫料金支払BCの業務の流れ

- ①倉庫料金請求先(支払者)から倉庫事業者に対して、「倉庫料金支払情報(明細型)」を送信することにより倉庫料金の支払内容を通知します。
- ②倉庫料金請求先(支払者)は倉庫事業者に対して、銀行振込通知情報に格納する「振込ID」を「倉庫料金支払情報(明細型)」にて通知することにより、倉庫事業者はその「振込ID」により売掛金の消し込み処理を効率化できます。

P5.3.2 倉庫料金支払BCの運用ルール

- (1) 倉庫料金支払情報(明細型)の作成単位
 - ・倉庫料金を支払う単位に作成します。
- (2) 明細情報の繰返し単位
 - ・明細情報は、入庫番号、受注者品名コードなどにより繰返します。どのデータ項目により明細情報を繰返すのかは、あらかじめ当事者間で取り決めておくものとします。ここで、入庫番号は「入庫単位の貨物を商品の種類別に区別してユニークに付与した管理番号」を意味しています。
 - ・1つの入庫番号に対し、複数の出荷依頼や流通加工があった場合に、複数回の出庫作業や流通加工作業が発生しますが、その全明細の出庫料等を記載する必要がある場合には、「入庫番号+出荷依頼番号」「入庫番号+流通加工依頼番号」などのように複数のデータ項目により明細情報を繰返します。
- (4) 倉庫料金支払情報(明細型)の送信タイミング
 - ・旬単位、月単位などの、どのタイミングで送信するかを、あらかじめ取り決めておくものとします。

P5.3.3 倉庫料金支払BCの留意点

- (1) 支払番号の採番
 - ・「支払番号」は、倉庫料金支払情報(明細型)ごとに寄託者がユニークに採番します。
- (2) 請求書番号の格納
 - ・該当する倉庫料金請求情報(明細型)に記載された請求書番号を格納します。倉庫料金請求情報(明細型)を受信して

いない場合は請求書番号を省略します。

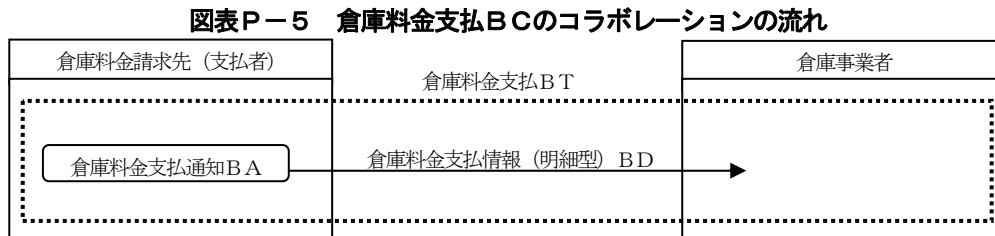
(3) 振込IDの格納

- ・支払者が金融機関への振込時に指定した20桁の「振込ID」を格納します。「振込ID」は金融機関を通じて振込先に振込金額等とともに通知されます。

P5. 4 倉庫料金支払BCを構成するビジネストランザクション

P5. 4. 1 ビジネスコラボレーションの流れ

倉庫料金支払BCのビジネスコラボレーションの流れは図表P-5の通りです。



P5. 4. 2 ビジネスコラボレーションの構成内容

倉庫料金支払BCのビジネスコラボレーションを実施することに際して使用するビジネストランザクションは図表P-6の通りです。

図表P-6 倉庫料金支払BCのビジネスコラボレーションの構成内容

ビジネストランザクション名	ビジネスアクション名	倉庫料金請求先 (支払者) ⇄ 倉庫事業者	ビジネスドキュメント名
倉庫料金支払BT	倉庫料金支払通知BA	→	倉庫料金支払情報 (明細型)

Q. 倉庫マスター通知プロセス定義書

Q1. 本定義書の位置付け

本定義書は、倉庫マスター通知CBCおよびそれに含まれるBCについて定義したものです。ここでは、倉庫関係のマスターを総称して、「倉庫マスター」と呼ぶこととします。

Q2. 倉庫マスター通知プロセスの概要

Q2. 1 倉庫マスター通知プロセスの対象範囲

本定義書で記述する倉庫マスター通知プロセスは、倉庫に関する情報の通知業務などを効率化するために、業務区分「e. 倉庫/基本サービス」(ビジネスプロセス編 図表2-1 太枠内の範囲)において、寄託者と倉庫事業者との間で交換される「倉庫関係マスター通知業務」に関わる取決めについて定義したものです。

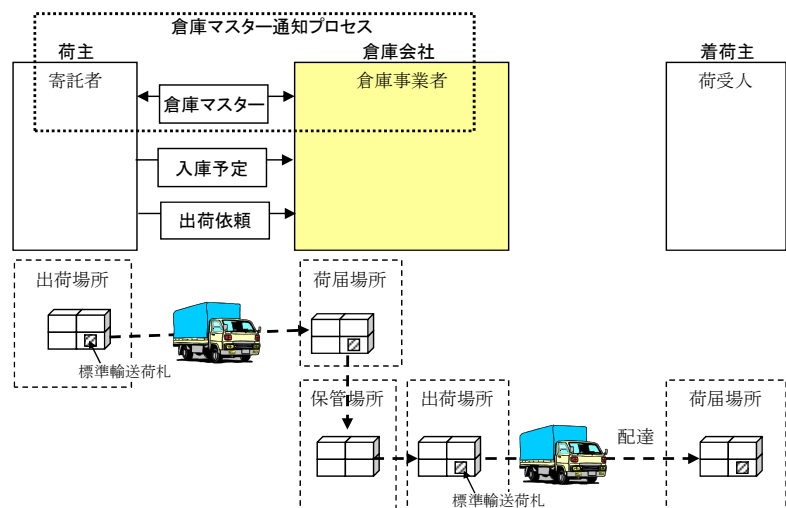
Q2. 2 倉庫マスター通知プロセスの目的

倉庫業務の前に、あらかじめ寄託者と倉庫事業者との間で、倉庫業務に係わるマスター情報を交換しておくための倉庫マスター通知プロセスを標準化し、倉庫マスターの通知に関わる明確で簡潔な運用ルールを制定し、倉庫マスター通知業務の効率化と倉庫業務の質を向上させることを目的とします。

Q2. 3 倉庫マスター通知プロセスの概略フロー

倉庫マスター通知プロセスの概略フローを図表Q-1に示します。

図表Q-1 倉庫マスター通知プロセスのビジネス概略フロー



寄託者と倉庫事業者との間で、あらかじめ定められたタイミングで、倉庫マスター情報を交換します。

Q3. 倉庫マスター通知プロセスの構成内容

倉庫マスター通知プロセス（倉庫マスター通知C B C）は、下記のビジネスコラボレーション（B C）により構成されます。

- ・品名マスター通知B C
- ・荷届先マスター通知B C

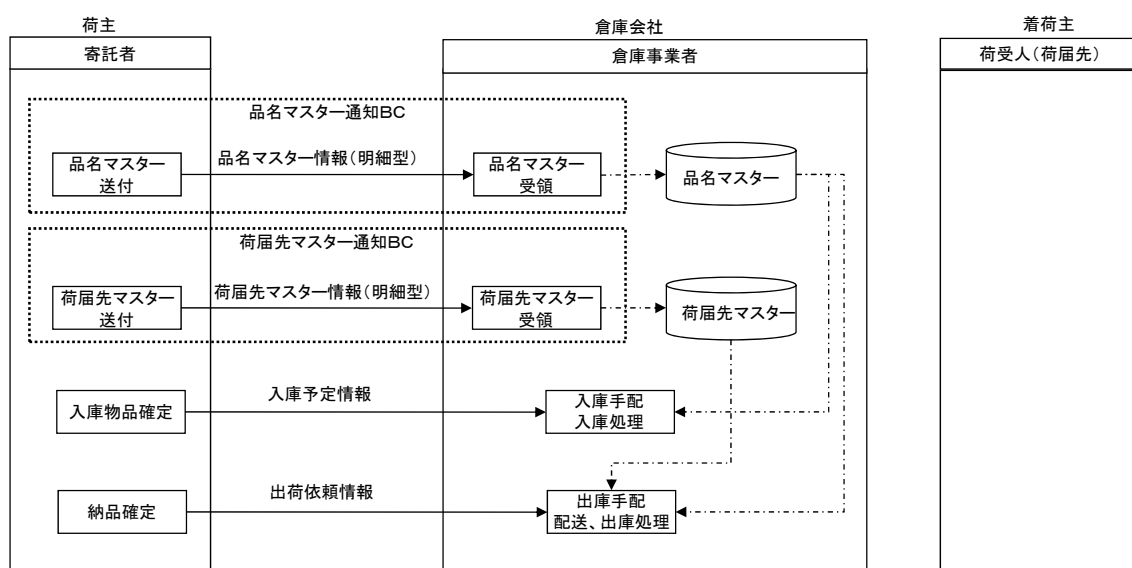
Q3. 1 ビジネスコラボレーションの概要

倉庫マスター通知プロセスのビジネス詳細フローを図表Q－2に示します。

寄託者は、倉庫業務を開始する前に、あらかじめ決められたタイミングで、倉庫事業者に対して「品名マスター情報（明細型）」「荷届先マスター情報（明細型）」を送信します。

倉庫事業者は、受領した「品名マスター情報（明細型）」「荷届先マスター情報（明細型）」を社内システムに蓄積しておき、入庫処理時または出庫・出荷処理時にそれを参照して倉庫業務を行います。

図表Q－2 倉庫マスター通知プロセスのビジネス詳細フロー



Q3. 2 倉庫マスター通知プロセスにおいて想定されるシナリオ

Q3. 2. 1 基本シナリオ

- ①寄託者は、あらかじめ定められたタイミングで、品名に関する情報を通知するために「品名マスター通知B C」に基づき、倉庫事業者に対して「品名マスター情報（明細型）」をEDIで送信します。
- ②寄託者は、あらかじめ定められたタイミングで、荷届先に関する情報を通知するために「荷届先マスター通知B C」に基づき、倉庫事業者に対して「荷届先マスター情報（明細型）」をEDIで送信します。
- ③倉庫事業者は、寄託者から受信した「品名マスター通知B C」「荷届先マスター情報」を社内システムに蓄積しておき、入庫処理時、出庫・出荷処理時などにそれを参照して倉庫業務を行います。

Q3. 2. 2 品名マスター通知B Cの概要

寄託者は、あらかじめ定められたタイミングで、「品名マスター情報（明細型）」を事前に締結済のEDI運用規約に基づき倉庫事業者へ送信します。

Q3. 2. 3 荷届先マスター通知B Cの概要

寄託者は、あらかじめ定められたタイミングで、「荷届先マスター情報（明細型）」を事前に締結済のEDI運用規約に基づき倉庫事業者へ送信します。

Q4. 品名マスター通知B Cの定義

Q4. 1 品名マスター通知B Cの目的

寄託者が、倉庫事業者に対して、品名に関するマスター情報を通知することを目的とします。

Q4. 2 品名マスター通知B Cの前提条件

「品名マスター情報」の交換の可否については、寄託者と倉庫事業者との間で、倉庫業務の取引を開始する際にあらかじめ決定しておくものとします。

Q4. 3 品名マスター通知BCの説明

Q4. 3. 1 品名マスター通知BCの業務の流れ

- ①寄託者から倉庫事業者に対して、「品名マスター情報（明細型）」を送信することにより、品名に関する情報を通知します。
- ②倉庫事業者は、「品名マスター情報（明細型）」から入庫処理、出庫・出荷処理時に必要な品名情報を取得します。

Q4. 3. 2 品名マスター通知BCの運用ルール

- (1) 品名マスター情報の作成単位
 - ・品名マスター情報を通知する単位に作成します。
- (2) 明細情報の繰返し単位
 - ・明細情報は、受注者品名コードなどにより繰返します。
- (3) 品名マスター情報の送信タイミング
 - ・「品名マスター情報」の送信は、当事者間であらかじめ取り決めたタイミングに行うものとします。

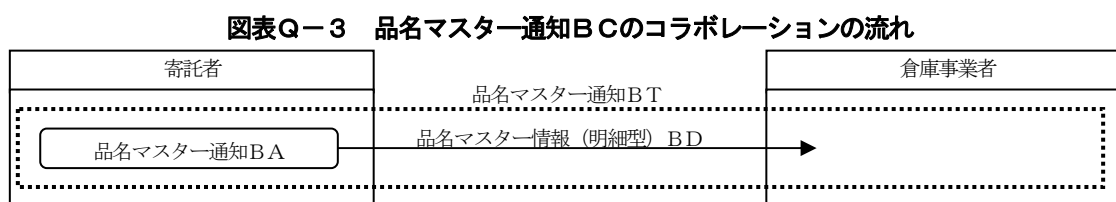
Q4. 3. 3 品名マスター通知BCの留意点

- (1) 品名マスター情報の追加、更新、削除
 - ・品名マスター情報の追加、更新、削除などのルールは、あらかじめ当事者間で取り決めておくものとします。

Q4. 4 品名マスター通知BCを構成するビジネストランザクション

Q4. 4. 1 ビジネスコラボレーションの流れ

品名マスター通知BCのビジネスコラボレーションの流れは図表Q-3の通りです。



Q4. 4. 2 ビジネスコラボレーションの構成内容

品名マスター通知BCのビジネスコラボレーションを実施することに際して使用するビジネストランザクションは図表Q-4の通りです。

図表Q-4 品名マスター通知BCのビジネスコラボレーションの構成内容

ビジネストランザクション名	ビジネスアクション名	寄託者 ⇄ 倉庫事業者	ビジネスドキュメント名
品名マスター通知BT	品名マスター通知BA	→	品名マスター情報（明細型）

Q5. 荷届先マスター通知BCの定義

Q5. 1 荷届先マスター通知BCの目的

寄託者が、倉庫事業者に対して、荷届先に関するマスター情報を通知することを目的とします。

Q5. 2 荷届先マスター通知BCの前提条件

「荷届先マスター情報」の交換の可否については、寄託者と倉庫事業者との間で、倉庫業務の取引を開始する際にあらかじめ決定しておくものとします。

Q5. 3 荷届先マスター通知BCの説明

Q5. 3. 1 荷届先マスター通知BCの業務の流れ

- ①寄託者から倉庫事業者に対して、「荷届先マスター情報（明細型）」を送信することにより、荷届先に関する情報を通知します。
- ②倉庫事業者は、「荷届先マスター情報（明細型）」から入庫処理、出庫・出荷処理時に必要な荷届先情報を取得します。

Q5. 3. 2 荷届先マスター通知BCの運用ルール

- (1) 荷届先マスター情報の作成単位
 - ・荷届先マスター情報を通知する単位に作成します。
- (2) 明細情報の繰返し単位
 - ・明細情報は、荷届先コードにより繰返します。
- (3) 荷届先マスター情報の送信タイミング
 - ・「荷届先マスター情報」の送信は、当事者間であらかじめ取り決めたタイミングに行うものとします。

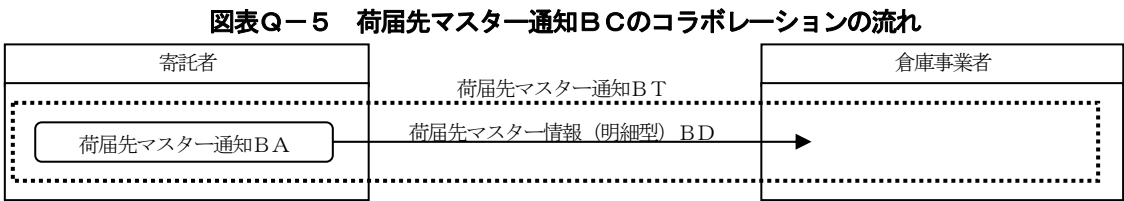
Q 5. 3. 3 荷届先マスター通知B Cの留意点

- (1) 荷届先マスター情報の追加、更新、削除
 - ・荷届先マスター情報の追加、更新、削除などのルールは、あらかじめ当事者間で取り決めておくものとします。

Q 5. 4 荷届先マスター通知B Cを構成するビジネストランザクション

Q 5. 4. 1 ビジネスコラボレーションの流れ

荷届先マスター通知B Cのビジネスコラボレーションの流れは図表Q－5の通りです。



Q 5. 4. 2 ビジネスコラボレーションの構成内容

荷届先マスター通知B Cのビジネスコラボレーションを実施することに際して使用するビジネストランザクションは図表Q－6の通りです。

図表Q－6 荷届先マスター通知B Cのビジネスコラボレーションの構成内容			
ビジネストランザクション名	ビジネスアクション名	寄託者 ⇄ 倉庫事業者	ビジネスドキュメント名
荷届先マスター通知B T	荷届先マスター通知B A	→	荷届先マスター情報(明細型)